

## 第一章 昭和20年労働組合法

渡 辺 章

### I 昭和20年労働組合法案の起草および帝国議会の審議経過概要

#### 1 はじめに

##### (1) 検証の対象にする立法史料

現行の労働組合法は、昭和24年月5月21日に第五特別国会で法律174号として成立した。同年6月1日に公布され、同法施行令(昭和24年6月29日政令231号)により公布の日から施行するとされ、6月10日から適用された(労働組合法施行令附則1.)。一般には、24年改正労組法と呼ばれている。本章では、24年改正労組法の前身であり、改正対象になったいわゆる「旧労働組合法」に係る立法史料(はしがき参照)を検証する。それは日本ではじめて、勤労者に団結する権利および団体交渉その他団体行動をする権利(労働基本権)を保障することを規定した日本国憲法の成立以前に帝国議会の審議を尽くして制定されており、第2次世界大戦が日本の敗戦によって終結した1945(昭和20)年8月15日から数えて4ヵ月程の期間を置いて昭和20年12月22日法律51号として成立し、同法施行令(昭和21年2月27日勅令108号)により公布され、同年3月1日施行された。この労働組合法を前言したように人は一般に「旧労働組合法」と呼んでいる。しかし、本稿ではこうした俗称は使用しないことにし、20年労働組合法(ないし20年労組法)と呼ぶ。

20年労組法に係る立法史料のひとつは、簿冊①および同②に「労務法制審議会法案」として綴じられている史料で、幣原喜重郎内閣の下、昭和20年10月27日芦田均厚生大臣が敢えて管制を設けずに諮問機関として設置した「労務法制審議会委員会」の第3回、第4回および第5回の総会に提出された「労務法制審議会委員会提出労働組合法案」である。これら労働組合法案は、第1回委員会総会において会長が委員のうちから9名の委員を指名して付置した「整理委員会」によって起草されている。本章ではそれを総会順序に従って「第1次草案」、「第2次草案」、「第3次草案」と呼ぶ。加えて、第3次草案の審議を終えた後、「整理委員会」委員のうち会長が5名の委員を「小委員会」の委員に指名して最終調整を委ね、政府に提出した「答申案」がある。(簿冊①1~85頁。以下、単に①、②と表記する)

いまひとつの立法史料は、「労組法案審議録」として綴じられている第1回総会から第6回総会までの委員の多様な発言をそのまま速記録風に記録した議事録である。(②1~703頁)

以上の立法史料に加えて、本章では20年労組法の政府提出法案を審議した第89回帝国議会の本会議および衆議院・貴族院の「労働組合法案委員会」における法案審議録のうち20年労働組合法の規定内容に係わる部分を検出し参照している。

##### (2) 20年労働組合法の以前・以後

###### (ア) 戦前における労働組合法案

労務法制審議会委員会で20年労働組合法案の審議の経緯および内容は後にやや詳しく述べる。委員会は、答申案提出までの1ヵ月に満たない間(昭和20年10月27日~同年11月21

日)に5回の総会を重ねている。その第1回総会(昭和20年10月27日)において、政府委員から「我が國ニ於ケル労働組合運動ハ遠ク明治ニ遡ルノデアリマスガ、労働組合法案ノ制定ガ政府並ニ議會ヲ中心トシテ問題ニナリマシタノハ、大正八・九年頃カラデアリマス。」として、同年以後政府および議會を中心に労働組合法の制定問題が取り上げられた経緯がやや詳細に述べられた。最終的には、政府は大正14年社会局案を大幅に修正して作られた労働組合法案を昭和6年第59回帝国議會に提案し、衆議院で可決された後、貴族院で審議未了になった。以後、「満州事変ヲ契機ト致シマシテ急激ニ此ノ問題ニ対スル関心ガ冷却シ支那事変、太平洋戦争ニ至リマシテハ、全ク世間ヨリ忘レラレタル状態ヲ呈シタ」、と報告された。労働組合法制定に関する関心が「急激ニ……冷却」するに至った真因に関しては、それまでの長い治安維持法、治安警察法をはじめとする労働運動の弾圧諸立法による酷薄な取締りには言及せず、このように「満州事変ヲ契機ト致シマシテ」と易々と説くところに、戦時体制に翼賛しそのまま敗戦を迎えた者たちの思考体質が読み取れよう。

そこで、指摘された労働組合法案は、大正9年農商務省案、内務省案、大正10年から13年の間に諸政党の建議ないし提案した法案、大正14年社会局案、それを修正し大正15年に政府が初めて議會に提出した労働組合法案、さらにそれを修正した昭和2年の議會提出案、昭和4年から5年にかけてのいくつかの無産政党による議會提出案、昭和4年発表の社会局案、それを修正した前出の昭和6年議會提出案等である<sup>1</sup>。

20年労組法案起草の使命を帯びた労務法制審議委員会の委員らが、このような僅か15年前の約10年間におよぶ労働組合法案をめぐる曲折した政治的変動なり経緯から影響を受けない自由な立場にあったとは考えられない。それは、同委員会の第1回総会において早々に現出した。事業主側を代表した委員は審議委員会における戦前の労働組合法案の取扱いに関し、昭和6年第59回帝国議會提出の労働組合法案を中心にして考えるのが早道であると発言し、これに対し労働側を代表した委員はその案よりも「割合進歩的ナ案」である大正14年社会局案を「資料トシテ決定シタラ如何」と応酬した。(②23頁)

しかしながら、このやりとりは末弘嚴太郎委員の「ソレヲ資料トシテ参考ニスルコトハ当然必要ニ思ヒマスガ、此ノ委員会デハ……全然新シイ構想デ考ヘテ行ツタ方ガ宜イ」との発言や、「十何前(マ)二十何年前口モノヲ持出シテ口ソレヲ焼直スナラバ此ノ委員会ノ答申ハ済ムト云フヤウナ觀念……ハ出発ニ於ヒテ自ラノ責ヲ汚シテイル」と激しく反発する一委員の発言によって以後再び委員会審議の場に出することはなくなった(口は議事録の空白部分)。いわば、古い革袋に新しい酒を盛ろうとする流れはこの場でせき止められたのである(後述)。(②24頁・68頁以下)

とはいえ、20年労組法に戦前の労働組合法案と通底する思考方法を基にしたと思われる諸規定が混入したことも争いようのない事実である。このことも後に順次述べる。

<sup>1</sup> 戦前における労働組合法案に関しては、さしあたり山中篤太郎『日本労働組合法案研究』(岩波書店、大正15年)(本書は、大正15年政府確定労働組合法案までを扱う)、手塚和彰「戦前の労働組合法問題と旧労働組合法の形成と展開(一)」『社会科学研究』第22巻2号(1970年)151頁以下、中窪裕也「戦前の労働組合法案に関する史料覚書」『労働法が目指すべきもの』(信山社出版、2011年)207頁以下を挙げておく。同論文207頁に基本文献が挙げられている。

### (イ) GHQ占領政策

20年労組法の審議は当然のことながらGHQの日本政府に対する指令なり指示によって多大の影響を受けた。末弘巖太郎は、後に、「労働組合法はその後の労調法などと違って、餘りアメリカの影響を受けていない……。法律の内容は聯合軍側の指導を受けることなしにきめられたのであって、この點世間に多少誤解があるようだから、注意しておく。」と述懐し<sup>2</sup>、また政府も労働組合法案を審議する帝国議会において、幣原喜重郎内閣が成立した2日後の昭和20年10月11日、マ元帥と総理大臣との会見の際、必要な改革を行うよう五項目の指示を受け、その一つに「労働階級ト産業平和ノ為ニ労働組合法ヲ制定スルコトガ望マシイ」との文句があったことを認めつつ、しかしながら、労働組合法案の立案に際して、「一々ノ箇条ヲ先方カラ指図シタ」という事実はない（後出の衆議院労組法委議事録第二回33頁）。「主ナ點ニ付テハ先方ト意見ノ交換ヲ致シマシテ、此ノ案ガ出来タノデアリマスガ、サウダカラト云ッテ議會ノ審議権ヲ無視スルト云フノデアリマセヌ」。ただし議会の行う修正がポツダム宣言の線に沿う方針と著しく背馳する場合は、「先方ガドウ云フ措置ヲ執ルカト云フコトハ未知数デアリマス」と微妙な答弁をしている（同第三回50頁）。

これらの要人の発言は、20年労組法がその個々の規定について細かな内容にわたり占領軍から指令や指示のままに作られたものではないという経緯を述べたものであろう。

しかし、GHQが日本の戦後労働改革についてすでにこの時期（20年労組法案の起草および20年労組法の制定期）以前に日本政府に基本的方針を示していたことは周知のところである。1945（昭和20）年8月15日ポツダム宣言受諾後、日本政府（東久邇稔彦内閣）は、マ元帥によっていわゆる五大改革の指示が行われた日（同年10月11日）の前（同年10月1日）に、すでに労働組合法制定のために労務法制審議委員会設置の決定（閣議諒解）をしていたのもそれゆえである。このように、GHQの占領労働政策が20年労組法案の起草および帝国議会審議に根本的な法思想的、政治的影響を与えていたことは否定すべくもなく、「ポツダム宣言」（1945年7月26日）、「降伏後における合衆国の初期対日方針」（1945年9月22日）における労働条項、「政治的、民事的、宗教的自由に対する制限撤廃について（覚書）」（1945年10月4日）、マッカーサー元帥から幣原総理大臣に対し直接行われた「人権保障に関する五大改革」の指示（1945年10月11日）、「日本労働者組織の取扱いについて」（1945年11月5日）、「日本労働統制法規の撤廃」（1945年11月10日）などの指令ないし指示がそれである。

これら占領軍による日本の戦後労働改革に関してはすでに優れた先行研究が存在しており、20年労組法の立法史料研究を主題にする本稿ではこれ以上この問題に言及することはしない<sup>3</sup>。

### (ウ) 20年労働組合法制定以後

20年労組法の施行後、日本政府（厚生省労政局長）は各地方長官宛てに、当面緊急性のある規定の解釈ないし運用基準に関し矢継ぎ早に解釈例規を発出した。すなわち、

昭和21年6月1日労発第325号（解釈例規第1号）

昭和21年8月7日労発第442号（解釈例規第2号）

<sup>2</sup> 末弘巖太郎『労働運動と労働組合法』（大興社、昭和23年8月）54頁。

<sup>3</sup> 戦後労働行政史4頁以下。竹前48頁以下・50頁以下・55頁・79頁以下。竹前・研究144頁以下、遠藤52頁以下、手塚和彰「戦前の労働組合法問題と旧労働組合法の形成と展開（二）」『社会科学研究』第23巻2号（1971年）139～149頁など。

昭和22年7月7日労発第354号(解釈例規第3号)

昭和22年11月17日労発第156号(解釈例規第4号)

昭和23年6月3日労発第262号(解釈例規第5号)

昭和23年11月29日労発第18号(組合同規約について)、などである<sup>4</sup>。

このほか、昭和23年12月12日労発第32号労働事務次官通牒「民主的労働組合及び労働関係の助長について」、昭和24年2月11日労働次官通牒「労働組合の資格審査基準について」などの通牒も発せられている。その内容は、大まかには主に労働組合の組合員資格、組合同規約の内容、組織運営および労働委員会の委員構成等に関するものが目立つ。

これら解釈例規および通牒の内容も、本来、20年労組法案の起草の際に行われた立法論議と関係づけて評価すべきものであろう。本稿では、これら解釈例規や通牒は、20年労組法の改正を狙いにしてGHQが日本の政府に行った第1回勧告(昭和23年11月24日決定・24年1月4日日本政府受領)、第2回勧告(決定時期不明・24年1月4日日本政府受領)および第3回勧告(昭和23年11月24日決定・24年1月5日日本政府受領)の内容を先取りしたものであることが明らかであることを指摘するにとどめる。

GHQの日本政府に対する上記の3つの勧告に関しては、24年改正労働組合法の立法史料として次章以下で検討対象になる(GHQの上記の3勧告に関しては第二章Iの竹内(奥野)准教授の論文を参照されたい)。(上記3つの勧告は、⑦3~43頁、45~80頁、81~88頁)

20年労組法施行期は激しい労働攻勢期であった。このことを反映し、昭和21年2月1日に争議行為に際して暴力脅迫または所有権侵害の事実の発生を見つつあることは遺憾に耐えない、違法、不当なる行動に対しては、政府においても、これを看過することなく断固処断せざるを得ないとする内務・司法・商工・厚生「労働争議に対する四相声明」、同年6月13日「社会秩序保持に関する政府声明」、昭和24年4月23日法務庁検務局長通牒「労働組合法第1条2項の解釈について」(検事総長・検事長検事正宛)などが発せられていることにも留意しておくべきであろう。

## 2 労務法制審議委員会の設置

昭和20年10月1日、政府(東久邇稔彦内閣)は、前言したように「労働組合法ニ関スル法制審議立案ニ関スル件」を閣議に付し、

一 終戦ニ伴フ新勤労情勢ニ即応シ労働組合ニ関スル法制ノ整備ニ付速及之ガ審議立案ヲ行フコト

二 労働組合ニ関スル法制其ノ他労務法制ノ整備ニ関シテハ特ニ関係各庁並民間有識者ノ意見ヲ徴スルノ要切ナルニ鑑ミ厚生省ニ適当ナル審議機構を設クルコト

との閣議了解を行い、同月5日東久邇稔彦総理大臣が辞任した後の同月9日に成立した幣原喜重郎内閣の下に労働組合法制定のための労務法制審議委員会を発足させた<sup>5</sup>。

労務法制審議委員会は、厚生省の所管とされ、厚生大臣(芦田均)が学識経験者、事業主側、労働者側、帝国議会議員のそれぞれから総勢24名の委員を委嘱して構成し、これに若干名の政府(厚生省)委員が加わった(いわゆる五者構成)。委員会に関する特別の官制

<sup>4</sup> 20年労組法下の第1号~第5号の解釈例規は東大・註釋附録7頁以下に収録されている。

<sup>5</sup> 資料労働運動史20・21年689頁、戦後労働行政史193頁参照。

は作られず、委員24名の委嘱も「極ハメテ便宜ノ措置」によって行われた。(②5頁)

委員会は、厚生大臣の諮問機関の性質を有し、昭和20年10月27日から同年11月21日までの1ヵ月足らずの間に5回の総会を行い、第1次～第3次の草案を起草審議した。委員会は、同月24日政府に対し20年労働組合法案の「答申案」を提出した。

労務法制審議委員会の委員はつぎのとおりである。

学識経験者委員 (以下、学経委員ともいう) 7名 末弘巖太郎 (東大教授)、大河内一男 (東大教授)、山中篤太郎 (産大教授)、藤林敬三 (慶大教授)、深川正夫 (三井鉱山労務部長)、桂 皋 (カ) (化学工業統制会理事)、鮎沢巖 (日本外政協会理事、元国際労働事務局東京支社)。

事業主側委員 (以下、使側委員ともいう) 6名 井坂孝 (日本経済連盟)、岡崎忠雄 (神戸銀行頭取)、安川大五郎 (電気機械統制会長)、三村起一 (住友鉱業社長)、篠原三千郎 (東京急行常務取締役)、関桂三 (繊維統制会長)。

労働者側委員 (以下、労側委員ともいう) 5名 西尾末広 (日本社会党、衆議院議員)、松岡駒吉 (日本社会党、元総同盟会長)、水谷長三郎 (日本社会党)、小泉秀吉 (海員組合長)、三輪荘吉 (元産業報国会理事)。

貴衆両院議員 (以下、議院委員ともいう) 6名 大蔵公望 (貴族院議員)、大野緑一郎 (貴族院議員、元社会局長)、後藤一蔵 (貴族院議員)、松村義一 (貴族院議員)、星島三郎 (衆議院議員)、内ヶ崎作三郎 (衆議院議員)。

後に、官庁側から厚生省政務次官、参与官、厚生勤労局長が補充され、事業主側から1名 (竹中藤右衛門・日本建設工業統制組合長) が追加された<sup>6</sup>。

### 3 労務法制審議委員会の審議経過

#### (1) 審議経過の概要

労務法制審議委員会は、第1回総会を昭和20年10月27日に開催し、同年11月21日までの1ヵ月足らずの期間に5回の総会を開き、労働組合法の第1次・第2次・第3次草案を起草、審議し、11月24日「答申案」を厚生大臣芦田均に提出した。

第1回総会において、厚生大臣は会長を大蔵公望議院委員に委嘱した。(②6頁) 委嘱を受けた会長は、審議委員会のなかに「整理委員会」を置いて、総会で発言された委員の意見をまとめ、労働組合法案の起草に当たる体制をとりたいと提案し、自ら委員9名を指名し、官庁側から厚生次官の指名する2名が加わることを含めて委員会の了承を得た。(②79頁) 会長は整理委員会委員長に大野緑一郎議院委員を指名した。委員および委員長指名の基準、経緯は定かではない。厚生大臣、会長および事務当局の間で綿密に事前打ち合わせが行われたことが推認される(整理委員会の委員の氏名および同総会における審議概要は、後記(2)第1回総会の箇所述べる)<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 資料労働運動史20・21年689頁、戦後労働行政史194頁(委員の肩書は本書による)。厚生省以外の鉄道、逓信、海運等の現業担当の官庁および司法省、商工省、内務省等の出席者を含め、第1回総会の出席者の顔ぶれの詳細は、委員の一人である山中篤太郎「労働政策とわたし(2)」季刊労働法78号(1970年)202頁に図示されている。

<sup>7</sup> 第3回総会(11月5日)における整理委員会委員長報告によれば5日、13日(第1次草案が提出された第3回総会の前々日)の両日午前・午後に及んで開催されている。(②263頁) 山中(2)(前出注2)季刊労働法78号(1970年)195頁は、労働組合法案の作成について、この整

また、大臣は、労務法制審議委員会に諮るべき労働組合法案の政府案は用意しない、本委員会で審議作成されるよう望むと述べた。大蔵公望会長は、本委員会において「答申案」を作成して政府に提出し、帝国議会には「政府案」が提出されるという今後の道筋を確認した。大臣は、答申案を受けて政府案を作成し「出来レバ最近ノ議会ニ出シタイト思ッテオリマス」と、委員会の審議が急がれている旨を述べた（第89帝国議会は同年11月26日招集され、翌27日開催されている）。（②18～19頁）

第2回総会は同年10月31日に開催された。早くも労働組合法草案の骨子となるべき事項を列記した「意見書」が提出され、末弘嚴太郎学経委員（以下、末弘ということがある）が自分が起草したと述べ、詳細な趣旨説明を行った。会長は、整理委員会に労政局長を加えて10名体制とし、「出来ルナラ今月半バ頃マデに原案ヲオ作り下サルト好都合」と指示した。

（②253頁）本総会では、末弘による「意見書」の説明の前に、戦争終結時の労働情勢の報告、戦時期および戦後しばらくの間存置された工場別の「単位産業報国会」（単位産報）の組織および活動の実情、日本労働総同盟のリーダーである松岡駒吉委員の労働組合法案に関する基本構想演説などがあった。

審議会では以上の資料、説明をめぐって委員の間に自由な意見が幅広く交わされ、労働組合法草案の審議に拍車がかかった。（②85～254頁）

第3回総会は、それから約2週間後の同年11月15日に開催された。先の会長の指示どおり、整理委員会は全文30カ条（附帯決議5項目）の「第三回労務法制審議委員会提出労働組合法草案」（以下、**第1次草案**）を提出し、末弘が趣旨説明をした（第1次草案は、資料運動史20・21年718頁以下に収録）。（①1頁）審議は、おおむね草案の構成（総則、労働組合、労働協約、労務委員会、附帯決議）にしたがい、委員がそれぞれ所信や質問等を述べ、主に末弘がそれに応答した。

第4回総会は、その4日後の同年11月19日に開催され、整理委員会は「第四回労務法制審議委員会提出労働組合法草案」（以下、**第2次草案**）を提出した（草案の構成は第1次草案と同じ。資料運動史20・21年732頁以下に収録）。（①19頁）会長は、本草案から逐条審議の方式を採用し、条文ごとに出席委員の決議を行い、規定文言を整える方向で強いリーダーシップをとった。第2次草案の審議をひとわり終え、会長は整理委員会に5名の委員で構成する「小委員会」を設け、委員を指名し、同法案に対する各委員の発言の採否を一定の基準を設けて判断するよう指示した。小委員会の委員長には末弘を就任させた（小委員会委員の氏名は、後記（5）第4回総会の箇所参照）。小委員会の委員選任の基準も定かではない。

第5回総会は、第4回総会の2日後（同年11月21日）に開催され、小委員会が作成した「第五回労務法制審議委員会労働組合法草案」（以下、**第3次草案**）を審議した（第3次草案は資料運動史20・21年754頁以下に収録）。第3次草案の構成は、第2次草案と同じである（ただし、「労務委員会」を「労働委員会」に名称変更し、最終章に罰則規定を加えた）。審議の後、最終案の作成は小委員会に委ねられ、第3次草案を微修正して労働組合法の「**答申案**」を作成し、同年11月24日厚生大臣芦田均宛に提出した（答申案は資料運動史20・21年768頁以下に

---

理委員会が「総会よりもはるかに質的に重要な場」であったとの所見を述べているが、整理委員会開催の日程および回数については第2回総会と第3回総会の間当たる11月4日、5日（および20日）に開かれたと回想されており、史料記録と一致しない。なお、第4回総会と第5回総会の間日の11月20日に3回整理委員会が開催されたことは共通している。

収録)。

政府は、答申案を基に労働組合法の「政府案」を作り、昭和20年12月8日第89帝国議会に衆議院先議として提出した。法案は、同月16日衆議院、19日貴族院において無修正で可決成立し、同月22日法律第51号として公布され、労働組合法施行令（昭和21年2月27日勅令108号）により昭和21年3月1日施行された。

昭和20年12月27日第6回総会（最終回）が開催され、答申案と成立した20年労働組合法の内容（政府提出案と同じ）との異同について事務局の説明が行われた（その内容は後述）。

以下、第1回～第6回の各総会の審議に関し、重要と思われる事項を取りだし概略を述べる。

なお、総会審議の速記録、労働組合法の第1次～第3次草案等の史料はすべて手書きである。特に速記録には抜字部分が多数箇所あり、文章の前後から明らかと思われる箇所は〔 〕を付して補充し、少しでも疑問が残る余地のある部分は□で表記している。

## （2） 第1回総会（1945〔昭和20〕年10月27日）

### （ア） 労務法制審議委員会設置の趣旨および整理委員会の設置

芦田均厚生大臣は、冒頭、労働組合法の制定に向けて労務法制審議委員会を設置する意義をつぎのように述べた。第1に、「終戦ニ伴ッテ我が國ノ勤労事情モ之ヲ繞ル諸般ノ條件ト共ニ一大改編ヲ遂ゲ……之ニ適應スルダケノ刷新ガ加ヘラレナケレバナラス」、「平和日本ノ再建ヲ根本目標トシテ真ニ民主的ナ産業平和ヲ基礎トスル労資組織ナリ……就業ノ適正化、生活安定、就中勤労意欲ノ増進等ノ問題」がある。

第2に、本委員会の委員には「労働組合ニ関スル法制」を中心に審議をお願いする。労働組合の結成は急速かつ広い範囲になされる必須の情勢にあり、労働組合の健全な育成を図ることは産業平和の樹立を基礎とする「労務問題」の解決に頗る重要な意味がある。しかし、審議は労働組合そのものに問題を限るのではなく、「関連スル問題、所謂工場委員制ノ問題、或ハ其ノ他適當ナル公権的□機関、例ヘバ賃銀委員会制デアルトカ、組合ノ団体交渉ニ伴フ労働契約（マ）ノ問題等ヲ含ム趣意デアリマス」。本委員会委員には、「我が國各界□代表的学識経験アル方ヲ網羅シタ」。

第3に、政府と本委員会との関係は、「政府方面カラ特ニ諮問案トカ原案トカ云フヤウナモノヲ出スヤウナ考ヘハ持ッテイナイ……皆様御自身ノ案ヲ御提出ナルコトデ十分審議ヲ儘サレルコトガ適當デアル」。

労務法制審議委員会は、このように政府の作成する「原案」にお墨付きを与えるような行政意思決定の形式的、手続的の一過程といったものではなく、「適切ナル法制ヲ御作ニナル為ニ却ッテ皆様ノ御自身ノ案ヲ御提出ナルト云フコトで十分審議ヲ儘サレルコトガ適當」と言明され、白地に筆をとるよう委員会（委員）の独立性が協調された。(②3～7頁・15～16頁)

### （イ） 「整理委員会」の設置

厚生大臣が会長に指名した大蔵公望委員（以下、会長）は、第1回総会を終えるに当たって、委員会のなかに少人数の「整理委員会」を設けることを提案し、委員に大野緑一郎、西尾末広、桂皋、安川大五郎、山中篤太郎、松岡駒吉、藤林敬三、鮎沢巖、末弘嚴太郎の各委員（9名）を指名し（事業主側1名、労働者側2名、学識経験者5名、貴族院議員1名）、委員長に大野緑一郎議院委員を指名した。整理委員会には、後に厚生省側から高橋労政局長が加わった。このように整理委員会は20年労組法案の起草に決定的に重要な役割を演じたの

であるが、委員の人選基準は明らかとはいえない<sup>8</sup>。(②24頁・80頁。第1回総会は②1～80頁、資料運動史20・21年690～700頁)

この整理委員会が、第3回総会のために労働組合法の第1次草案を、第4回総会のために第2次草案を、最終回の第5回総会のために第3次草案を作成する。この決定的に重要な役割を遂行するために、会長の裁断によって整理委員会のなかに5名の委員で構成する「小委員会」が設けられた。答申案は、この小委員会で作成された。この経緯は後に見るとおりである。

#### (ウ) 労働組合法制定をめぐる主要問題の提示

実質審議の第1弾として、亀山厚生次官が、大正8・9年頃から政府部内でいくつかの労働組合法案が起草され、無産政党も法案を起草したこと、および政府、帝国議会における法案の取扱いの経緯を述べ、「満州事変ヲ契機ト……シテ急激ニ此ノ問題ニ対スル関心ガ冷却シタ」ことなどを説明した(前言した)。

次いで、「立法ヲ繞リマスル主要問題」としてつぎの4点を指摘した。

- ① 労働組合法制定の理念
- ② 労働組合に関する規定事項(すなわち、労働組合の目的、組合員の資格、労働組合の組織構成、設立手続、法人格の問題、組合勧誘・脱退に関する自由保障の問題、争議に関する労働組合の立場の問題、国家監督の問題など)
- ③ 労働協約の成立、効力、期間等を含む労働組合の組織活動に関連する諸問題
- ④ 無組合事業場における労働者団体の問題(すなわち、工場事業場での工場委員会制、賃金委員会制の問題)

加えて、「事業主、従業者〔ノ〕一体的団体 協調組合トデモ申シマセウカ、此ノヤウナモノニ付テモ相当〔ノ〕規定ヲ設クベシトノ議論モアルヤウデアリマス。」と態々の指摘をした。最後に、委員に対し、頻発している労働争議調停に関してGHQが強い関心を示している旨伝えられた。

#### (エ) 主な審議事項

第1回総会で交わされた主な意見はおおむね4点ある。

第1は、労働と労働組合との関係である。使側委員のある者は、労資は産業をとおして公共的生活をし、国家・公衆の利益を図る同じ目的の下で活動している。その意味で、戦時中の「労資一体」、「日本的勤労観念」を悪いと決めつけるべきではないと述べた。また、労働組合は経済的、社会的活動に専念し、政治活動にその資産を利用すべきではない、労働争議に対しては公的な調停制度が必要である、クローズドショップは認めるべきでない、労働争議調停に関し労働側に自ら負うべき義務を尊重せしめる必要がある、などと主張した。(三村・岡崎②26～41頁)

この意見には反論が行われ、労働組合法の基礎に日本的、神話的勤労観を置くようなことには聊かでも起こってはならない。労働組合は、労働者の利益を擁護する組織であり、意識的組織をもつ経済社会の一方の当事者と考える。また、労働組合が連合し、大きな組織になった場合に政治的なことに触れないことは事実上できない、「自分ノコトヲ最終的ニ決定スル……議会は通ズル路ヲ塞グコトハ、国民ノ凡ユル組織ニ対シテ不当」と考える、

<sup>8</sup> 山中(前出注2)季刊労働法78号(1970年)201頁も、「人選がどのようなルールでどう選ばれたかをわたしは知らない」と述べている。



あるいは「事業一家」という言葉は労働者を欺瞞するものだといった趣旨の意見が述べられた。(桂②47頁以下、松岡②63頁)

第2は、労働組合法の大綱に関係する意見である。労働組合法を、「労働組合の法」、「団体協約の法」、「争議調停の法」の三部構成にし、冒頭に全体的な「指導精神」を掲げ、その指導精神には、「日本ニ於ケル労働憲章」として「人権ノ尊重ヲ条文ニ規定」し、将来その精神に照らして法律の規定を解釈してゆくという趣旨(指導的な解釈原理)の下で労働組合法を制定したいという意見が述べられた。(松岡、②67頁以下)

これに対しては、政府側(亀山厚生次官)も、本委員会で労働協約法制、労働争議調停制度について意見を交わし、答申に反映させたいと応対し、格別の反論は出されなかった。(②74頁)

第3は、戦前の労働組合法案との関係およびGHQの対日占領政策ないし国際的観点に基づく意見である。戦前の労働組合法案の取扱いに関しては、昭和6年第59回帝国議会提出の労働組合法案を中心にして考えるのが早道である、否、その案よりも「割合進歩的ナ案」である大正14年社会局案を「資料トシテ決定シタラ如何」といった意見があった。(星島②22頁、西尾②23頁)。

末弘は、「ソレヲ資料トシテ参考ニスルコトハ当然必要ニ思ヒマスガ、此ノ委員会デハ……全然新シイ構想デ考ヘテ行ツタ方ガ宜イ」と述べ、戦前の労働組合法案を審議の下敷きにしようとする流れを止めた(前言した)。(②24頁)

同様に、「十何前(マ)二十何年前モノヲ持出シテソレヲ焼直スナラバ此ノ委員会ノ答申ハ済ムト云フヤウナ観念……ハ出発ニ於ヒテ自ラノ責ヲ汚シテイル」と激しく反発する委員の発言もあった。(鮎沢②68頁以下) 同委員は、進んで、ポツダム宣言に随って「平和ノ国家トシテ起タウト云フコト其ノ『キイ』ヲ茲デ作ラウトシテ居ルノdeal」、松岡駒吉労働側委員の提唱する「根本精神ガ……世界ニ大キナ文化的使命ヲ果サウトスル本心ヲ持ツタモノダト云フコトヲ示シテ戴キタイ」、「聯合軍ガ日本ニ駐留シテ居ル間ダケ胡麻化シニ、欺瞞的ニ作ルノジャナイ」と述べ、労働組合法案の根本理念を明らかにさせること、国際性、普遍性を有する内容のものを立案すべきである旨強調した。この意見にも格別の反論はなかった。その後の議論の展開をみると無視されたのではなく、浸透したのだと思われる。

第4は、工場事業場に存続している「単位産報」についてである。末弘は、「戦争以来産報ガドウ云フ働キヲシテ居ルカ……今後ト雖モ単位産報的ナモノヲ希望スルト云フ資本家ノ意見ガ出テ居ル」が、「平時ニハアア云フ機構デ行クノハイカンノデハナイカ」と述べ、「産報ノ実際ノ活動ニ付テ正確ナ資料」を提出するよう政府に希望した。この発言によって、単位産報の問題(組織および運営の実情)が第2回総会の議題に取り上げられることになった。(末弘②78頁)

### (3) 第2回総会(同年10月31日)

#### (ア) 審議事項

第2回総会は、大きく4点に関し終日にわたる長時間の審議が行われた。第1に、事務局から「戦争終結ニ伴フ離職者ニ関スル推定表」が提出され、「就職戦線カラ離レル者、……就職戦線ニ或ル程度復帰出来ル者ハドノ位ニナルカト言フコトヲ大雑把ニ推定」するため

として、勤労者数および失業者(離職者)数等について勤労局長中西実(幹事代理)が説明した(推定表は史料簿冊に綴じられていない)。(②86頁)

第2に、終戦時における産業報国会に関し、深川正夫学経委員(三井鉱山労務部長)が「報告書」を提出し状況を述べた(報告書は史料に綴じられていない)。(②103~117頁)

第3に、戦前の労働組合運動の有力な指導者であった松岡駒吉労側委員が法案の基本構成に触れて議事録の18頁にもわたる長大発言を行った。20年労組法案の審議および内容に大きな方向性を与えたという意味で重要なものと評価されており<sup>9</sup>、後にその要旨を辿ることにする。(②118~137頁)

第4に、末弘巖太郎学経委員により労組法案の骨子を記載した「意見書」が提出され、同委員の説明を中心にさまざまな観点から質疑が行われた。(②141~161頁に説明、②162~254頁に質疑)

#### (イ) 勤労者並に失業者に関して

勤労者および失業者の推定数値は、労働組合法の制定を急ぐ政府の立場、戦争終結後に頻発した労働争議の背景および職業安定政策等の基礎資料として重要な意味がある。しかし「推定表」は原史料に綴じられておらず、政府委員の説明のなかに記録されたいろいろな数値も、前提になる「有業人口」、「要就職者」・「離職者」・「失業者」の意義ないし関係などについて説明の跡がなく、数値の指摘も前後しているため正確に把握することができない。ここには重要と思われる基本的事項のみに絞って、説明された推定数値の一部を手短かに述べておく(A、B、C、Dなどのアルファベットは政府の説明に実際に使用された記号である)。

「戦争終結ニ伴フ離職者ニ関スル推定表」の基本数値はつぎのようである。

- A 終戦時の有業人口(男女合計) 3,060万人<sup>10</sup>
- B 戦争終結時の女子労働者の男子労働者への代替可能数 181万人<sup>11</sup>
- C 戦争終結に伴う産業整理による離職者数(政府実施の労務実態調査による)
  - 1 工業・土建業分野 483万人(男子413万人・女子70万人)<sup>12</sup>
  - 2 公務自由業(陸海軍官庁職員) 39万人
- D 内地の軍関係復員者(第一次復員者) 396万人
  - うち、前職復帰不能者15万人(復帰可能者381万人)

この結果、産業整理による離職男子(上記Cの413万人)と第1次復員者(396万人)がさしあたり「就職すべき者」(合計809万人)である(上記Cの女子70万人を除いた理由は明示されていない)。これら数値から、女子を男子に代替して吸収すべき上記Bの181万人と、第1次復員者のうち前職復帰者381万人を合わせた562万人を「就職可能」と推定し、結局、

<sup>9</sup> 遠藤22頁・34頁。

<sup>10</sup> 終戦時の有業者人口は、1944(昭和19)年2月22日実施の政府の人口調査の結果に、その後の軍動員、勤労働員を参酌して推計されている。

<sup>11</sup> 戦争時の勤労働員により、主として工業分野に就業させた女子を、「今後軍人ガドンドン帰ッテ来ル」ため、なるべく女子を男子に代替していくとして、その数を見込んだものである。(②87頁)

<sup>12</sup> 厚生省で行っていた「労務実態調査」に基づいて推定したもの。離職者の内訳は、工業(363万人)、土建(50万人)である。

差引き**247万人**の就職不可能者が見込まれている。(②96頁)

これに、外地からの陸海軍復員者(第二次復員者)が365万人(うち、前職への復帰困難者**223万人**)<sup>13</sup>、外地からの一般邦人帰還者300万人(うち、就職すべき者**133万人**)<sup>14</sup>と見込まれた。(②91~92頁、96頁)

以上により、戦争終結時における就職不能者は総計約**603万人**(247万人+223万人+133万人)と推計された。

併せて、政府が各府県に照会し、把握した昭和20年末現在の「失業者推定表」が報告された(秋田、広島は2県は不明とされている)。<sup>①</sup>工場事業場(鉱業を含む)から「解雇、解除サレタ従業者数」は大体241万人、<sup>②</sup>「現在休業セル工場事業場の従業者数」は327万人、<sup>③</sup>その<sup>①</sup>、<sup>②</sup>中「現在又ハ将来ニ於テ失業スベキ者」は261万人、<sup>④</sup>軍復員者で「将来失業状態ニ入ル見込数」は180万人である。そこで、現在または近い将来に、<sup>③</sup>と<sup>④</sup>を合わせ、**442万人**の失業者が出る。これには「外地関係ノ……ドンドン帰ッテ来タ」者を含んでいない。(②97頁以下)

なお、事務局は、失業者を「一時職ヲ離レタ者」とし、その数は昭和6年以降には200万人から300万人を往来していると説明している。(②101頁) ちなみに、「平時ノ昭和五年」の総人口6,300万人に対する有業人口比で、戦争終結時の推計総人口7,900万人に対する有業人口を計算すると3,630万人、これが「今後ノ有業人口デナケレバナラナイ」と述べられている。上記終戦時の有業人口(3,060万人)および「就職不能者」の総計約603万人と対照すると、容易ならざる雇用情勢に直面していたことだけは確かな事情と言えよう<sup>15</sup>。(②91頁・93頁)

#### (ウ) 産業報国会の組織および運営について<sup>16</sup>

深川正夫委員の報告(以下、深川報告)は、戦前期の産報運動の一般的な状況ではなく、

<sup>13</sup> 詳細な事情は不明であるが、交通業等において復帰可能者を142万人と見込み、この数値を陸海軍復員者(第二次復員者)365万人から差し引いたもの。

<sup>14</sup> 一般邦人帰還者300万人のうちおおざっぱに半分(150万人)を「要就職者」とし、うち「前職復帰可能」が17万人いるとして推定したもの。

<sup>15</sup> もっとも、政府が失業者を把握する基礎にした都道府県知事の報告も、失業について「凡ソノ見當」(定義の意と解される)に基づいて集計されたものとは思えず、「知事ガ腰ダメで何百萬ト推定スル」といった状況にあったのではないかとの疑問も呈された。(②102~103頁)

<sup>16</sup> 産業報国会の中央組織である「大日本産業報国会」(および、「大日本労務報国会」)は、1945(昭和20)年9月30日の厚生・内務両次官による各地方長官宛て依命通牒により解散された。しかし、本委員会の開催当時(同年10月31日)、工場事業場ごとに組織されたいわゆる「単位産報」はそのまま存続している。厚生省は、「大日本産業報国会」に替えて、「財団法人日本勤労厚生会」(仮称)の設立準備を進めており、そのこととの関係で単位産報の組織を温存する方針であった(そうした政府の意向は、本総会に提出された後出の末弘意見書のなかに濃厚に反映されている)。しかし、その後間もなく、産業報国会はGHQの極東小委員会の発出した「日本労働者組織の取扱いについて」(1945〔昭和20〕年11月5日、SFE-140)により解散させるべき団体に指定された。この指令を受けて、政府は同年12月8日、警視総監、地方長官等に宛ての次官通牒により、すべての産業報国会を解散させるよう指示した(発労4号)。その日は、20年労組法案が帝国議会に提出された日でもある(戦後労働行政史181頁、竹前51頁以下参照)。

自社（三井鉱山）の産報活動の実情を述べている。しかし、戦争期の工場・事業場別に組織された労働者組織（産業報国会）のあり方および活動を具体的に述べており、戦後一般的になった工場事業場別（企業別）組合の発祥なり、その社会的性質を理解する上で興味深い。

その概要はつぎのようである。報国会運動の主眼は「労資間ノ調整ヲアル」こと、別言すれば「工場鉱山ノ中ニ於イテ意思ガ良ク上下疎通スルヤウニ」することであった。労働者30人当たり1人の「総代」を選挙し、「総代会」を構成させ、毎月必ず1回以上開催させる。戦後に生まれた企業別の労働組合組織（工場事業場別の工員・職員の混合組織）と異なり、「職員」は参加していない。作業職労働者の合議機関である。総代会構成員のなかから約半数の「相談役」を選挙し、これらの者と会社の指名する相談役とで「懇談会」を構成し、待遇・賃金等の労働条件など「凡ユル問題」を制限なしに「研究」する。当初、会社では「共済組合」といつてきたが、後に産業報国会に名前を変えた。以来、懇談会の構成員は、半数選挙制から会社の指名推薦する者のみの構成に変えられ、「変ヘテカラノ結果ハヤハリ悪クナリマシタ」。すなわち、産報になってからは活発な議論を出難くし、「民意ガ……下カラ盛上ガラナイヤウナ行き方デアッタ……懇談會等ノ活發ナル發議ハヤハリ戦争前ノ方ガ非常ニ活發デアッタ」。

産報は、会社との間で「懇談会」を構成するほか、健康保険組合、安全運動、能率運動、機関誌の発行、青年団など各種の事業を営んでいた<sup>17</sup>。(②107頁)

深川報告の後、末弘委員は産報運動に関し同人に報告をお願いしたのは自分であると述べ、今後労働組合が組織されてゆくとき、「職場ノ中ニ職場懇談會的ナ 或ハ今マデ産報ガヤッテ居タヤウナ仕事ノ中デ 恐ラクドンナ形デ各組合ノ中ニ残ルカ、或ハ組合トノ関係ガドンナモノニナルカヲ考ヘテ置ク必要ガアルト思ヒマシテ伺ッタ」と発言している。

これに呼応して、深川委員は、これからは「工場単位ニ……従業員ダケノ労働組合ニ致シマシテ 其ノ組合ヲ相手トシテ……懇談会ト云フモノヲハ毎月 回以上必ズヤッテ居リマスカラ、……常ニ宜シク接觸ヲ保ツテ懇談ヲシテ行キタイ」と実情を補足し、工場事業場別の従業員組合を相手に労使懇談会的関係を維持してゆくことが至当との考えを明らかにした。(②108頁)

#### (エ) 松岡駒吉労側委員の発言

松岡駒吉労側委員（以下、松岡）は、第1回総会の最初の部分で「労働組合法」を第1章に、「団体協約の法」を第2章に、「労働争議調停の法」を第3章にする法律とし、三分野を一貫する「指導精神」を「労働憲章」に定め、そこに「人権ノ尊重を條文ニ規定スルヤウナ心持」が必要である、労働憲章は「労働者運動ニ対シテモ一定ノ向フベキ方針ヲ示スモノデアリ……同時ニ産業資本家ニ対シマシテモ其ノ方針を示ス」ものである旨発言した。(②67頁)

この主張は本総会でさらに詳細に展開された。前出の労働憲章には「労働神聖ノ原則ト……労働ノ創造性ト云フコトヲ大ニ強調シタイ」と述べる。(②118頁以下)

進んで、労働組合法に規定すべき事項をつぎのように列挙した（要旨）。

<sup>17</sup> 産業報国会に関しては諸文献があるが、さしあたり隅谷三喜男『日本労働運動史』（有信堂、1966年）182頁以下が詳細である。

- 1 労働運動は労働者の「政治的経済的社会的地位ノ向上」にあり、人類の文化に貢献しうるものであることを労働組合法1条に規定すべきである。「労働条件ノ維持改善ト云フ」言葉より、「政治的経済的社会的地位ノ向上」という言葉がよろしい。労働組合は、この目的と併せて人格、品性の陶冶および相互扶助・共同福祉の増進を目的にするところの「同一若ハ類似ノ産業ニ従事スル被用者ヲ以テ組織スル団体又ハ其ノ聯合体トスル」。
- 2 労働組合の行う相互扶助の事業(共済組合など)は、労働者の団結力を強化し、助長する最も有効な具体的方法であり、「共同福利ノ増進ヲ目的トスル平和的ナ建設的ナ事業ガ大イニ労働組合ニ依ッテ経営、運営サレテ行クト云フコトガ労働組合運動ノ健全性ヲ永続セシメ、夫ノ組織力ヲ強大ナラシメル為ニ絶対に必要デアル」。(②118～123頁)
- 3 労働組合の組織を、前出のように「同一若ハ類似ノ産業ニ従事スル被用者ヲ以テ組織スル団体又ハ其ノ聯合体」とし、産業別組織を毛嫌いせず、制限すべきではない。聯合会を労働組合と認め、その統制力を認めれば労働運動は多数を擁する特定の支部の「我が儘ナ主張ヲ適當ニ抑ヘ……公正ナル要求進退出所」ができるようになる。(②124～125頁)
- 4 争議行為を行った場合の労働組合および組合役員の民事免責規定が必要である。(②127頁)
- 5 自主的な労働組合の生まれることを恐れ、その中のめぼしい人が解雇され、そのことが労働争議の原因となった例が多かったことにかんがみ、そのような解雇を禁止すべきである。(②128頁)
- 6 たとえば工場法の励行を要求して行われた労働争議に対し、警察の介入が激しく行われた例(岡谷製糸工場争議や炭鉱争議)がある。ストライキに対する刑事弾圧を排除すべきである。(②129頁以下)
- 7 脱退を雇用の条件にすること、組合に加入したことを理由に解雇することを禁止し、組合加入の自由を妨げないこととし違反した使用者に罰則を設けることが是非必要である。(②133頁以下)
- 8 労働組合運動が政治活動と全然無関係であることを強制しても無理である。労働組合が政治運動を行うための政治基金制を認めるべきである。(②134頁以下)
- 9 組合の解散は行政官庁の命令ではなく、裁判所の手続を以てすべきである。(②136頁)
- 10 労働組合の成立は認可でなく、届出で足りる。その手続も簡略にすべきである。(②136頁)

以上の提言で20年労組法のなかに生かされたと思われる事項は少なくない。なお、松岡は「労働関係調整法」の制定にも言及したが、労働組合法案の起草に限定して審議を進めたいとの会長の意向を了とした。

(オ) 末弘嚴太郎委員の「意見書」

(a) 「意見書」作成の経緯

末弘嚴太郎学経委員(以下、末弘)は、本総会に提出した「意見書」の作成経緯に関し、「實ハ此ノ間内閣デ斯ウ云フコトノ方針ヲ決メラレル前ニ、厚生省事務當局ノ方デ労働組

合法ガ問題ニナリサウダカラ……二、三ノ方ト一緒ニ三回程……意見ヲ換ハシタ」、それら意見と第1回総会で出された委員の意見が「重要ナ点デ符号シテ居ルヤウニ思ハレル」、「ハ私ノ意見ト云フヨリハ其レヲ纏メタモノ」で、「何等カノ参考ニナルカモシレナイト思ッテ刷ッテオイタ」と前置きしている。

内容は、労働組合法案立案の「基本方針」および法案に盛りこむ「基本事項」に大別され、基本事項は「労働組合」、「労働協約」、「協調組合」、「賃金委員会」、「警察行政から分離した特別の行政機関の設置」の5つの事項に分けられている。

基本方針には、基本事項に共通の理念、精神が述べられ、それぞれ当時の「厚生省事務当局」の方針なり原則的な考え方が明らかにされている（「意見書」は、史料簿冊に綴じ込まれていない）。（基本方針は②141～149頁、基本事項は②149～161頁）

末弘の説明は相当に詳細である（議事録には、自ら、午前の会議に引き続いて「一時カラ五時近クマデ話シマシタガ……」と記録されている）。（②161頁）

委員らは、当然に措置すべきものと考えられている事項（労働組合の成立、活動を抑制している一切の法令の撤廃等）は別として、「意見書」ないし末弘の説明をそのまま法案内容として受け入れようとする姿勢にはなく、そのような空気も醸成されなかったように感じられる。特に、「単位産報」を变身させた旧態の従業員組織（協調組合）構想などには、率直に消極的評価を下す意見が目立った（後述）<sup>18</sup>。

しかし、末弘はそのような反対論に取えて反論しようとしていない。このことは注目すべきである。末弘は、むしろ、旧態の労働者組織（工場事業場別の単位産報）を実質的に温存する方途を探り、あるいは労働組合法の新理念に二の足を踏んでいる諸官庁側出席者の意見を「意見書」に表出させ、委員の批判に曝すことを取えてしたとも理解できよう。そのようにして、労働組合の自然成長にとって開かれた内容のものとするべき労働組合法案に型や枠をはめようとする旧観念の再登場する途を巧妙に塞いだとも受け取れる<sup>19</sup>。

審議の後、会長は、第1回総会で指名した整理委員に対し「此ノ俣直チニ整理委員会ニ移シテ、適当ニ整理ノ上原案ヲ作ルコトニシタイ」との方針を示して委員の了承をとりつけた。整理委員会の委員長には大野禄一郎議院委員が指名された。（②253～254頁）以下に、「意見書」の内容（要約）を示し、その後に末弘説明の要所を示す。

<sup>18</sup> 資料労働運動史20・21年705～707頁、戦後労働行政201～203頁以下に「意見書」および末弘の趣旨説明が収録されている。両書の収録している「意見書」の文章には数カ所に脱字が認められる。史料簿冊の速記録と照合すると、両書とも委員会における末弘委員以外の委員の発言については、収録をとくに断りをいれずに（たとえば、中略など）、明らかに内容本意で選別し、大幅に（ときに速記録の数十頁にわたってしばしば）割愛してしまっている。両書の歴史的な「資料」としての価値を減ずる編集方針が採られたわけであり、はなはだ残念なことと言わざるをえない。

<sup>19</sup> 意見書は委員会の審議で「大半は否定されることになった」と述べるものがある（遠藤31頁）。しかし、むしろ否定されることに意味があり、それが意図されたとさえ推認されることは本文に述べたとおりである。なお、厚生省が「単位産報」を温存し、存続させるための体制づくりを企てていたことは既に指摘した（戦後労働行政史177頁、178頁以下参照）。

(b) 末弘「意見書」の内容および趣旨説明<sup>20</sup>

## 基本方針

一 労働者に労働条件その他労働生活上の諸条件の決定に参加することを許可し、自主的要求に満足を与えることが、労働に対する自尊と責任感とを盛んならしめ、産業平和の確立と労働能率の昂揚とに寄与すべき経済的効果を極めて大きいものにすることを考慮し、この際として特にその政治的効果も顕著なるものであるべきことを考慮し、成るべく寛大なる態度を以て労働組合を法認する。同時に、その活動を国家再建の使命達成に寄与せしめるよう立法上、取扱上特別の注意を払う。

〔末弘説明〕 本法の指導精神を法律に書くべきであるとの意見があり、「先程松岡サンガ言ハレタヤウナコトハ何カノ形デ冒頭ニ置イタラ宜シイノデハナイカ」。(②142頁)

二 労働組合を法認しても、直ちにあらゆる産業分野に組織されるとも考えられないため、同時に、〔イ〕なお残る未組織の労働部門にオーストリア、イギリスの例に倣い「賃金委員会」Trade Boardのシステムを設け、労働組合に代わる機能を営ましめることが適当である。〔ロ〕過渡的にこれまでの単位産報的協調組合の存続を許し、「労働組合に代わる機能」を営ましむるも「一案ナルベシ」。ただし、労働組合とは認めない。使用者が労働組合を回避する目的で協調組合を作り、労働者に加入を強要する弊を避けるために立法上特別の注意を払う必要がある。

〔末弘説明〕 〔イ〕賃金委員会 労働組合を法認しても労働組合を作ることを法律で強制も奨励もできない。世界大戦後の各国の最低賃金法は、特に労働条件の悪い種類の産業の労働者のために、産業別地方別に企業者側、労働者側と政府の者が一緒になって「賃金委員会」というシステムを設けている。日本でも浜松付近の特にコールテン織物、香川県の団扇の内職等について、こういうトレード・ボードを作れば、未組織で労働条件の悪い種類の労働者に関し労働組合に代わる働きをするのではないか。

(②143頁) 〔ロ〕協調組合「単位産報的ナモノガ非常ニ巧ク行ッテ居ルトコロガアルカラ、何モ組合ニ換ヘナイデ宜シイノデハナイカ。」そこで、意見書に「一案ナルベシ」と書いた。しかし、そういうものがあるから労働組合に入ることを禁ずるという態度を企業側にとらせないように注意が必要である。(②144～145頁)

三 労働組合の法認について 〔イ〕労働組合の成立、活動を不当に抑制する一切の法令並びに行政的措置を撤廃する。〔ロ〕企業主側のとる組合阻止の諸手段を予防する規定を設ける。〔ハ〕労働組合が本来自然発生的団体なる現実に立脚し、組織、目的、事業に対する取締りの規定は必要最小限にとどめる。また、組合機能として最も重要性を帯びるべき団体交渉機能を積極的に助長してゆくよう立法上特別の考慮を払う。

〔ニ〕このこととの関係で、労働協約に関し比較的詳細な規定を設ける。

〔末弘説明〕 労働組合の法認 〔イ〕「警察ノ干涉其ノ他ノコトハイケナイト云フ条文」を置く。〔ロ〕企業主側にそれ(組合阻止の諸手段)をやらせないようにする。〔ハ〕これは「一番大事ダト思ヒマス」。労働組合は自然発生的な団体であるという現実に基

<sup>20</sup> 以下の付番は、資料労働運動史20・21年705～707頁、戦後労働行政史201～213頁に収録の順序にしたがっている。

礎を置いて、定義を下すときは「非常ニ幅ノ廣イ、労働組合ニ皆入レルヤウナ仕組ニシテ」、取締規定的なものはなるべく少なくする。「サウシテ……、今後ノ日本ノ方針トシテ……特ニ団体交渉ト云フコト、是ガ産業平和ノ基礎トナル働キガアルヤウニ考ヘラレルノデ、其ノ団体交渉権ヲ設定セシメル、サウ云フ立法ヲシタイ」。〔二〕労働協約法を労働組合法と別個に作るのは非常に難しいので、労働組合法の中に詳細なものを置く。(②145頁)

四 団結権、団体交渉権を認める以上、企業側と公正なる団体交渉を行い得るよう実質的に罷業権を認める必要があることは理の当然である。けだし、企業主側と平等の立場において公正なる団体交渉を行い得るためである。

本法中に罷業権に関する規定を設ける場合の要領はつぎの如し。〔イ〕正面より罷業権を認める趣旨の規定は設けるべきではない。しかし、罷業手段を抑制する法令を撤廃し、一般刑法その他警察法規が罷業抑圧の目的で不当に濫用されることを防止すべき趣旨の規定を置く。〔ロ〕罷業権の濫用若しくは罷業の際の暴行は、多くは企業側の団体交渉拒否等に起因して起こるため、仲裁調停機関の介入により団体交渉の円滑化を図る。〔ハ〕社会秩序の紊乱、その他不当なる政治的目的をもってする罷業を防止するために1927年イギリス労働争議及び労働組合法に倣って適当な規定を設けておく。

〔二〕罷業の結果成立する労働協約の効力の確保に万全の注意を払い争議の再発を防止する。

〔末弘説明〕 罷業を行う労働組合および組合幹部に損害賠償義務はないが、「罷業権ノコトハ頭カラソレヲ認メルト云フ規定ナドハ置ク必要ナイ」。そこで、〔イ〕法令並びに一般法規其の他警察法規が罷業について不当な抑圧を加えることのないようにする。〔ロ〕極力罷業を防止できるよう仲裁調停機関を置き、その介入によって円満に団体交渉が行われるようにする。〔ハ〕罷業は原則としては自由であるが、「其ノ極限」があるということを書いた。〔二〕争議の結果成立した「争議労働協約」も労働協約一般の一種であるが、「再ビ争議ヲ繰返エサヌヤウニ予防スルコトヲ考ヘル必要ガアル」。

(②146頁)

五 労働組合に関する事務を円滑に運営するために警察行政より分離し、社会行政乃至民生行政の一部とし、そのために末端の行政機関を新設し、人事の実質的充実に注意を払う。この種の行政機関に労使を加えた有力な参与機関を附置し、争議調停の末端機構の基礎とする。

〔末弘説明〕 労働組合及び争議に関し警察の関与を排除する。代わって、労働者側、企業者側の者が始終出入りし、平素意思疎通し一緒になって互いに意思を疎通させることで、争議の際にも仲裁調停等を巧く行う、そういう警察から離れた「社会行政局乃至民政行政」が出来ないだろうかと書いた。(②148頁)

#### 第一 労働組合

一 労働組合の定義 基本方針三〔ハ〕の趣旨に基づき、「労働組合を強いて一定の型によりて組合を組織するが如き立法態度をとらず、唯法律の規定する一定の要件を充たしたるものに対して与えられるべき法的取扱を規定するに止むる」。したがって、労働組合の定義としては、〔イ〕組合員が給料生活者なること、〔ロ〕「労働条件の維持自立其他労働者の利益擁護を目的とすること」を表す趣旨の「広汎なる定義を掲ぐる



に止め」、組合員たるべき給料生活者の種類や組合の目的事業を限定する趣旨を定義中に加えない。ただし、「協調組合」(後出)を認める場合に労働組合を抑圧することのないよう企業主の利益を代表する高級役員を加えず、企業より補助金を受けざることを規定しておく必要がある。

[末弘説明] [イ] (組合員たり得る者)「本法ヲ適用スルノハ斯ウ云フモノダト云フコトヲ示ス意味ダケデ……最小限度ノ廣イ定義 [ノ] モノトシテ……所謂狭義ノ労働者ダケデナシニ 廣ク使用人ハ皆入ルノダト云フ趣旨デアリマス」。「被傭者」としてしまうと現在失業している者が入らない。「又常勤デナイ人間モアルト思ッテ、凡ソ賃金給与デ生キテ居ル人間ト云フ意味ノ積モリデ、給料生活者ト……書イタ」。

[ロ] (労働組合の目的)「労働条件ノ維持向上其ノ他労働者ノ利益擁護 此ノ文ハ決シテ良クナイト思ヒマスガ 最初斯フシタ廣イ意味デ 労働者ガ団体ヲ組織シテ自分等ノ利益ヲ擁護シヨウトスルノガ労働組合ナノダ」という定義として書いた。以上のほかに、給料生活者の種類、組合の目的、事業などは定義に加えない。協調組合の場合と異なり、労働組合に高級役員が加入することはその目的に反する故に許さない。企業主から補助金を受けるようなことも労働組合の目的に反する。(②149頁)

二 団結権の保護 つぎの趣旨の規定を設ける。[イ] (組合加入の自由の保障) 組合加入を理由とする解雇其他不利益を課することを得ず、組合員であることを理由に雇入れを拒否できないこと<sup>21</sup>、[ロ] (特定組合への加入の強制排除) 一定の組合への加入を強要できないこと。

[末弘説明] [ロ] について 日本では企業主がある組合に入ることを強要する傾向があるので、「ドウシテモ『オープン・ショップ』デ行ッタ方ガ宜シイデハナイカト云フデアリマス。」

イギリス労働組合法にある賠償責任免除規定を置くかどうかの問題があるが、必要があるとするれば、書くことは少しも差し支えない。(②152頁)

三 労働組合の設立及び登記 労働組合の設立は自由とし、届出をさせ、希望する組合に登録を許し、登録組合に与えられるべき特別の取扱を規定する。[イ] 登録の申請要件 企業単位組合は被傭者の大多数(例えば3分2以上)が加入し、産業別組合は一定区域内における当該産業従事者の大多数が加わること、以上の登録要件を具備する組合の連合体に登録を許す。登録要件の具備に争いあるときは「仲裁機関」(後出)で裁定する。

[ロ] 登録組合には、法人格を認め、その締結した労働協約は組合員のみならず、それ以外の関係労働者をも拘束するものとする(ドイツ方の一般的効力宣言の如き特別の手續を要しないこととする)。

[末弘説明] この点は「組合トシテ要所ダト私ハ思ヒマス」。登録要件を具備しているか否かは、当該組合の所在地に置く「委員会的ナモノ」に決めさせる。登録要件を備えた組合(企業または産業別の地域の「大多数」の労働者が加入している組合)の締結した労働協約は当該労働組合に加入していない者(アウトサイダー)をも拘束するこ

<sup>21</sup> 「組合員であることを理由に雇入れを拒否できないこと」とは、文字どおり団結権保護との関係においては、企業の「採用の自由」も制限されるべきであるとの意味にほかならない。

とにする。登録組合には法人格を認めて財産関係をはっきりさせる。(②152頁以下)

## 第二 労働協約

- 一 労働協約の締結及届出 協約は書面で作成させ、届出をさせ、協約に一定の有効期間を定めるべきこととする。
- 二 協約の効力 違反者に対し賠償義務を課するような司法的制裁規定を設けず、その実際的効果を確保するためにつぎの規定を設ける。〔イ〕協約の趣旨に反する労働協約(マ)を無効とする。〔ロ〕協約有効期間中の紛議は仲裁及調停に付し、直ちに罷業、閉出しの如き争議手段に訴えることを禁止する。

〔末弘説明〕 大事なことは、労働協約の効力の問題である。労働協約の効力について「裁判所流ニドンナ効力ガアルカラ考ヘルノハ愚ナノデ……實際ニ産業平和ヲ維持スル効力ガアルト云フ實際的効力確保……ガ大事ダト思ヒマス。」そのためには、協約の内容をはっきりさせる必要がある。その意味で、協約成立の要件の一〔イ〕(書面に作成すること)および〔ロ〕(有効期間の定めをすること)を定めた。協約の有効期間中に協約事項に関し紛議が生じた場合は直ちに「罷業的手段」に訴えないで、仲裁調停に移すのが宜しい。二〔ロ〕(協約有効期間中の紛議を仲裁及調停に付し、直ちに罷業、閉出しの如き争議行為を禁止すること)は実際に条文にそれを定める趣旨で書いた。(②158頁)

## 第三 協調組合

- 一 協調組合の具備すべき最小限度の要件を決定し、企業主による加入強要の弊を防止する。
- 二 その機構組織、事業内容等を届出させ、不当なるものに修正を命じ得ること。
- 三 協調組合の設置された企業の被傭者が外部労働組合に加入することを妨げないが、「当該労働組合は企業主に対し正規の団体交渉権を有せざるものとする」。

〔末弘説明〕 協調組合とは、「単位産報的ナモノ」を「労働組合ニ代ハルモノトシテ」本法中に置くとした場合の仮称である。企業者が有名無実のそういうものを作って被用者に加入を強制することのないように、最小限の要件を定めた。この場合、労働者は外部の労働組合に加入する自由を有するが、外部労働組合は協調組合のある企業者に対し団体交渉権を有しないとした。唯、こういう協調組合的なものを認めるかどうかは非常に問題だと思う。(②158頁以下)

## 第四 賃金委員会

- 一 未組織労働者を主とする産業ごとに、府県を単位として産業別に労使代表者を加えた「混合委員会」を作り、これに当該産業の賃金労働条件を査定させ、公正化を図る。
- 二 委員会の組織等はイギリスの制度を参考にし、日本の実情に即して考案する。

〔末弘説明〕 これを労働組合法中に設ける趣旨は、労働組合が盛んになっても、依然未組織労働者は残り、「サウ云フモノヲ放ッテオカナイデ、『トレードボード』的ナモノガアルヤウニ、其ノ欠陥ヲ補ッテ、労働者自体ニ自主的に自分等ノ意見ガ労働条件ノ決定ニ反映スルヤウナ仕組トシテ此ノ組合法ニ一節設ケ」た。委員会の詳細は勅令なりに譲る。(②159頁)

## 第五 行政機関

- 一 労働組合その他労働に関する行政事務を警察行政から分離し、この事務を専管する

行政機構を作る。

- 二 本機構には労使代表を参与せしめる有力な参与機関を附置し、労働関係の調整、罷業の調停等の事務に参与せしむる。

〔末弘説明〕 組合に関する平素の事務を警察から分離し、そこに企業主側労働者側の代表を「勤労署」のような部署に加え、労働争議の調停仲裁を扱わせる。今後、労働組合の問題は職業紹介の問題とも非常に連関するものであり、また平常的に行われるであろう工場監督の仕事にも斯様な機関を参与せしめるようにやれば公正に行われ、他方労働行政の官僚化を防止できるのではないか、そういう全く思いつきで書いた。(②160頁・166頁)

### (c) 質 疑

以下、意見書および末弘の趣旨説明に対する各委員の意見のうち重要と思われるものを発言順序(ただし、その後の関連意見を含める)にしたがってみておく。(②162頁以下)

#### 基本方針

○協調組合の法認について 『事業一家』というような企業経営者の方からの建前』に立つ協調組合のようなものを認めると、労働者各人の自覚的活動を妨げることになり、この際除くべきである。労働組合法の冒頭に掲げるべき「労働憲章」のような指導精神としては、労働者が「自己判断を為し得るやうな、さうして其の自己判断に基く批判を十分に行ひ得るやうな方向に持って行かなければならぬ」、「労働者各人の自覚的活動と云ふものが促されることを何か巧い文句で書いて戴ければ宜しい」。(藤林②171~173頁)

元来、私の考えではない。事務当局が現在の日本の実情を「過渡的」と考えて、産報的なもので巧くやっているところを潰す必要はないということである。そこで「一案ナルベシ」と非常に弱く書いた。削除することに「少シモ固執スル趣旨デハアリマセヌ。」(末弘②181頁)

○罷業権に対する民事免責規定を置かないことについて 免責規定を漠然と置くと故意悪意の争議行為にも免責の効力が及ぶ、それでは困るのではないかと資本家の意見があった。罷業権については一般の不法行為の規定でやればよい、罷業権が濫用された場合は損害賠償責任が生ずる、それが当時のイギリスの法律家の議論であった。(末弘②178頁以下)

○労働争議の強制調停について 調停期間中の争議禁止をともなう制度であり、弱い労働組合は争議終結時には立場が不利になっていることが多い、したがって市電など「日常生活ニ直接関係ガアル社会混乱ヲ惹起スル虞レガアルヤウナ争議」については必要と考えるが、「ソレ以外ハドウカナトイウ云フ感ジヲ抱ク」。むしろ、一般の調停制度の枠内で、調停不調の場合に強制調査を行い係争原因を公表し、世論の圧力で当事者が解決に向かうようにすることが望ましい。「実ハ今ノ争議調停法ノ中ニ、調停ガ成立シナカッタ時ニハソノ要領ヲ発表スルト云フ規定ニナツテ残ツテ居リマス」。(末弘②168頁以下)

#### 労働組合

○労働組合の定義(第一・一)について イ)労働者 「所謂狭義ノ労働者ダケデナク、廣ク使用人皆入ルノダト云フ趣旨」、「被傭者」に限らない、「凡ソ、賃金給与デ生キテ居ル人間トイウ意味」。政治運動については、その運動をとおして労働者の地位向上を図る

ような労働組合があれば、それ等も労働組合に入る得るように定義を作ったら宜しい。(末弘②150～151頁)

ロ) 労働組合の目的 「コノ文ハ決シテヨクナイト思ヒマスガ、最初コウシタ廣イ意味デ、労働者ガ団体ヲ組ンデ自ラノ利益ヲ擁護シヨウトスルノガ労働組合ナノダトイウ定義」である。(末弘②150頁)

「政治的経済的社会的地位ノ向上」と「人格或ハ品性ノ陶冶、相互扶助、共同福祉ノ増進ヲ目的トスル、同一若クハ類似ノ産業ニ従事スル被傭者ヲ以テ組織スル団体又ハ其ノ聯合体トスル」。労働組合の行う相互扶助、共同福祉等の事業は「団結力ノ強化ノ為」に必要である。(松岡②120頁以下) しかし、その趣旨を労働組合の定義規定のみに含めることは適当でない。(末弘前出) また、労働組合を「同一若クハ類似ノ産業ニ従事スル」の要件も労働組合を「一定の型」(前出)に嵌め込む限定的要素になり、労働組合の自然発生的性質からみて、適当ではない。(末弘②175頁)

○団結権の保護(同・二)について 「『オープン・ショップ』デ行ツタガ宜シイノデハナイカト云フノデアリマス」、加えて、労働組合にある賠償責任免除規定を置くことも少しも差支えない、(②186頁) ロ)で「強制できない」としたことに関しては、組合の強化と同時に個々の労働者の自由も考えなければならない、しかしその趣旨を是非規定しなければならないとは考えていない。(末弘②152頁)

○労働組合の設立及び登記(同・三)について 企業単位または産業別地域単位に被傭者の大多数を組織することという登録要件は、労働組合に困難を課すもので、法人格取得の要件としては大正14年社会局案より後退しているのではないか。(西尾②187頁) 「法人格ノ点カラ云フト、モウ少シ登録申請要件ヲ軽ルクシテモ宜シイナト私モ思ッテ居リマス。併シ協約ヲ奨励シテシッカリヤッテ行ク以上ハ、協約ニ関シテ紛争ガ起ルコトガ一番イケナイノデ……(登録の申請のための・編者)要件ト云フコトヲ考ヘタ」。(末弘②188頁)

○労働組合の政治活動について 労働組合の政治活動を封じるべきではない。しかし、労働組合の基金を政治活動ために支出して、労働組合の基礎を危うくするようなことが頻繁に起こると云うことを予測し、一般組合経費と別建てにすべきである。(松岡②134～135頁・174頁)

○労働組合の登録要件について 今後「合同労組」が出来るのではないか、大多数組合以外の組合を労働組合法の適用対象から除外するのか。(桂②175頁) 一応考えてはみたが、その気持ちはない。分かり易い意味で企業単位の場合と産業別の場合として、その大多数ということを書いた、少数組合を除外する意図はない<sup>22</sup>。(末弘②175～177頁)

### 労働協約

労働協約に書かれていなくても苟も協約有効期間中は、協約事項について紛議が生じたときは直ちに罷業手段に訴えないで、仲裁、調停等に移してゆくのがいい。協調組合には労働協約の効力を認めない。(末弘②153頁・177頁) 登録要件を充たさない労働組合の結んだ協約は意見書によれば「組合員ヲ拘束スル効力ガナクトモ、少クトモ団体ハ拘束シ得マセウカ」。(桂②176頁) 「サウ云フ制度ニスルナラサウ云フコトヲ考ヘテモ宜シイ……

<sup>22</sup> このやりとりにより、労働組合の登録要件として「企業単位組合は被傭者の大多数(例えば3分2以上)が加入すること」とする構想が再登場することはなくなった。

協約ニ本法デ規定シタヤウナ効果ヲ認メル、是ハシッカリシタモノダケ認メ」るとの趣旨である。(末弘②178頁)

#### 協調組合

○単位産報を継承している工場事業場の使用者は、従業員が加入した外部労働組合との関係において、団体交渉を行うことを認められない、逆に言えば当該工場事業場の従業員の加入を認めた外部労働組合の側から言えば、当該使用者に対して正規の団体交渉権を有しないということである。協調組合というものを認める以上は、外部組合の団体交渉権を認めない、ただ「協調組合的ナモノヲ認メルカドウカハ非常ニ問題ダト思ヒマス。」(末弘②159頁)

○協調組合は協約の主体になり得るか。(桂②177頁) それは登録の要件の所で述べた。協調組合は労働組合ではなく、労働組合に代わるものであるため、労働組合法上の労働組合として登録はできない。登録組合の締結した労働協約のような法的効力も有しない。(末弘②177頁) 協調組合に労働組合に代わるものとして一定の機能をもたせるよう意見書に書いたのは、「元来、私ノ考ヘ方デハナイデスガ、事務当局トシテハ現在日本ノ実情ハ此処ニ『過渡的』ト書イテアリマスガ、単位産報的ナモノデ実際巧クヤッテ居ルモノガアルデハナイカ、ソレマデ潰シテ皆組合員ニシテシマワナクテハイケナイカト云フコトダト、場合ニ依ルト本末転倒シテ、ソナ所デ立法ガ躓キハセヌカト云フ御議論ガアッタ ソレデ実ハ『一案ナルベシ』ト非常ニ弱ク書イタ」。(末弘②181頁) 協調組合のようなものはこの際除くべきである、これを認めることは、下から盛り上がって労働組合が出来、活動することを妨げることになるので、そういうことのないようにしなければならない。(藤林②173頁)

#### 賃金委員会 (略)

#### 行政機関

警察から分離し、労働組合に関する事務を扱う、企業者側・労働者側の代表を加えた常設的の参与機関とし、労働争議の調停仲裁的なこともそこで扱う、また労働組合の問題は職業紹介と連関するので勤労署などで扱ったら宜しいのではないか、或いは労働裁判所的な法律を作るか。「斯ウ云フ行政機構ノ出来ルコトヲ法律ノ中ニ書クノガ善イカ悪イカハ別問題トシテ、サウ云フコトヲ前提トシテ組合法ヲ作ッテ見タラ宜シイ」、今後は、工場監督にも参与させることが考えられる。「此ノ機関ノコトヲ相当重要視シテ居ル積リナノデアリマス。」(末弘②160頁以下) 「日本ノ労働行政ノ官僚化ヲ防止スルト云フ意味デ日本ノ今後ノコトヲ考ヘ……ル必要ガアルカラト云フダケ、全ク、思付デ書イタ」。(末弘②166頁) 調停手続進行中のストライキを禁止する強制調停について 市電など所謂公益事業に限るべきである。(末弘②168頁)

#### (d) 小 括

末弘意見書および末弘説明を労務法制審議委員会の委員たちがどう受け止めたかに関しては、第1回総会で議長指名により「整理委員」に選任された安川委員、鮎沢委員の意見が重要である(資料労働運動史20/21年713~716頁)。(②193頁以下・199頁以下)

○安川委員 戦前の資本家側の本心は労働組合法案を骨抜きにしたい、揉み消したいというものであった。しかし、今日の情勢はそういう考え方を許さない。「労働組合法案という

ものは極めて完全な、徹底したもので、その精神を十分法の上に発揮したものでなければならぬと考えます」、「末弘さんの出されたものは少々過渡的な気分が相当入っているのではないか。寧ろもっと進んだ、徹底したものにして戴いた方がよい。「今後の労働団体の動き方を極めて健全なものにすることが必要」である。

○鮎沢委員 アメリカの「全国産業復興法」の定める全国労働関係委員会の方式にならって、労使中立の委員で構成する「労働委員会」を設置し、労働争議の調整等を行わせ、労働行政を警察行政から切り離すべきである。

#### (4) 第3回総会(同年11月15日)

第3回総会には、第1回総会、第2回総会の審議内容を整理委員会において整理し、起草した「第三回労務法制審議委員会提出労働組合法草案」(第1次草案)が提出された。(①1頁以下) 会長は、整理委員会には「厚生省内ニ於テ若干ノ専門家」が討議に加わり、第1回、第2回総会の各委員の意見を検討し、「末弘委員ニ其ノ全体ノ取纏メヲ御願ヒシ」、「末弘委員ノ御起案ニナリマシタ所ヲ更ニ審議シマシタモノガ出来上リマシタノデ、本日……立案ニ関スル御説明ヲ申上ゲルト云フ段取りニ致シタ」と報告した<sup>23</sup>。(②260頁)

最初に、整理委員会委員長(大野緑一郎)が第1次草案の全体説明を行った。(②263~273頁) 次いで末弘委員が逐条的説明を行った(資料運動史20・21年718~731頁にその一部抜粋収録)。(②276頁以下、質疑は②303頁以下) 末弘による逐条説明の要旨は後に条文の変遷をたどるⅡで述べる。

第1次草案の全体に関する大野緑一郎委員長の説明は要旨つぎのようであった。

- 労働組合法制定の目的、基本方針について、団結権を承認し労働者の政治的、経済的、社会的地位の向上を図るとする意見、産業の民主化を図り、世界文化の向上に貢献するといった意見、等価交換の理念からして労働条件の改善を図り、団体を保護助長すべきものとする二方向からの意見があった。
- 未組織労働部門に属する者の問題に関し「労務委員会」(後の、労働委員会)が取り組む体制をつくる。
- 「協調組合」に関しては、「組合ノ完全ナル発達ヲ図ル上デ面白クナカラウト云フ意見デ……組合法ニハ触レラレナイ」。
- 組合の結成、活動を抑制してきた法令や強制的措置を廃止する。
- 労働組合は自然発生的なものであるとの観点で無理にそれを型に嵌めず、取締法規等は最小限に止める。
- 罷業については、「罷業ヲ正面カラ組合法ニ於イテ認メルト云フヤウナ趣旨ハ設クベキデハナイノハ勿論デアリマスガ、現行法ノ中デ不當ニ抑制シテ居ル手段ヲ撤廃シ、又一般ノ刑法或ハ警察法トカ非常ニ濫用サレテ居ル、ソレ等モ撤廃スルト云フヤウナコトニ付

<sup>23</sup> 山中(3)(前出注2)季刊労働法79号(1971年)171頁によれば、整理委員会の作成した第1次草案の前に「整理委員会『原案』なるもの」が存在し、「わたしの手許にある」と述べている。山中は、「昭和二十年の団結権の原点はこの『原案』に見出されるといえる」と記している(177~178頁)。しかし、同文献には「原案」の内容の系統立てた説明はないので詳細は不明である。資料労働運動史20・21年及び戦後労働行政史にも収録されていない。

テモ意見ガ一致シタ」

- 罷業における暴行を排除する意味においても団体交渉の円滑化を図る必要がある。
- 罷業目的に関し、イギリスの1927年法も議論したが、特別の制限規定を設けない。
- 団体協議により罷業を制限する場合は再発防止を図る。
- 労働組合に関する事務は警察行政から社会行政または民生行政に移す。
- 労働者および雇傭者の代表を入れる機関(労務委員会)を設け、労働行政の官僚化を避け、争議を調停仲裁する。本草案の「第四章」の第26条以下第30条まで「頗ル広範ナル仕事ヲヤルコトニナツテイル」
- 労働組合の定義に関し、「労働条件ノ維持改善其ノ他……」となっているが、「労働生活ノ条件ノ改善」とすべしとの意見もでた。
- オープンショップ原則かクローズドショップを認めるかは「実際ノ実情ニ任セテ」おくこととした。
- 法人格の取得は任意とした。
- 附帯決議事項を定めた。
- 中央労務委員会は労働に関する調査研究をも行うこととした。

以上の委員長報告の後、質疑は、第1次草案の条文構成に沿うことなく、各委員の関心に従い、草案の逐条的説明をした末弘委員との問答のようなかたちをとった。労働組合がその基金を政治活動に流用することへの危惧など意見が分かれた問題に関しては、大蔵会長が労働組合を承認し、助成する立場から制限しない自由開放の方向に舵を取り切った。

#### (5) 第4回総会(同年11月19日)

第4回総会開催前の同月16日、17日、芦田均厚生大臣の取計いで、末弘、鮎沢の両委員および厚生省富樫審議官がGHQの「経済科学部労働課、法律部、政治部ソレカラ専門委員ノヤウナ人」に労働組合法案の翻訳を渡して逐条説明をし、意見を「サウンド」した。GHQは、日本の民法の訳文を用意し、内部で「可ナリ細カナ意見ノ陳述」が出されたとされている。本総会には末弘、鮎沢の逐条説明に対し「斯ウ云フ風ニ修正サレルノガ宜シクハナイカト思フト云フヤウナ提案」があった旨報告された(以下では、この説明をGHQとの事前打合せという)。(②378頁)

本総会には、第3回総会の審議後に整理委員会の作成した「第四回労務法制審議委員会提出労働組合法草案」(第2次草案)が提出され、会長は冒頭本総会からは逐条審議に入りたいと述べ、そのように審議を進めた。第3回総会における第1次草案の場合と異なり、あらかじめの逐条的な説明は行われていない<sup>24</sup>。(草案は①19頁以下、審議は②333~514頁)

会議の冒頭、会長は、本委員会の立場(労働組合法案審議の意義)について改めて所見を述べた。日本は現下の情勢にかんがみ、「殊ニ日本ヲ民主主義的ニスルト云フ意味ニ於ヒテ是非トモ労働組合ヲツクラナケレバナラヌト云フ立場」にあり、かつ「『マッカーサー司令部』カラノ懲憑モアリマスノデ是非此ノ法案ヲ成立セシメナケレバナラヌ情勢ニアル」、「審議スルニ際シテハ将来労働組合ガ出来タ場合ニ出来ルダケ之ヲ助成シタイ、立派ナモノニ作ラセタイト云フ氣持ヲ以テ其ノ将来ヲ考ヘタイト思ヒマスルノデ多少無理デモ労働組合

<sup>24</sup> 第2次草案と審議は一部分のみ資料労働運動史20・21年731~753頁に収録されている。

ノ發達ノ為ニハ其ノ必要ナル條項ヲ設ケルト云フコトモ已ムヲ得ナイト思フノデアリマス」。(②333~334頁) この発言のなかの、「多少無理デモ労働組合ノ發達ノ為ニハ其ノ必要ナル條項」というのが、具体的にどの条項を意味しているかはこの段階では分からない。

労務法制審議委員会の運営を采配した大蔵会長の大詰めの段階でのこの発言には、労働組合法の制定は日本の民主主義にとって必須の事業であるとの内発的信念が披瀝されており、占領軍の恣意は労働組合法制定のいわば政治状況として言及されている。この点は注目に値する。

併せて会長は、早急に結論を得るために必要だとして、①本総会では逐条ごとに審議し、修正または反対意見があったときは会長が状況を測って出席委員に採否に関して挙手を求め、過半数の賛成があったものを採用する、②修正意見に賛同する者が出席委員の4分の1以下の場合には否決するが、発言者が希望する場合は少数意見として政府に提出する、③出席委員の4分の1を超える支持をえた修正意見は別途「小委員会」を設け、検討し、採否を審議する、④小委員会委員は会長が本総会の場で指名することとし、委員長には末弘嚴太郎学経委員を充て、委員は山中篤太郎学経委員、松岡駒吉労側委員、安川大五郎使側委員、厚生省から高橋□□の4名(委員長を含め5名)とする、⑤小委員会の決議は3対2で決する、⑥小委員会自体が従来の原案と違った修正意見を提出することも差し支えないと述べ、了承された。

審議は、末弘委員が原案への質疑に答えるかたちで進められた。

#### (6) 第5回総会(同年11月21日)

本総会開催の前日、「小委員会」が開催され、関係省庁からの要望が述べられ、鮎沢委員がGHQの要請を紹介した。小委員会はそれらを基にして本総会に「第五回労務法制審議委員会提出労働組合法草案」(第3次草案)を提出した(資料運動史20・21年753~767頁に一部分抜粋)。(①37頁以下) 末弘委員が逐条説明をし(②519~540頁)、関連質疑が行われ、小委員会案に反対ないし修正意見のあるものはその都度採決を行い、採否を決定して審議を進め、最終案をまとめた。(②540~703頁)

以上の手続を経て、同年11月24日政府に対し「労働組合法案」を答申した(①62頁、資料運動史20・21年767~771頁、戦後労働行政213頁以下に収録)。労働組合法案(答申案)にはつぎの前文が付されている(平仮名文)。

「答申 当会に諮問に係る労働組合に関する件終戦後の新事態に対処し急速制定の要ありと認め慎重審議の結果別添の通り労働組合法案を可決致候条此段答申候 尚右に関連の別添の通『附帯決議』致候に付ては併せて及申達候

昭和二十年十一月二十四日

労務法制審議委員会々長 大蔵公望

厚生大臣 芦田 均殿」

#### (7) 第6回総会(同年12月27日)

20年労働組合法が貴族院において可決成立し、官報に公布された後開催された。本総会では、労働組合法成立の経過、答申案との異同および施行等に関し以下の第1、第2、第3の説明が行われ、第4に憲法に労働規定を定めることに関する案件が議題になった。この議



題については、答申案附帯決議第1項にしたがい成案作成を鮎沢、松岡、篠原の3名の委員に委ねることのほか、格別の議論は行われなかった。(②694頁)

#### (ア) 労働組合法成立の経過等

第1. 労働組合法成立までの経過 昭和20年11月24日労務法制審議委員会の「答申案」を原案として関係各省と折衝し、法制局との審議を行い、GHQと種々の連絡を重ねて法案を作成した。「大体ニ於キマシテ本会御答申ノ趣旨ハ殆ド尊重セラレマシテ、議会ニ於キマスル論議モサシタルコトモアリマセネデ成立致シマシテ、茲ニ画期的産業労働民主化ノ基本的制度ノ整備ヲ見ルニ到リマシタ」と述べられた。(厚生次官②626頁)

労働組合法施行令については、1946(昭和21)年1月25日を目途に現在制定を急いでいるが、大体の成案として「労働組合法施行令案要綱」を提示したいので本日審議願いたいとし(②630~640頁)、労政局長が内容を説明し、審議が行われた。(②640~644頁)

さらに、「労働争議調停法」の改正に関し、政府も緊要性を認め、来たるべき議会に提出を約束しているため、適切な答申をお願いしたいと述べられた。(②625頁) 具体的には、今後の草案作成の体制(労組法の場合と同様に整理委員会ないし小委員会を設けることなど)をとること(末弘②682頁)、厚生省は「労働争議調停法」の改正というかたちでの審議を予定し、主要な5つの改正点を示した。(労政局長②683頁)

- 1 現行調停法にない事前調停手続を定めるか
- 2 現行調停法の強制調停の狭くなっている範囲を拡げるか
- 3 労組法による労働委員会を常設の権威ある調停機関とすること
- 4 調停案になんら法的拘束力のない状態を改め一定の法的拘束力を付与するか
- 5 公益的事業の争議行為につき制限、中止を命じ得るようにする

審議に当たっては、労働争議調停法の改正のかたちをとるよりも、むしろ全部書き換えてしまった方が宜しい。(末弘②684頁) その位に考えているといったやりとりが行われた。(労政局長②684頁)

審議委員会の論議は、調停に一定の法的拘束力を与えること(上記4)および公益事業(ないし公共事業)の争議行為の制限、中止命令(上記5)をめぐる行われている。(②684頁以下)

法案は小委員会で草案を起草することにし、末弘、桂、安川、篠原、松岡、小泉、高橋の7名の委員が当たった。(②694頁)

#### (イ) 労務法制審議委員会答申案と20年労組法(政府提出法案)との異同

帝国議会で成立した労働組合法(政府提出法案と同じ)と本審議会の答申案との相違点について労政局長が説明したが、すこぶる簡単な説明にとどまっている。(②628頁以下)

1条1項 労働組合法における「団体交渉権ノ重要性ニ鑑ミ……『団体交渉ノ保護助成』」を入れ、他方「経済的社会的政治的及ビ文化ノ進展」を削除した。「文化ノ進展」は「労働組合ト縁ガ遠イノデハナイカト云フノデ」、一緒に削除した。

1条2項 個々の条項を挙げる方式から「刑法35条ヲ明ラカニスルと云フ観点」から包括的なことになった。

4条 官公吏に関する特例は答申案に存在しなかったが、「職務上ノ地位ノ特殊性」に鑑み条文ができあがった。

12条 民事免責の原則の例外を定めた但書を、「マッカーサー司令部トノ色々ノ関係モ

アリマシテ」、「作業所閉鎖ノ場合ト彼此権衡ヲ失スルト云フコト……調停ノ制裁ハ協約中ニ於テ自主的ニ決定ガ出来ルト云フ風ナ理由カラ」削除した。

33条 罰則の適用に関し、「労働委員会ノ申請ヲ待ッテヤルヤウニ」第2項を入れ、「一應委員会ヲシテ詮議サセテ振ヒ落スト云フコトガ寧ロ適當デハナイカト云フノデ入ッタノデアリマス。」

### 3 労働組合法（昭和20年法律第51号）の成立

#### (1) 衆貴両院の審議経過

##### (ア) 衆議院の審議

昭和20年12月8日、政府は、第89帝国議会に「労働組合法案」（昭和20年12月10日付）を衆議院先議として提出し、芦田均厚生大臣が提案理由を説明した。質疑の後、本案を議長指名の36名の委員に付託することを決定した（官報号外昭和20年12月11日第八十九回帝国議会衆議院議事速記録第十号）<sup>25</sup>。

労働組合法案委員会は、第1回を昭和20年12月10日に開催し、議長による委員長（添田敬一郎）の指名、芦田厚生大臣による法案の提案理由説明の後、質疑が行われた（委員会には「自由労働者ノ各府縣ニ於ケル職種別並ニ其數」（参考資料）が配布された。労働組合法案委員会議録（速記）第一回38頁）。質疑は、第2回（同年12月12日、同11～33頁）、第3回（同年12月13日、同35～64頁）、第4回（同年12月14日、同65～66頁）に分けて行われ、第4回の委員会において総員原案賛成により可決した<sup>26</sup>。

昭和20年12月14日、衆議院本会議が開催され、労働組合法案委員会委員長による審議の経過並びに結果報告が行われた。委員会は、同報告に基づいて労働組合法案の第一読会、第二読会の議事を終了し、政府原案どおり可決した（第三読会省略の議決あり。官報号外昭和20年12月15日第八十九回帝国議会衆議院議事速記録第十四号）<sup>27</sup>。

##### (イ) 貴族院の審議

昭和20年12月15日、芦田均厚生大臣より衆議院の場合と同内容で労働組合法案の提案理由が説明され、特別委員会の設置および委員長（河原田稼吉）並びに委員（27名）が指名された（官報号外昭和20年12月16日号、昭和20年12月15日第八十九回帝国議会貴族院議事速記録第十二号）<sup>28</sup>。

昭和20年12月15日、労働組合法案特別委員会において芦田厚生大臣が趣旨説明をし、質疑が行われた（第八十九回帝国議会貴族院労働組合法案特別委員会議事速記録第一号）。同年

<sup>25</sup> 以下、官報衆議院議事録第十号と略称する。労働法案委員会の名簿を含め、戦後労働行政史218頁以下参照。

<sup>26</sup> 以下、第八十九回帝国議会衆議院労働組合法案委員会議録（速記）を衆議院労働組合法案議事録と略称し、末尾に何回目会議かを表記する。

<sup>27</sup> 以下、官報衆議院議事録第十四号と略称する。

<sup>28</sup> 以下、官報貴族院議事録第十二号と略称する。特別委員会の委員名簿を含め、戦後行政史222頁以下。

12月16日、質疑の後全員異議なく可決した（同第二号）<sup>29</sup>。

同年12月18日、貴族院本会議において特別委員会委員長による同年12月16日付「労働組合法案」議決の報告があり、第一読会、第二読会、第三読会において質疑の後、可決した（官報号外昭和20年12月19日第八十九回帝国議會貴族院議事速記録第十四号）<sup>30</sup>。

20年労働組合法は、同年12月22日法律第51号として公布され<sup>31</sup>、翌昭和21年2月27日勅令第108号として公布、労働組合法施行令（昭和21年2月27日）により同年3月1日施行された。

## （2） 20年労組法案の趣旨

### （ア） 法案の構成

20年労組法案は、第一章総則（1～4条）、第二章労働組合（5～18条）、第三章労働協約（19～25条）、第四章労働委員会（26～32条）、第五章罰則（33～37条）の全37カ条および附則（1～4項）で構成されている<sup>32</sup>。

### （イ） 法案の趣旨（提案理由）

帝国議會（衆議院）において、冒頭、芦田均厚生大臣により 1945（昭和20）年10月11日連合軍最高司令部から直接「人権確保に関する五大改革」（婦人解放、労働組合結成奨励、学校教育民主化、秘密審問司法制度撤廃、経済機構民主化）の意見表明を受けたこと、労働組合結成奨励の項目に「労働者ノ搾取ト酷使カラノ防衛及ビ其ノ生活水準ノ向上ノ為、有効ナル発言ヲ許容スル如キ權威ヲ与フル為ニ、労働組合ヲ促進助長スベキコト」が指示されていたことが明らかにされた<sup>33</sup>。その後、労働組合法案の大要が説明された。衆議院および貴族院とも本会議での趣旨説明はやや簡略の感があり、衆議院労働組合法案委員会、貴族院特別委員会での趣旨説明の方がより詳細になされている<sup>34</sup>。以下に、労組法案委員

<sup>29</sup> 以下、それぞれ貴族院特別委議事録第一号・第二号と略称する。

<sup>30</sup> 以下、官報貴族院議事録第十四号と略称する。

<sup>31</sup> 資料労働運動史20・21年（772頁）に「労働組合法全文」（新漢字と平仮名）が掲載されている。しかし、10条「労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者」の団体交渉権に関し、「組合又ハ組合員ノ為……」とあるのを、単に「組合員ノ為……」とし、「組合又ハ」の文言が脱けている。

<sup>32</sup> 第89回帝国議會特別委員会において、芦田均厚生大臣からマッカーサー司令部と厚生省当局との間に本法案を議院に提出するまでの間に行われた意見交換の経緯について資料の準備をしているが、他日適當の機会に説明を行いたいとの見解が表明された。しかし、法案審議の段階では明らかにされていない（衆議院労働法委議事録第一回4頁）。同様に、貴族院においても各条文について一々司令部と連絡交渉をした上で本法案を決定したのかとの質問に対し、同厚生大臣は非常な重要事なので後日答弁すると回答している（貴族院特別委速記録第一号1頁）。しかし、その後のやりとりは記録のなかに見出されない。

<sup>33</sup> 官報衆議院議事録第十号152頁、官報貴族院議事録第十二号101頁。

<sup>34</sup> 第89回帝国議會での審議には、内閣総理大臣（幣原喜重郎）、運輸大臣（田中武雄）、商工大臣（小笠原三九郎）、法制局長官（檜橋渡）、厚生省労政局長（高橋庸爾）ほか各省次官、局長等が出席している。衆議院および貴族院とも、労働組合法案の趣旨説明および質疑に対する応答はほとんど厚生大臣（芦田均）が行っているが、ときに厚生省労政局長、法制局長官が重要答弁を行っている。特別委員会での質疑は、直接労働組合法案の内容に関わりのない産業復興政策にも及び商工大臣等の答弁が行われている（本稿では、この分野の議論

会・特別委員会における趣旨説明の内容を要約しておく<sup>35</sup>。

本法案は、我国における「民主主義的傾向ノ復活強化ヲ促進シ、労働階級ノ福祉ヲ増進シテ、社会進歩ノ法則ニ歩調ヲ合セントスル為ノ立法」である。

- 第1 労働者の団結権を保障し、団体交渉権を保護助成し、労働者の地位の向上を図る。
- 第2 労働組合の団体交渉、『ピケッティング』其ノ他ノ争議行為」であつて、「正当ナルモノ」については刑法35条を適用することとし、これを罰しない。
- 第3 労働組合の定義、結成、運営、法人格の付与等に関し「組合ノ自然発生的性格ニ鑑ミ、成ルベク之ヲ自由ナラシメル、……最小限度必要ナル若干ノ規定ヲ設ケタ」
- 第4 組合の代表者等に団体交渉等の権限を与え、その従業者が組合に加入することに対し不当な妨害をなさないこと、および労働者の正当な争議行為について、使用者側より損害賠償を要求し得ないことにし、組合の健全な結成および活動を保護した。
- 第5 組合の経営する福利共済等の事業に対し免税の恩典を与える。
- 第6 労働協約は、労働能率の増進および産業平和の維持のために極めて重要なものである事実に鑑み、協約の締結、その拘束力に関し所要の規定を設けた。
- 第7 労使関係を円滑かつ民主的調整のため労使および中立の委員で構成する労働委員会を中央、地方に設け、広汎な権限を付与した。
- 第8 組合に対する監督権および法施行のため必要最小限の罰則を設けた。

---

は省略している)。

<sup>35</sup> 衆議院労組法委議事録第一回1~2頁、貴族院特別委議事録第一号1頁。

## Ⅱ 昭和20年労働組合法の草案審議および成立

### はじめに

1 労務法制審議委員会の議事速記録およびそれと併せて綴じ込まれた20年労組法の第1次、第2次、第3次の各草案および答申案はいずれも手書き(ガリ版刷り)であり、規定文言ないし用語や文字の使用法(たとえば、其ノ・ソノ、因ッテ・依ッテ・ヨッテ、於テ・オイテ等)および使用される文字の種類(片仮名、旧漢字、新漢字)に統一性、定型性を欠いている。したがって、第1次、第2次、第3次の各草案および答申案におけるこのような字句の変更に関しては本項ではとくに注記していない。とはいえ、「労務者」を「労働者」に、「雇傭者」を「使用者」に、そして「労務委員会」を「労働委員会」といった修正を見逃すものではない。

2 第1次草案(第3回総会)、第2次草案(第4回総会)、第3次草案(第5回総会)ともに、最初に末弘嚴太郎学経委員が趣旨説明をしている。本稿では、20年労組法草案の原型(叩き台)になった第1次草案の条文をはじめに置き、同草案に対する同委員の趣旨説明を〔末弘説明〕として要旨を記している。そして、〔末弘説明〕の後に〔2次草案・3次草案審議〕として条文修正の跡をたどり、労務法制審議委員会の整理委員会(小委員会)が答申案(厚生大臣宛提出)にたどりついた経緯をフォローする意味で、第1次草案を審議した第3回総会、第2次草案を審議した第4回総会および第3次草案を審議した第5回総会における委員の発言のうち、草案の起草ないし答申案の作成に当たって重要と思われるものをとりだしている。その際には委員名を明らかにし、行論上有益と思われるときは学経委員、使側委員、労側委員の区別を示した。官庁側出席者については、議事録の様式にしたがい特別の場合を除き官職のみを記している。

3 政府が労務法制審議委員会の答申案を受けて作成した「政府提出法案」は答申案を修正した跡を残し(後段4参照)、帝国議会で原案どおり無修正で可決成立した20年労組法の規定は枠囲いで掲げている。その後に〔帝国議会〕として主に質疑に対応した厚生大臣芦田均ほか政府委員による提案理由、答弁等のうち主だった内容のものを抽出した。本来の順序は逆であるべきことを十分に承知しているが、この方が読みやすいと考えそのようなかたちにした。

その後、〔労働組合法施行令〕の内容を記し、必要に応じて規定ごとに簡単な〔解題〕を付けた。その際には、末弘嚴太郎博士が、20年労組法施行(昭和21年3月1日)より以前の昭和21年2月に法律時報881号(1~24頁)に一挙掲載した「労働組合法解説」に「多少の修正と添削を加えた」上で刊行された『労働組合法解説』(日本評論社、昭和21年5月・文庫本)を参照文献にしている。他に参照することが望ましい文献も存在していることを承知しているが(たとえば、賀來才二郎『改正労働組合法の詳解・労働関係調整法』〔中央労働学園版・1949年〕)、上記末弘の文献は20年労組法の草案起草の段階から答申案作成までを牽引先導した著者自身が同法の施行直後に筆を執っており、特別のものとして同法の立法史料と一体的実質を有するものと評価できると考えたからである。

4 「答申案」は、整理委員会に設けられた「小委員会」が、第5回総会における第3次草案の審議の終了後に、同総会で採択されなかった委員の発言のうち、一定の基準にした

がい考慮すべきものとされたものの採否を改めて検討し起草して厚生大臣に提出したものである。

本稿には、答申案それ自体を掲げていない。しかし、答申案は、それを受けた「政府提出法案」において削除された部分をアンダーラインで、また補われた部分を【 】でそれぞれ示すことにより、その内容を理解できるようにしてある。すなわち、答申案を受けた政府が労務法制審議委員会の最終案（答申案）のどこにどのような修正を施して帝国議会に政府案を提出したかが一目してわかるようにしてある。

5 史料簿冊の復元の際に史料に簿冊番号と頁を付したが、行論の過程でそれをできかぎり示すことにしている。それによって、委員の発言が審議委員会のどの段階でなされたものかが明らかになるであろう。

第1回議事録 ②1～80頁（81～82頁白紙）

第2回議事録 ②83～254頁（255～256頁白紙）

第3回議事録 ②257～329頁（330頁白紙）第1次草案（整理委員会案）審議

第4回議事録 ②331～514頁（515～516頁白紙）第2次草案審議

第5回議事録 ②517～621頁（622～624頁白紙）第3次草案審議

第6回議事録 ②625～703頁

6 末弘嚴太郎博士は『法律時報』（日本評論社）の責任編集者であられたが、「労働組合法解説」を掲載した同誌「巻頭言」において、労務法制審議委員会の答申案を修正し20年労組法の「政府提出法案」として帝国議会で可決成立した20年労組法の「刑事免責」に関する第1条2項の規定ぶりについてつぎのように痛罵されたことをわれわれは記憶にとどめ、肝に銘じておく価値がある。

博士は曰く、「アメリカのワグナー法の第1条の如き……之に依って立法の精神を縷々説明して立法者の意のある所を出来得る限り明らかにしやうと力めている。……それに比べて今度の農地調整法を見よ、労働組合法第一条第二項を見よ。如何に今の役人が人民のことを忘れて独善がりであるかを見て心に憤りを禁じ得ざるもの恐らく筆者一人のみではあるまい。……官僚一同の猛省を促すと共に、内閣諸公の早急に救治の策を講ぜんことを力強く要望する所以である。」

労働者の団体交渉その他団体行動に対する刑事免責の原則を定めた答申案の規定は、戦前期の労働者の団結ないしその行動に対して不当の制限を加へ弾圧の具として威力を振るった現行の刑事関係法令を一々列挙していたが、政府提出法案はこれを全部削り取ってしまった。このことを指してこのように心に憤りを禁じ得ないと述べておられるのである。労働組合法の文字通りの生みの親が、生まれたものを目前に置いて「如何に今の役人が人民のことを忘れて独善がりであるか」と言われたことは、それから半世紀を超える近年の労働関係法の改正において、ことばの迷路のようなあれこれの規定をつぎからつぎに生み落としている有様をみるにつけ、今日的意味を失っていない。

## 1 総 則

### (1) 労働組合法の根本精神<sup>1</sup>

#### (ア) 労働組合法の目的

第1次草案(第1条) 「本法ハ団結権ノ保障ニヨツテ労働者ノ社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与スベキ均等ノ機会ヲ与フルコトヲ目的トス」

〔末弘説明〕 「斯ウ云フコトヲ此ノ法律トシテハ頭ニ書イタ方ガ宜シカラウト云フコトハ此ノ前ノ総会デモ二三ノ方カラ御意見ガアリマシタ。ソレヲ文字ニスルト大体コンナ所カナト云フ所デアリマス。唯在来ノ法律ニ比ベテ均等ノ機会ナド如何ニモ変ナンデスガ……経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与」せしめ得るように、「一般ノ人ト同ジヤウニ……実力ヲ與ヘカヲ與ヘルノダト云フ趣旨」である。(②277頁)

○第3条の労働組合の目的に「経済ノ興隆ヲ図ル」を入れた方が宜しいとの意見がある。(関使側委員②325頁) しかし、それを書くとその目的をもったものは労働組合と認めないという議論がでてくる。労働組合の「定義ノ方ハソコラポート書ク所ニ面白ミガアル」。本条は、労働組合法の運用および労働組合が遵守すべき「根本ノ原則」を書いてある。労働組合は経済の興隆に「寄与スベキ」ものだが、「寄与スルコトヲ任務トスル」ということではない。(末弘②326～327頁)

○「団結権ノ保障ニヨツテ」は、「地位ノ向上ヲ助ケ」までに掛かる。(末弘・大蔵会長・大野議員委員②328頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案で「労働者ノ社会的並政治的地位ノ向上」を「労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上」に修正。答申案において「均等ノ機会」を削除した。

○「政治的」を削除すべしとの意見があり、これに対し労働組合が将来無産政党の基盤になるであろうことは当然であり、政治的活動を労働組合から禁圧するようなことは「余リナコト」である(桂学経委員②346頁)、本条を3条4号と関係づけると労働組合は主として経済的地位の向上のために活動し、部分的に政治的活動をすることを承認するものであり、削除の必要はない。(西尾労側委員②347頁) 経済的地位の向上が図られれば政治的、社会的地位が向上する、政治的地位の向上と政治運動は違うのであり、直ちに選挙運動に結びつけるべきではない。(水谷労側委員、末弘②349頁)

「政治的」削除の修正意見一人につき、否決。

○「……地位ノ向上ヲ助ケ」に続けて「以テ彼等ニ」を挿入すれば文意がはっきりするが、是でその意味が分かるのではないか。(末弘②351頁)

#### (イ) 刑罰法令の濫用禁止

第1次草案(第2条) 「前条規定ノ精神ニ基キ政府ハ団結権ニ対シテ不当ノ制限ヲ加ヘツツアル一切ノ現行法令ヲ廃止スルト共ニ一般ノ刑罰並警察法令ガ同様ノ目的ニ濫用セララルコトヲ防止スベキ必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス」

〔末弘説明〕 法制局から見ると驚くべき形のものであるが、此の精神は団結権を認めることを積極的に希望することは甚だ変な体裁になるので、それよりは今の団結権の行使

<sup>1</sup> 20年労組法には条文見出しは付されていない。本稿では、20年労組法施行直後に刊行された末弘・解説において条文表題が付されている規定については、その表題を活用している。

を妨げる法令を廃止し、刑法、府県警察法令等の濫用を適当に防止する措置を政府はとらなければならないと注文をつけたものである。(②277~278頁)

〔2次草案・3次草案審議〕 本条を大幅に修正し、「前条規定ノ精神ニ基キ左ノ法令ハ労働組合ノ為ニスル組合員ノ正当ナル行為ニ付テハ之ヲ適用セザルモノトス」として「刑法」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「警察版処罰令」、「行政執行法」、「出版法」を列挙した(第3次草案)。 答申案もこれを引き継いだ。

○「団結権ニ対シテ不当ノ制限ヲ加ヘツツアル一切ノ現行法令」についてはマ司令部も相当具体的な事を知っている。法制局の方で、「此ノ法律ハドウダラウ、アノ法律ハドウダラウト云フコトヲ具体的ニ検討シテ……原案位ノモノヲ出セルヤウニ運ベヤシナイカ。」(末弘②355頁)

○本条の定める法令の適用に関し必要な措置を講ずべきことを附帯決議第2項に定めた。5つの法令を挙げたのは、「今トシテハ必ズシモ労働組合其ノモノヲ対象トシテ居ナイガ、在来ノ判例及ビ警察其ノ他ノヤリカラ見テ行クト、一般ノ法令ガ可ナリ労働組合ニ対シテ適用サレテ居ル。ソコデ……何レモ一般ノ取締リニ関スル規定デアリマスガ、ソレヲ労働組合ノ為ニスル正当ナル行為ニ付テハ適用シナイト云フ趣旨デアリマス。」

「刑法」については騒擾罪、業務妨害罪などは過去の取締りの事例からみて問題になろう。注意すべきは、「正当ナ労働組合ノ行為、ソレニ適用シナイト云フ趣旨」である。本条に挙げた2~5号以外の法令に関しては、「団結権保障ノ精神ヲハッキリサセルヤウニ」、必要な措置を附帯決議第2項に基づき通牒で適当な濫用防止策を執るべきである。(末弘②520頁)

○「違警罪即決令」をいれるべきではないか。(松岡②545頁) その点も考えた。しかし、違警罪即決令は警察犯処罰令のような実体法を正式の裁判をせず科す手続法であるから、警察犯処罰令を適用しないと書けば、違警罪即決令も自ずから適用される機会はない。警察犯処罰令全体を適用しないのか、何条何号の規定を適用しないのかは、「関係条項」となっているので、実際の運用のときにははっきりさせることになる<sup>2</sup>。(末弘②546頁)

○「正当ナル行為ニ付テハ之ヲ適用セザルコト」とあるが、2条1項各号の法令を正当な争議行為に適用しないのは当然であるから「不当ニ適用セズ」とすべきではないか。(桂學経委員②547頁) 民事免責に関する第11条も、争議行為は「民法ノ四十四条、第七百九条以下ノ規定ノ適用ヲ受ケルト云フコトニシテ争議行為ソノモノハ違法性ガナイ」、本条も同様の趣旨であり、「正当ナ範囲ヲ守ッテ居ルモノ、ソレハ形式上カラ見ルト刑法ノ規定其ノモノに触レルヤウデモソレハ罰シナイト云フ趣旨」である。(末弘②548頁)

○「正当ナル」の文言を残すと将来非常に面倒な事態が起こり得る、そこで「左ノ法令ノ関係条項ハ前条規定ノ精神ニ基キ労働組合ノ為ニスル組合員ノ行為」とし、その文言を削除したらどうか。(鮎沢②549~550頁) 争議行為でも不正なものは「前条規定ノ精神」に基づかないことになるから、やはり削除したらどうか。(西尾②550~551頁) 「組合員ノ前条規定ノ精神ニ基ヅク行為」としたらどうか。(司法省民事局長②551頁、大野②552頁、山中②558頁、鮎沢②559頁)。

しかし、1号各号の法令を正当な行為には適用しないことを「ハッキリ書イテ置カナイ

<sup>2</sup> 「関係条項」の文言は、「答申案」の本条に挿入されている。



ト、裁判所及び警察ハ無遠慮ニ適用スル場合ガ多クナル」、「正當ナル」と書いて反対の効果があるようであれば、司法省民事局長意見のように修正することも「多少効果ハアル」。(末弘②550頁)

○初めから廃止すべき法律と法律を適用しない場合とを分けて考えるべきである。騒擾罪に当る行為であれば、労働組合であろうとなかろうと適用される(三輪労側委員②552頁以下)。暴力行為等処罰法、警察犯処罰令のなかには労働組合そのものを狙った規定はない。したがって、どの法律を廃止するかを労働組合法のなかにも書くことはできない。(末弘②554頁)

○団体交渉権が確立される限り、労働組合が面会を要求することを素りに拒否できないことを例示的に書いておくことはどうか、「名ノミノ団体交渉権デ、実ハ行使サレナイト云フ……コトガナイヤウニ此ノ立法デナシ遂ゲナケレバナラナイ」。(鮎沢②559頁) それは、労働組合のする団体交渉要求に警察犯処罰令の面会強要の規定を適用することはできないということである。(末弘②561頁)

政府提出法案<sup>3</sup> 「第一條 本法ハ團結権ノ保障【及團體交渉権ノ保護助成】ニヨ【依】リ労働者ノ經濟的社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ【圖リ】經濟ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄與ヲ与フ【ス】ルコトヲ以テ目的トス

左ノ法令ノ關係条項【刑法第三五條ノ規定ハ】労働組合ノ為ニスル組合員ノ前条規定ノ精神ニ基ク【團體交渉其ノ他ノ】行為ニ【シテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル為シタル正當ナルモノニ付】テハ之ヲ適用セズ【適用アルモノトス】

一、刑法

二、暴力行為等処罰ニ関スル法律

三、警察犯処罰令

四、行政執行法

五、出版法」

第一條 本法ハ團結権ノ保障及團體交渉権ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

刑法第三五條ノ規定ハ労働組合ノ團體交渉其ノ他ノ行為ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル為シタル正當ナルモノニ付適用アルモノトス

〔帝国議會〕 ポツダム宣言における民主主義的傾向の復活、強化について当然考えるべきことは、「經濟ノ民主主義的発展」であり、労働者の團結権、団体交渉権を保護し、助成し、労働者の地位の向上を図ることがこれに寄与するものである(官報衆議院議事録第十号166頁〔内閣総理大臣〕、衆議院労組法委議事録第一回13頁〔厚生大臣〕)。

昭和6年初めて政府の労働組合法案が帝国議會に提出され審議未了に終わり、その後労働組合法は何等の具体的進化を遂げなかった。今日、「進歩的ナ労働組合法案ニ相応シキ客觀的條件」が国内に醸成されているとは言えないが、この状況を自然の推移に任すべきではなく、「或ル一定ノ標準ヲ早く天下ニ示シテ、我々ノ向フベキ目標」を国民に行うことが、「政府當然ノ任務」である。そして、本法案は「世界ノ先進國に於ケル労働立法ノ域ニ達

<sup>3</sup> 1条を1条1項に、2条を1条2項に配置した。

シタ案デアル」(衆議院労組法委議事録第一回11頁)。

本条1項の「精神」は、階級的な利害関係、階級的なイデオロギーを含んだものではなく、新しく一步を踏み出したものであり、「組合法ニ関スル限り、資本家ガ勞務ニ関係スル部門ヲ規定シタモノデアリマシテ、……労働者ノ團結権ヲ認め、団体交渉権ヲ認め、労働協約ヲ助成シ、労働委員會ニ民主主義的ナ機構ヲ盛込シタト云フ點ニ於テ、略々資本家ノ……執ルベキ種々ノ措置ニ付テ、略々漏レナク規定ガ出来テ居ルノデハナイカト考ヘテ居ル」、「産業ノ民主化其ノ他企業ノ形態問題、労働者ノ企業参加ノ問題、是等ノ問題ニ付テハ自ラ他ノ法律ナリ、或ハ他ノ指導面ニ於テ之ヲ取扱フベキモノデア」る(衆議院労組法委議事録第一回12頁)。

「労働者ノ地位」に関しては、勞務法制審議委員會の答申案は經濟的、社会的、政治的としていたが、「労働組合ノ主タル目的」が經濟的地位の向上にあることをやや「曖昧ニスルト云フコト」から、法案では「平タク労働者ノ地位ノ向上」とした。しかしながら、労働組合が文化的活動(福利施設の運営および図書館を作るといった活動)をし、候補者のために運動資金を支出し、あるいは一定の党派に支持を与える政治活動など「従属的ノ活動」を禁止する趣旨ではない。本条の「地位ノ向上」は、労働組合の「主タル目標」が労働者の經濟的地位の向上にあり、これに「従タル目標」の「總テヲ併セテ」労働者の地位の向上という意味である。条文としては「労働者ノ地位ノ向上」と書いて、そのなかに「經濟的地位ノ向上以外ニモ従属ノ目的ヲ持ッテ居ル」ことを明らかにする方が適當と考えた(官報衆議院議事録第十号155頁・159頁、衆議院労組法委議事録第一回5頁、同第三回35頁、貴族院特別委議事録1頁)。

本条は、労働組合法の目的を規定しており、労働組合の目的を規定した第2条と「趣ヲ異ニシテイル」。本条は「労働組合ガ第二條ノ目的ノ為ニ邁進スル際ノ」、また「之ニ対処スル使用者側ノ」および「産業ノ平和ヲ企図スル政府ノ」それぞれの「心構エ……ヲ一括シテ」掲げた規定である(衆議院労組法委議事録第三回35頁)。

本条は、労働者に團結権、団体交渉権を保障し、「労働協約ニ基イテ、両者ノ間ニ円滑ニ仕事ガ進行シナイヤウナ場合」、すなわち労働争議の発生を予防し、労働争議を解決するために労働委員會と称する公平な機関に調節を任せることを趣意としている(貴族院特別委議事録第一号4頁)。

産業の民主化にとって「労働者ヲ企業ニ参加セシメルコトガ……望マシイコト」であるが、法律をもってすべての企業に必ず労働者の参加を強要することは、今日の実情に即しない点があり、産業の自然の発達に俟つべきであろう(衆議院労組法委議事録第一回5~6頁・25頁〔政府委員〕)。

第二項については、『ピケッチイグ』其ノ他ノ争議行為ニシテ正當ナルモノ付テハ刑罰法第三十五條ノ適用アルコトハ勿論』である(官報衆議院議事録第十号167頁)。

「労働組合ナラザルモノノ交渉若シクハ『ピケッチイグ』、ソレヲ特ニ禁ジテ不当ノ行為、不法行為ト認メルト云フ趣意デハナイ……斯様ナ場合デモ、第二項ニ定メタ行為デアルナラバ、コレヲ刑罰ノ対象トハシナイ」という意向である(貴族院特別委議事録第一号1号4頁)。

私鉄(京成電鉄)の組合がとった乗客を「只乗サセル」争議戦術に関連し、切符料金を収納した組合がそれを自分たちの給料に充てる場合は刑法の規定の適用がある(衆議院労

組法委議事録第三回44頁)。

争議行為が「其ノ度ヲ超エテ、或ハ暴行、脅迫ニ亘リ、或ハ騷擾罪ニ亘リ、若シクハ横領ニナリ、委託金消費ニナルト云フ場合ニハ、必然其ノ法規ノ適用ヲ受ケルノガ當然」である(衆議院労組法委議事録第三回44頁)。

未組織労働者の場合も、「團體交渉其ノ他ノ行為ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル為シタル正當ナルモノ」については本条の適用がある。これは民事免責に関する本法12条の適用においても同じであり、本条二項の刑事免責の定めは、民事免責の定め(本法12条)と同様に、組織労働者の行う場合と差別なく適用されるべきものである(貴族院特別委議事録第一号5頁)。

〔解題〕 政府提出法案において労働組合法の目的規定(1条1項)に「団結権ノ保障」に加え、「団体交渉権ノ保護助成」が加えられた。政府提出法案は、団体交渉の保護助成の理念を労働組合法の目的、刑事免責の原則との両面で関係づけたものと解される。

刑事免責に関する2項の規定は、第1次、第2次草案では「団結権ニ対シテ不当ノ制限ヲ加エツツアル一切ノ法令」の廃止を規定していたが、答申案に至って「労働組合ノ為ニスル組合員ノ正當ナル行為」に対し、代表的な刑罰法令を列挙しその「関係条項」を「適用セズ」とするなど大幅に修正を加えた。政府提出法案は、これを「労働組合ノ団体交渉其ノ他ノ行為」と書き換え、答申案において「適用セズ」として掲げられた刑罰法規の具体的な列挙を止めた。

本条は、「決して単に本法の制定理由を説明した装飾的の規定ではなくして、今後本法を運用するについての指導原理を規定したものである。」労働関係当事者はこの原理に従って行動するとともに、「行政官庁・労働委員会・裁判所等が本法を運用し適用するに付いての基本的法的規準を與へむとするものなる點に本規定の重要性がある。」と指摘された(末弘・解説5~6頁)。

## (2) 労働組合の意義

第1次草案(第3条) 「本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ労働条件ノ維持改善ソノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハソノ聯合ヲ云フ

左ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

- 一 雇傭者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノ
- 二 主タル経費ヲ雇傭者ノ補助ニ仰グモノ
- 三 共済修養ソノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
- 四 主トシテ政治運動ヲ目的トスルモノ
- 五 組合員著シク少数ニシテ団体ノ実ヲ備ヘザルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ地方長官労務委員会ノ決議ニヨリ之ヲ決定ス。本法ニ労務者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金ソノ他給料ニヨッテ生活スルモノヲ謂フ」<sup>4</sup>

〔末弘説明〕 「労働組合」については、非常に広い定義にし、「主体トナリテ自主的

<sup>4</sup> 1項本文は「労働者」、2項第2文は「労務者」で用語不統一。本条2項第2文は「労働者」の定義を定めているが、最終的には本条と別個に3条として規定された(後出)。

ニ」に「重キヲ置イテ」いる。労働組合は自然に発生したものであるから、この法律の規定に当て嵌まるものに対して本法の取扱いを与え、2項各号に該当するものは労働組合と認めず除外する形をとった。1号、2号に該当するものは自主性を損なう。3号は労働組合がそういうことをすることは差支えないが、これだけやるのは労働組合ではないという意味である。4号は政治運動をやってはいけないということではない。「主トシテハソレデハナイ、寧ロ定義ニアルヤウナモノデアツテ欲シイ」との意味である。

5号は、実情に即して沢山の人数中の僅かの少人数の者がやって居る場合などは組合とは認めない。しかし、「小サナ所デソレダケ纏ッテ居レバ認メテモ宜イ」ので「斯ウ云フ書キ方」をした。

2項は、「第二章 労働組合」の4条の届出があった場合に、「共済組合ニ過ギナイ」とか、「非常ニ小人数ノモノ」等について、労務委員会が本条の定義に当て嵌まらなると決議し拒否する場合があるということである。(②278～280頁)

○労働組合の政治活動(2項4号)はいけないという考えではなく、労働組合を作るという考えである。労働組合ができれば自然と政治運動に行くことはやむを得ない。法案審議もそういう気持ちで了承を願う。(大蔵会長②318～319頁)

○労働組合が重役の賞与、株式の配当率の引上げ・引下げ問題への関与については、良い悪いの問題ではなく、どこにその限度を置くか、実際関係で決まることである。労働組合がどの程度参加できるか一々書くことはできない。ある程度を超せば商法違反だと思うが、話し合いで決まるものである。(末弘②320～321頁)

○「労働者が主体トナツテ」とは、「所謂非労働者ノ参加」も含む。(末弘②328頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第3次草案において、労働組合の目的である「労働条件ノ維持改善……」の前に「主トシテ」を付した。しかし、答申案では削除されている。また、「雇傭者」を「使用者」に修正した。本条第2項4号「主トシテ政治運動ヲ目的トスルモノ」を「主トシテ政治運動又ハ社会運動ヲ目的トスルモノ」と修正し、同5号「組合員著シク少数ニシテ団体ノ実ヲ備ヘザルモノ」を削除した。

○労働組合の目的中に「産業ノ健全ナル発達」を加えるべきであるとの使側委員の意見(関②356頁)に対し、労働組合法の目的規定の第1条にすでに「経済ノ興隆……ニ寄与スベキ均等ノ機会を与フルコトヲ目的トス」と規定されており、法律で労働組合に自主的にそうするものと書くのは労働組合の思想との関係で相当「デリケート」なことになる。(末弘②359頁) 実際に労働組合はそのように日本の国に貢献したいと考えているが、自発的にそうなるのだから心配ない、斯かることを義務づける規定でない方が賢明である。

(西尾②359頁、松岡②369頁) 18条の協約当事者の責務に「産業平和ノ維持」という観念が入っている、それに日本は戦時中産業報国運動が行われ事業一家、労資一体といい、かえって雇傭者(ここでは、使用者のこと)をして労働者の問題に対し安易な気持ちにさせた事実がある、また労働条件の維持改善という目的をぼやけたものにしかねない。(藤林②362頁、水谷②365頁) 以上の意見が相次いだ。

「産業ノ健全ナル発達」を加えるべきとの意見に賛成3名で否決。

○1号「雇傭者……ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者」とは、「資本家側ヲ代表シテ労働者ト対立シテ相手ニナル人」(大蔵②370頁)、「常識上ハ雇傭者側ニスルト認メラレル人」であるが、「労務委員会」の判断規準を決めなければならない。(末弘②370頁)

○5号についてGHQとの事前打合せで、少数であることについて何等規準が示されていないことに加え、組合運動を助長する観点から面白くない結果になりはしないかとの指摘があり、この指摘に対しては小企業の場合は少数でも認めてよい、しかし大工場、鉱山、作業場では「相当多数人数デナケレバ組合トシテ認メナイ」という趣旨である旨を述べ、その意見を受けて「雇傭労働者ニ比例シテ著シク少数ノ場合」とすることはどうかと述べた。それに対し、それでは「論議ノ種ニモナルノデ……削除ガ宜シカラウ」と言われた。(鮎沢②379頁)

最少人数を10人としてこの規定を存置すべきである。(岡崎②382頁) 「団体ノ実」があるか否かが問題であるから、この規定は存置しておいても宜しい(②桂385頁・389頁)、10~15人程度組合員がいれば労働組合と認めることにし、「著シク」とあるので、2人や3人でも労働組合として認めることは「實際ニ副ハナイ」ので存置すべきである、しかしその規準は絶対数で示されるべきであり、比例規準には絶対反対である、組合員の数のほかに「団体ノ実」を規準にすることも不適當で絶対反対である、そういう誤解が出てくるのであれば削除すべきである。(西尾②382頁、391頁)

6委員が削除に賛成し、小委員会の検討事項とした。

○第3次草案では主文第1項に「主トシテ」を加えたが、それは労働条件の維持改善だけでなくそれ以外の活動をしている労働組合の実態に合わせる趣旨である。「社会運動」を加えたのは「世間通用ノ言葉」で政治的と社会的を分けたということである。5号を削除したのは、前回(第4回総会)の鮎沢委員の発言もあり、「団体ノ実ヲ備ヘザルモノ」ということを特に書かなくても、1項の解釈のなかで生かすことができると思われるので削除した。第2項では、規模の大きい労働組合の場合は厚生大臣が主管することが適当な場合があるためそれを加え、「労務委員会」は「労働関係調査委員会」としても良いが、「労働委員会」の名称にした。(末弘②523頁)

○「其ノ他地位ノ向上ヲ図ル」は、第1条にもでてくるのでこの文言を取ってはどうか。(藤林②541頁、561頁) 細かく言えばそのとおりであるが、「主トシテ」も「他ノコトモアルト云フ趣旨ニ現ハシテ、非常ニ広イ恰好ニナッタ」。「主トシテ」を入れたことを理由に「地位ノ向上」を取るの面白くない、また「労働条件ノ維持改善」が非常に主に見えて宜しくない。(末弘②541~542頁、561頁)

○「主体トナリテ」とは、「主ナル組合ノ組織者」が労働者だということであり、「自主的ニ」とは意思のことであり、「其ノ集団ノ外カラ拘束サレナイ」ことである。(三輪②543頁) その通りである。(末弘②543頁)

○2項で「労働組合ト認メズ」とあるが、法人各を有するものも認めずとなるどうか。(法制局第一部長?) 労働組合でなくなるので、解散命令をまつまでもなく「当然解散」だと思う。(末弘②544頁) しかし、届出をした労働組合が後に本法の労働組合に該当しなくなった場合の解散手続の規定が存在しないと困る。(法制局第一部長②544~545頁) 法人のときにはそういうことがあるかも知れない。(末弘②545頁)

○「主トシテ」が労働条件の維持改善と地位の向上の両方にかかるものであることを明確にするために、「自主的ニ労働条件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ図ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル団体……」とするようにとの修正提案(桂②562頁)を賛成多数で可決。

政府提出法案 「第二条 本法ニ【於テ】労働組合トハ労働者ガ主体トナツ【為リ】テ

自主的ニ労働条件ノ維持改善ソ【其】ノ他【經濟的】地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ【主タル】目的トシテ組織スル團體又ハソ【其】ノ練合【團體】ヲ謂フ【但シ】左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ労働組合ト認メズ【此ノ限ニ在ラズ】

- 一 使用者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノ
- 二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ
- 三 共済修養【事業】其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
- 四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑義アルトキハ命令ノ定ムルトコロニ依リ厚生大臣又ハ地方長官労働委員会ノ決議ニヨリ之ヲ決定ス。

本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ他給料ニヨリ生活スル者ヲ謂フ」

第二条 本法ニ於テ労働組合トハ労働者ガ主體ト為リテ自主的ニ労働条件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 使用者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノ
- 二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ
- 三 共済事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
- 四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ

〔帝国議會〕 財閥系の炭鉱、造船などで単位産業報国会の名を労働組合に変えて団体交渉をし、一定の契約をしているものが見られるとの指摘がある。これは「過渡期ノ……例」と思われ、このことに政府が強権をもって資本家に臨むのではなく、徐々に指導してゆく方法で、今後十分に注意をする積もりである（衆議院労組法委議事録第一回22頁）。

使用者の利益を代表する者（1号）とは、「使用者ノ代表的立場ニアル地位ヲハッキリト認メルコトガデキル者」をいい、会社の株主であるというだけで使用者の代表とみることに無理がある（衆議院労組法委議事録第三回37頁・45頁）。

使用者の代表と見られる者が労働組合に入り込んで「類被リヲシテイルヤウナ場合」に、適法な労働組合と認められるかどうかの最後の決定は裁判所で行うことになっているので、救済の道は十分にある（衆議院労組法委議事録第三回45頁）。

労働組合が罷業のために予め基金を置くことは本法の禁止するところではない（衆議院労組法委議事録第一回24頁）。

共済、福利の事業（3号）として、労働組合が労働者の地位の向上のために「各般ノ施設ヲ為ス」ことは妨げない、むしろ労働組合自身が具体的に適当な事業を考えて行うべきものであり、これに対し法律もしくは実質上の干渉をがましいことを為す限りでない（衆議院労組法委議事録第三回37頁）。

### （3） 労働者の意義

第1次、第2次、第3次草案および答申案においては、本条は労働組合の定義を定める第2条2項に規定されていた。政府提出法案は、労働組合の定義の規定と区別し、同項を第3条として独立させた（そのため第1次、第2次、第3次草案および答申案の第2条2項をめぐる審議をこの場所に移した）。

〔第2次草案・3次草案審議〕 2項第2文の「労働者」については、職業を同じくしなければいかぬとか、労働者はいいが、使用人は駄目とかいわず、「広く給料生活者一般ニ付テ労働組合ヲ認メルコト」が宜しい。(末弘②278頁)

○「職員」も給料生活者として組合員になり得る(職員は戦時の単位産報の組織原則では「経営ノ方ノ側」として「総代会」にも顔をだしていなかったが、労働組合法においては、職員も筋肉労働者も「事業一体ト云フ觀念カラ見テ」組合員となり得ると考えるとの使側委員の意見に依る)。(末弘②306頁、三村使側委員②306頁、深川使側委員②105頁参照)

○一工場事業場に異なる「職種」の労働組合が複数組織されること、また「主義」の違う複数の労働組合が存在して使用者として「ドレヲ相手ニシテ宜イカ分カラヌヤウナ場合ガ出テ来ルコトガアル」。さればと云うてこれを認めないというのは法律として行き過ぎである。(末弘②304頁)

○船員法、海商法で特別の義務を負わされている船長も給料生活者であり、労働組合の組合員となることができるが、高級船員だけの労働組合を作り、労働協約が結ばれるよう期待している。(船員組合の小泉委員への回答 末弘②311頁)

○本条2項の「労務者」の範囲と官業労働者について、民法上の雇傭関係と官吏関係を「エラク区別スルノモ……法律家ノ悪イ癖」であり、官業労働者も当然に本条2項の「労務者」に入る。要は、官吏服務規律の問題と組合の問題とは「自ラ調和スルモノダト云フ所デ出発シテ居リマス」。(末弘②314～316頁)

政府提出法案「第三條 本法ニ【於テ】労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ広く賃金【、給料】其ノ他給料【之ニ準ズル収入】ニヨ【依】リ生活スル者ヲ謂フ」

**第三條 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル収入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ**

〔帝国議会〕 現在、労働組合法の適用対象になる労働組合に参加している労働者数は、昨日(昭和20年12月12日)までに77,000名内外である(衆議院労組法委議事録第三回36頁)。本法が適用される労働者に関する正確な調査は現在存在しない。大戦の終戦時における有業者数は3,000万人と推定される。そのうち、1,500万人が農業、水産業に従事し、残余の1,500万人が鉱業、工業、商業、交通業、公務、自由業、家事その他となっている。

その残余の1,500万人には使用者、その利益代表者、独立事業者、失業者が約700万人おり、残りの800万人が大体本法の適用対象になる(衆議院労組法委議事録第三回42頁〔労政局長〕)。

これとは別に、内地の軍隊、軍属、各工場の廃止または休止による離職者、海外から復員する軍人、海外在住の引揚げ者の総計は約1,324万人と推計されている(衆議院労組法委議事録第三回52頁)。

「朝鮮人、支邦人ニ對シマシテモ、本法ノ適用ヲ認メ」る(衆議院労組法委議事録第一回25頁)。

本法の「労働者」のなかの「主タルモノ」は、「雇傭関係ニ立ッテ居ル者ガ多イノデアッテ、小作人ハ雇傭関係トハ見ナイ」。「地主カラ一定ノ広サノ土地ヲ賃借致シマシテ、独立ノ経営ヲ営ンデ居ル」ので本法の労働者ではない。しかし、「作男ト云フヤウナ賃金、給料ニ依ッテ生活スル……農業ノ労働者ハ入ル」。「郵便配達夫、停車場附ノ小運送夫」、「小荷物配達夫」に対しても本法は適用される。「裁判所ノ代書人」は独立の事業者として本法

の適用外である(衆議院労組法委議事録第一回16頁・22頁〔厚生大臣、労政局長〕)。

一個幾らで仕事を請負い、妻や子供に手伝わせて下駄の鼻緒をつくる者、婦人の頭の道具をつくる者(家内労働者)が20軒、100軒まとまって組合を作った場合も、「一ツノ工場で鼻緒ヲ作ッテモ、多数ノ家デ作ッテモ、其ノ関係ハチットモ違ハナイ」、「出来高給」は、大工場でも、石炭山でも、軍需工場でもとられおり、時間給であるか出来高給であるかによって「組合法ノ適用ガ變ハルトハ考ヘラレナイ」。「個々ノ請負業者ガ物ヲ作ッテ交渉スル場合ニ団結権モ認メ……、交渉権モ認メ……ル、斯ウ云フ工合ニハッキリ考ヘテ居テ差支ヘゴザイマセヌ」(衆議院労組法委議事録第三回38～39頁)。

船員の中には「雇入雇止契約」を締結し、乗船時に雇入れ、下船時に雇止めが行われるが、雇止めになったからといって本法の労働者でなくなることはない。雇止めになった船員は「賃金及び給料を現實ニハ受ケテ居リマセヌガ、假令現實ニ船ヲ下リテ船員タル身分ヲ船員法ニ依ッテ失ツタ時ト雖モ、必ズシモ組合ヲ脱退スル必要モナケレバ、ソレカラ除外サレルコトモナイ」、本条の規定は「勤勞ニ従事シテ居ツタ者ガ給料ヲ受ケナクナッタ直グ労働者デナクナルト云フヤウナ窮屈ナ解釈デハナイ……其ノ過去ノ仕事ノ經歷ヲ見テ、大體賃金若ハ給料ニ依ッテ生活ヲシテ來タ者ハ、一時之ヲ離レテモ、ヤハリ労働者タル身分ハ急ニ變化ハナイモノト、社會通念デ考ヘラレマス、社會通念ニ反シタ取扱ヒハ決シテシナイ」(衆議院労組法委議事録第三回54頁)<sup>5</sup>。

「船長」も本条の労働者に入ると解釈する。すなわち、「船長モ労働者ト一緒ニナッテ船主ト交渉スルコトガ出來ル……ト解釈サレマス」、船主の代理人としての権限を有する者と労働者としての「二重ノ性格」を有することになるが、差し支えないと思う(衆議院労組法委議事録第三回54～55頁〔運輸大臣・政府説明員〕)。

組合員資格に関しては、年齢など格別の制限を設けていない。未成年者の場合は「民法其ノ他ノ既存ノ法規」によることとし、本法としては自由にすることとしている(衆議院労組法委議事録第三回43頁)。

労働者が取締役になった場合は、組合員資格を失う(衆議院労組法委議事録第三回50頁)。

〔解題〕 第1次草案の「労務者」を第2次草案以降「労働者」に修正した。労働組合の組合員は現業労働者のほかいわゆる「職員」を包括することを明らかにすることを主眼にした修正と解される。「賃金ソノ他給料」の規定文言は第2次、第3次草案および答申案も同内容である。「賃金ソノ他給料」のほか、政府提出法案において労働者の定義要素に「其ノ他之ニ準ズル収入」が新規に加えられた。それにしても、上記のように、一個幾らで仕事を請負い、妻や子供に手伝わせて下駄の鼻緒をつくる者、婦人の頭の道具をつくる者(家内労働者)が20軒、100軒まとまって組合を作った場合も、「一ツノ工場で鼻緒ヲ作ッテモ、多数ノ家デ作ッテモ、其ノ関係ハチットモ違ハナイ」、時間給であるか出来高給であるかによって「組合法ノ適用ガ變ハルトハ考ヘラレナイ」。「個々ノ請負業者ガ物ヲ作ッテ交渉スル場合ニ団結権モ認メ……、交渉権モ認メ……ル、斯ウ云フ工合ニハッキリ考ヘテ居テ差

<sup>5</sup> 末弘・解説は、第3条は労働組合を定義した第2条2項を独立させた規定である。俗に「給料生活者と称せられるものであれば、『職業ノ種類ヲ問ハズ』、従って……すべて労働者として本法所定の取扱を受けることとした。又給料生活をするものでありさへすれば、必ずしも私法的の労働契約に基いて労働関係に入っているもの」に限らないと述べる(21～22頁)。



支ヘゴザイマセヌ」という20年労組法立法時の判断をわれわれはきちんと再認識しておくべきであろう。

#### (4) 国または公共団体に使用される者に対する団結の禁止等別段の定め

本条は、労務法制審議委員会の〔答申案〕に存在せず、政府提出法案において初めて規定された。

**第四條 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ**

前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得但シ労働組合ノ結成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

〔帝国議會〕 警察官吏その他「直接国ノ治安維持ニ重大ナル責任ノアル人間ニ、争議行為ヲ公然ニ許スコトハ、幾多ノ場合ニ面白クナイ結果ヲ及シハシナイカト考ヘマシテ、コノ三種ノ勤労者ニ限ッテ組合ノ結成若シクハ加入ヲ禁止スルコトガ適切デアルトシタ」(貴族院特委速記録1号2頁〔厚生大臣〕)。

官吏の労働組合活動と官吏服務規律等との関係については、本法によって官公吏が本法の労働組合に加入できるということ自体が「官界ニ於ケルーツノ大キナ革命デアル……。在来ノ官吏服務規律ト云フモノハ、今日敗戦後……。根本的ニ其ノ精神ヲ變ヘナケレバナラヌ……。其ノ變ヘルコトハ何デアルカト云ヘバ、……。陛下ノ官吏デアルト云フ觀念」から「根本精神ハ国民ノ官吏」になったこと、「言ヒ換ヘレバ公僕精神ニ官吏ハ還ヘラナケレバナラヌ」。そういう観点から、「官吏ノ服務規律ノ根本的ノ精神ノ建替ヘルト云フ方向ニモッテ行キタイ」。官吏と労働組合との関係についても、「公僕ト云フーツノ精神」によって規律されることになれば、「ソコニ彼等ヲ是正シ調整スルーツノ線ガハッキリシテ來ル」。官吏は、公僕に還るという「大キナ線ニ沿ッテ、初メテ」労働組合に加入でき、自分たちの生活改善もできる。そういう考え方をもって「各般ノ所謂官吏服務規律ニ關スル根本的ノ物ノ考ヘ方ノ建直シヨヤラウトシテ居ル次第」である(衆議院労組法委議事録第三回38頁〔法制局長官〕)。

第一項の官吏以外の官吏公吏の組合への加入は認めている。しかし争議行為に関しては、命令で、①一切を調停または仲裁に掛け、それが成功しなかった場合にのみなし得るものとする。また、②争議行為なし、またはなす虞のあるときは行管庁が必要な場合に中止その他必要な命令を発し得るように定める。さらに、③政治運動については必要に応じて労働委員会の決議により禁止、制限ができるように別段の定めをする予定である(官報衆議院議事録第十号155頁・167頁、衆議院労組法委議事録第一回17頁、衆議院労組法委議事録第三回43頁〔労政局長〕・54頁)。

官吏のうち、「使用者ノ代表ト認メラレルル如キ人間ガ組合ニ加入スル場合ニハ労働組合ト認メナイト云フ規定」(2条1号参照)があり、「国家ヲ代表スル地位ニ居ルカドウカト云フ問題ガ相當重要ナ意味ヲ持ツ關係上、例ヘバ局長、……。課長」の組合加入を認めるか否かは、「個々ノ官廳ニ付テ現實ニ判断シタ上デナイト、抽象的ニハ定メ兼ネル」。しかし、官吏と従業員が一つの労働組合に加入することを禁ずる趣旨ではない(官報衆議院議事録第十号167頁)。

「全国四十萬人ノ鐵道従業員」について、当局（鐵道省）は「鐵道委員会」を作つて横断的労働組合の組織を阻止するが如き方向を聞いている、また「全国三十萬人ノ逋信従業員」等の現業官庁の勤労者がいる。鐵道省、逋信省、専売局等の所見はどうかとの質問があつた。これに対し当局は、鐵道委員会はそのような意味で作つたものではなく、官吏に対する処置が決まり次第、「十分従業員ノ意思ヲ聴キ……労働組合ヲ認メテ參積モリ」である旨回答した（官報衆議院議事録第十号166頁〔鐵道省〕）。

現業庁の従業員の労働組合の組織および加入は、工場、鉱山の労働者の場合と同じである。現存する現業官庁の「現業委員会」（運輸省）、「逋友会」（逋信省）その他大蔵省の現業員組織、海員組合が相当大規模に行っている共済事業（福利厚生事業）は、本法にいう労働組合の組織として引き継ぐか否かの問題があるが、現在最終的決定に至っていない（貴族院特別委速記録一号3頁・4頁）。

〔解題〕 本条（4条）は政府提出案で新設された規定であり、〔答申案〕には存在しなかつた。1項で「警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者」につき「結成」と「加入」を分けて規定したのは、これら3種の官吏については民間労働者の組合員への加入も禁止する趣旨である。1項の官吏等以外の公務員の団結権保障に関しては特別の制限は規定せず、命令で「別段の定」をすることとされている。本条2項ただし書はGHQの指示により挿入された<sup>6</sup>。

運輸省鐵道総局、逋信院総務局・船員局など現業官庁は、特に労働組合法草案の大詰めを迎えた労務法制審議委員会の第4回総会および第5回総会において労働組合法適用に対し強い懸念ないし抵抗を示した。（②500頁・513頁・563頁・617頁など）<sup>7</sup>

本条1項の精神は、「警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者」に労働組合の結成若しくは労働組合に加入することを許すと、団結行動の結果著しく公安を害するに至ることがあるから之を禁止するというものである。しかし、同盟罷業を行うことは許し得ないが、団結によって自主的に地位の向上を図ることを許しても何ら差し支えないのみならず、彼等の労働意欲を高める点から言つても寧ろ望ましい、また、政府が彼等に団結を禁止する以上、別に道を設けて意思暢達の機会を与へ、彼等の地位向上を図るべき別途の方策を講ずる必要があると考えるとの批判ないし提案がなされている（末弘・解説23頁）。

2項は、「官吏、待遇官吏及公吏」と「其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者」とを一体とし、団結権に関し「別段の定」をなし得るとしている。このことに関しては、「不當な差別」であり、法は第3条において「労働者」の範囲を極めて広く定義し、「使用者」をいわゆる「資本家」に限定していない点からも、この立法態度として「甚だ不當」であり、将来速やかに改正されるべきであるとの指摘がなされた（末弘・解説25頁）。

本法施行当時、1項により労働組合の結成、加入を禁止される公務員に該当しない「官吏、待遇官吏及公吏」と「國又ハ公共團體ニ使用セラルル者」に関して、労組法の適用に関する「別段の定」は存在していない。したがって、一般官吏の「組合結成乃至加入及び

<sup>6</sup> このことを指摘するものとして、手塚和彰「戦前の労働組合補問題と旧労働組合法の形成と展開（二）」『社会科学研究』第23巻第2号（1971年）158頁。

<sup>7</sup> 手塚和彰「戦前の労働組合補問題と旧労働組合法の形成と展開（二）」『社会科学研究』第23巻第2号（1971年）155頁にも同趣旨の指摘がみられる。

その組合活動は一般労働者のそれと全く同様に取扱はれることになっている。」と指摘されている (末弘・解説24頁)。

## 2 労働組合

### (1) 労働組合設立等の届出

#### (ア) 設立等の届出

第1次草案 (第4条) 「労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ツベシ」

同 (第6条) 「第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタル時ハ一週間内ニ之ヲ地方長官ニ届出ツベシ」

〔末弘説明〕 1週間以内に出さなければどうなるか、罰則を付けなくてもよい。公式に労働組合としてできないことになるから自ずから来る (届け出る) だろう。(②281頁以下) 本条 (6条) は「當り前ノ事」である。(②283頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案および答申案とも修正なし。

政府提出法案「第五條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ組合規約及【並ニ】役員【ノ】氏名並【及】住所ヲ地方長官【行政官廳】ニ届出ツベシ

【前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ツベシ】」

第五條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ組合規約並ニ役員ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ツベシ

〔帝国議会〕 工場に小組合が濫立することは望ましいことではないが、これに対し政府の方で合同を強制するようなことは考えていない (衆議院労組法委議事録第三回50頁)。

〔労働組合法施行令〕 本条の行政官庁は、当該組合の事務所の所在地を管轄する地方長官とする (1条)。

〔解題〕 政府提出案において設立等の届出 (4条) と変更の届出 (6条) を一カ条に纏めた。労働組合の設立自由の原則を維持しつつ、届出主義の立場を一貫している。届出先は、第2次、第3次草案とも地方長官としていたのを答申案で「行政官庁」と修正した。本法の労働組合に該当する団体で本法の適用を希望しないものは、届出義務を負わないと指摘されている (末弘・解説28頁)。届出義務違反または虚偽の届出に対し、50円以下の過料の制裁がある (37条)。

#### (イ) 労働委員会による労働組合非該当の決議

本条は政府提出法案において新設された規定である。

第六條 前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ當該組合第二條ニ該当セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス

前項ノ規定ハ労働組合トシテ設立シタルモノノ第二條ニ該当セザルニ至ル場合ニ之ヲ準用ス

〔労働組合法施行令〕 地方長官は、届出のあった労働者の団体が第2条の労働組合に

該当しない(要件不具備)との地方労働委員会の決議に基づいてその旨を決定し(2条)、これを遅滞なく書面で当該団体の代表者に交付しなければならない(3条)。決定に不服ある者は3週間以内に文書で地方長官を経由し厚生大臣へ異議申立てを行うことができる(4条)。厚生大臣は、この申立を中労委に付議し、申立ての却下または申立てを容れて決定の取消を行う(5条)。決定の効力は、不服の申立て(4条)がない場合は3週間を経過したとき、申立てがあった場合は決定の却下があったときに生ずる(6条)。

地方長官による決定に対し異議申立てがないとき、または5条の規定による却下の決定があったとき、労働組合は解散する(労組14条4号)。

労働組合(法人か否かを問わない)たる証明書の交付申請があったときは、地方長官は遅滞なくこれを交付しなければならない(8条)。

〔解題〕 行政官庁(地方長官)は、労働委員会の判定にしたがって「労働組合にあらず」と決定する。労働委員会の判定は行政官庁を拘束する。該当しないと認めた場合も是正の猶予を与えるべきである(末弘・解説29頁)。労働組合でないと決定された場合は、解散処分(15条)を受けた労働組合の場合と異なり、解散や清算手続を行う必要はない。そのまま、非公式の労働者団体ないし法外の団体(法適格組合ではない)として存続させて差し支えないと指摘されている(末弘・解説51頁)。

#### (ウ) 組合同規約記載事項

第1次草案(第5条) 「組合同規約ニハ少ナクトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名称
- 二 目的並事業
- 三 主タル事務所ノ所在地
- 四 組合員又ハ参加団体ニ関スル規定
- 五 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 六 会議ニ関スル規定
- 七 理事其ノ他ノ役員ニ関スル規定
- 八 組合費其ノ他会計ニ関スル規定
- 九 組合同規約ノ変更ニ関スル規定

〔末弘説明〕 組合同規約事項に関する規定は在来の法律に存在しなかったが、「少ナクテモ是ダケハニ〔マ〕義務的事項トシテ欲スル、其ノ位ナラバ頭カラ書イタラ宜シカラウト云フノデ書キマシタ」。「七 理事其ノ他ノ役員ニ関スル規定」について「理事其ノ他ノ」の文言を除いた。(②282頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案および答申案とも字句の修正のみ。

政府提出法案「第七条 組合同規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名称
- 二 主タル事務所ノ所在地
- 三 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 二 【四】目的並【及】事業
- 四 【五】 組合員又ハ参加【構成】 團體ニ関スル規定
- 六 會議ニ関スル規定
- 七 代表者ノ【其】ノ他役員ニ関スル規定

- 八 組合費<sup>ノ</sup>【其】ノ他會計ニ關スル事項  
 九 組合規約ノ變更ニ關スル規定」

第七条 規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱  
 二 主タル事務所ノ所在地  
 三 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト  
 四 目的及事業  
 五 組合員又ハ構成團體ニ關スル規定  
 六 會議ニ關スル規定  
 七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定  
 八 組合費其ノ他會計ニ關スル事項  
 九 規約ノ變更ニ關スル規定

〔解題〕 規約事項を変更した場合に1週間以内に届け出ることを義務づける答申案6条は、政府提出案および20年労組法で前出の5条2項に移されている。組合規約の法的性質に関しては、契約ではなく定款等と同様に法規範的性質を有する、すなわち直接作成に参加しない者も規約成立後に加入した者も当然に拘束を受けると指摘された(末弘・解説31頁)。

(エ) 組合規約の変更命令

第1次草案(第7条) 「地方長官ハ組合規約ガ法令ニ違反スルト認ムル時ハ労務委員会ノ決議ニヨリ其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得」

〔末弘説明〕 嘗ての法案にはなかった規定である。組合規約に法令違反が書いてあるようなときも「事柄ヲナダラカニスル為ニ労務委員会ヲ入レテ……直シタラドウカト云フ意図」に基づいている。(②283頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第3次草案において「労務委員会」を「労働委員会」に修正した。労働委員会は組合規約が法令に違反するか否かの一次的判断を決議することとし、地方長官でなく「厚生大臣又ハ地方長官」がその決議を受けて変更命令を行うことができるという意味ある大きな修正を行った(答申案も同様)。

○地方長官の変更命令に関しては、労務委員会の決議に基づいて行うものであるから異議を聞く途を設けないことにしている。(末弘②395頁)

○地方長官がまず組合規約に法令違反が存在すると認め、それを労務委員会に諮って決議を得るというかたちは宜しくない。労務委員会(第3次草案において「労働委員会」)が決議した場合に地方長官が変更を命ずるかたちにすべきである。(鮎沢②396頁)

本意見は前述のように第3次草案に反映され、その趣旨に従い修正がなされた。

○組合規約の変更命令を地方長官が行うより厚生大臣が行う方が適切な場合もあるため、「厚生大臣又ハ地方長官」と修正した。命令権の管轄は命令事項とする。(末弘②525頁)

政府提出法案 「第八條 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ労働委員会ノ決議ニヨリ【依】リ厚生大臣又ハ地方長官【行政官廳ハ】其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得」

**第八條 規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ労働委員会ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得**

〔帝国議会〕 (厚生大臣) 本条における地方長官の権限は、労働委員会の決議を経て知事が決裁をするものであり、地方長官の独断専行を以て労働組合の内容に干渉する趣意ではない (官報衆議院議事録第十号159頁)。

〔労働組合法施行令〕 組合規約の変更命令には、労働組合の設立を届け出た労働組合に関する行政官庁の決定手続を定めた規定 (施行令2~6条) が準用される (同7条)。

〔解題〕 行政官庁による組合規約の変更命令は、労働委員会による自発的な変更の勧告を設立者が受け入れない場合の「最後の強行手段」である。「頭から変更を命ずるようなことは極力避けなければならない。」変更命令に対しては、労働組合の適格性に関する地方長官の決定に対する不服申立てに関する手続 (令4条) が準用され、異議申立てが認められる。変更命令があれば、これに依って規約が法律上当然に命令の趣旨に従って変更される。本条の規約変更命令違反に制裁の規定がないのは、この故である (末弘・解説38~39頁)。

**(オ) 組合員名簿の備付け義務**

第1次草案 (第9条) 「労働組合ハ主タル事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ、但シ組合連合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル」

〔末弘説明〕 労働組合は名簿を置けということである。(②283頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第3次草案において「主タル」が削除され、答申案に引き継がれた。

○修正の結果、主たる事務所以外にも組合員名簿を備え付ける必要がある。労働組合には多少面倒であるが、「此ノ方ガ実ハ便利ダト思ヒマス。」(末弘②526頁)

**20年労組法 第九條 労働組合ハ事務所ニ組合員【又ハ構成團體ノ】名簿ヲ備付クベシ 但シ組合連合ニアリテハ参加団体名簿ヲ備付クルコトヲ以テ足ル**

**第九條 労働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ**

〔解題〕 組合員が何人であるかを明らかにしておくことは、組合内部の問題として重要のみならず、「労働者が主体」(法2条) となって構成されているかどうかを調べるためにも必要である。連合団体の場合は構成団体の名簿を備え付けることで足り、各団体の組合員の名簿まで備付ける必要はない (末弘・解説39頁)。

名簿の備付けを怠った場合は、50円以下の過料の制裁がある (37条2号)。

**(2) 団体交渉権の確認**

第1次草案 (第10条) 「労働組合ノ代表者又ハソノ委任ヲ受ケタル者ハ組合員ニ代リテ雇傭者ト交渉スル権限ヲ有ス」

〔末弘説明〕 9条、10条、11条は「特ニ大事」である。労働組合の代表者またはその委任を受けた者の団体交渉の権限を認めないためにとかく紛争が起きる。使用者が団体交渉を受け付けない場合は、労務委員会の事務事項になり (27条2号)、使用者に出頭等を求めるというところまで行く (29条)。「飽クマデモ第9条ハ労務委員会ヲ中ニ入レテナダラカニヤル……罰 (マ) ニナルト云フコトハ云ハナイ」。(②283頁以下)

民法の公益法人の理事も普通に代理人を立てており、このようなものを書く必要はない

という気持ちもある。しかし、会社が組合の代表者と認めないで交渉を拒否することのないように組合の代表者かその委任を受けた代理人かをはっきりさせる意味がある。代理人となり得る者の資格を制限することはできない。争いが生じたときは、27条(2号)で労務委員会に団体交渉の斡旋をして貰う。(②321~322頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案修正なし。第3次草案において、第1次、第2次草案のまま「其ノ委任ヲ受ケタ者」が労働組合の代表者個人の委任を受けた者のような恰好になるので、「又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタ者」とすべきであるとの意見があり、この意見に応じて、「労働組合ノ代表者又ハソ【労働組合】ノ委任ヲ受ケタル者ハ【組合又ハ】組合員ニ代リテ【ノ為】雇傭者ト【使用者又ハ其ノ団体ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ関シ】交渉スル権限ヲ有ス」という修正が施された。(鮎沢②398頁)

また、第3次草案において、「組合員ニ代リテ」を「組合又ハ組合員ノ為」と修正し、組合員個人の為とともに集団の為という意味を含めた。

また、「雇傭者」の用語は「使用者」に変更した。このことについては、「最近使用者ト云フ字ヲ一般ニ使ツテ居ルト云フコトデアリマシタノデ」と説明された。(末弘②526頁) 以上の修正は答申案に反映された。

○労使の交渉には2つの意味がある。一つは団体協約を締結すること、他の一つは個々の組合員に関して交渉することである。そこで、第一に労働組合は第3条に規定した目的の範囲で団体協約を締結できること、第二に組合員に関し個別に委任を受けなくても労働組合自体として交渉することができること、第三に交渉または団体協約の締結は労働組合の正式の代表者またはその労働組合の委任を受けた者であること、この3つのことをそれぞれ明確にした条文にして欲しい。すなわち、労働組合は「組合員ニ代リテ」交渉を行うのではないということ、交渉して団体協約を締結することができるということをはっきり書いて欲しい。(桂②399頁)

○GHQの意見は鮎沢委員の意見と同趣旨であるので、「其ノ」を「労働組合ノ代表者又ハ組合ノ委任ヲ受ケタ者」と直さなければならない。また、桂委員の意見のとおり条文を「労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタ者ハ組合又ハ組合員ノ為ニ労働協約を締結シ其ノ他雇傭者ト交渉スル権利ヲ有ス」と直せばはっきりする<sup>8</sup>。(末弘②404頁)

政府提出法案 「第十條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ為使用者又ハ其ノ團體ト労働協約ノ締結【其】ノ他ノ事項ニ関シ交渉スル権限ヲ有ス」

<sup>8</sup> 交渉権を有することの規定にとどめるか、団体協約を締結する権利を有することを明確にすることに関し、議論が深まり、後者の立場の末弘修正案で決議された。

**第十條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ為使用者又ハ其ノ團體ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル権限ヲ有ス<sup>9</sup>**

〔帝国議会〕 (厚生大臣) 本条は、労働組合に対する「ボス」支配に道を拓く虞があるとの見解もあり得よう。しかし、組合員が信頼する者に自分らの代理人として十分権限を持たせることは「寧ろ當然ニ認メルベキデアリ、一概ニ排斥スベキトモ言ヘナイ」、悪質なるボスの跳梁は労働組合において自主的に排斥されるべきものであり、これを排斥するような立法は「角ヲ矯メテ牛ヲ殺サントスル弊ニ陥リ易イ」(官報衆議院議事録第十号159頁、衆議院労組法委議事録第三回43頁)。

〔解題〕 本条は、第1条1項の「……団体交渉権ノ保護助成ニヨリ」と連動する。使用者が団交を拒否した場合には、労働組合は労働委員会に対し「団体交渉ノ斡旋」(27条2号)を申し立てることができる。労委は、その場合、「労働委員会其ノ事務ヲ行フ為必要アルトキ」と認め、使用者に対し出頭を求めることができる(29条)。使用者が出頭を拒否したときは500円以下の罰金に処せられる(35条)(末弘・解説40頁)。

使用者の団交拒否に関しては、本法には上記の労働委員会による斡旋以外の救済はない。組合の「代表者」として届出のあった者(5条)は、当然団体交渉権を有する。労働組合は、使用者との交渉を他に委任することができるが、使用者が求めたときは委任状を提示する必要がある。法人でない労働組合からの委任もいちいち個々の組合員から委任を受ける必要はなく、当該労働組合から委任を受ければ足りる。

なお、本条は「労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル権限ヲ有ス」として、少なくとも規定文言上、組合代表者は労働協約の「交渉権」と「締結権」とを一括して交渉に臨むものと読める。この点に関して、「組合の代表者または受任者は組合を代表して労働協約を締結する外、其他組合全体に関する事項に付き交渉し、従ってそれに関して契約を締結し得る。」とした上で、「勿論、その場合受任者は勿論、代表者と雖も組合規約又は総会の決議に依って与へられた権限の範囲内の事のみを為し得る」。それを超えてなされた法律行為は後から「総会の追認」を得て初めて組合を拘束する効力を生ずると指摘された(末弘・解説42頁)。

交渉事項に関しては「組合ノ為」のほか「組合員ノ為」(いわゆる個別労働関係事項)について交渉をなし得るとしており、このことは一貫している。

### (3) 組合員の不利益取扱い・黄犬契約の禁止

第1次草案(第11条) 「雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ

<sup>9</sup> 本条の「組合又ハ組合員ノ為」の規定文言については、20年労組法を収録している文献は区々であり、いささか異様である。政府提出法案は上記のとおり「組合又ハ組合員ノ為」とあり、その文言で成立している(官報衆議院議事録第十号150頁)。このように正しく表記しているものがある(末弘・解説40頁、末弘・組合法97頁、菊池=林356頁、東大注釈上巻279頁)。しかし他方で、「労働組合又は組合員の為」と表記するもの(東大註釈本文80頁。もっとも、同付録35頁は「組合又は組合員の為」と正しく表記)、単に「組合員ノ為」と記載し「組合」がそっくり抜けているもの(労働行政史224頁、資料労働運動史20・21年772頁、労働省編著労働法コメ1初版57頁)がある。なお、第2次草案に関する末弘②404頁の発言箇所では「組合員ノ為」とあり、「組合又ハ」が落ちている。



其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

雇傭者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ」

〔末弘説明〕 「従来屢々アリマシタ」ことをしてはならないと書いた。組合員は、当然労働組合を脱退する自由を有する。(②284頁・308頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案および答申案とも実質修正なし。

○本条は、雇傭者に対して一方的義務づけをしており酷の感がある。組合の方にも組合員以外の者を雇用してはならないことを強調してはいけなく書くべきである。(岡崎②406頁) 公平を図る意味で労働組合も労働者の自由を束縛し得ないように、「何人も労働者が組合員タリ、組合員タラヌ故ヲ以テ之ヲ解雇シ又ハ雇傭ヲ拒否シ又は不利益ヲ與フルコトヲ得ズ」とすべきである。(篠原②411頁)

○それはオープンショップとし、クローズドショップを違法とする考えであり、それを「法律デドウスフスルコトハ出来ナイ」、「一寸困ル」。(末弘②407頁)

○現段階は、労働組合を起す上での障害を除き、労働者の労働組合を作る自由を保障することが重要である。労働者の組合員でない自由の保障を此処で規定し表明する必要はないから原案のままでよい。オープンショップ、クローズドショップの問題は労働協約で自ら解決されるべき事柄である。(山中②411頁)

篠原案を採決 3名賛成で否決。

○本条違反に対する制裁に関しては他の条文違反を含めて草案に規定されていない。しかし、本条違反には戦前の法案例をみても「罰則」が必要である。考え方としては、第1に科料に止める、第2に「生命、身体、自由、名誉または財産に対して害を加える脅迫の罪(刑法212条)のうち、労働組合に入っていると解雇するぞというものは「在ル意味ニ於テハ人ノ生命ニ対シ害ヲ加ヘル」ことであるから罰則を科すべきである、第3に全然罰則を科さない〔民事的効力を否定するのみ〕との諸説がある。(末弘②413頁以下)

○「前二項ノ規定ニ違反シ、解雇ノ意思表示又は解雇条約(マ)ノ規定ハ之ヲ無効トス」という規定が必要である、そのことを申し落とす。(三輪労側委員②416頁) 法律に為すことを得ないと書いておけば「無効ダト云フコトガ当然出ル」と思うが、法律家でない一般は分からないから、そういう趣旨で提案される意味もある。(末弘②417頁)

○本条違反の有無についていかなる官庁の認定機関が「『タッチ』スルカニ依ッテ、余程事情ガ違ッテ」くる、それで第3条の場合と同様に「労務委員会ノ決議に依ッテ認定スル」という箇条を入れて戴きたい。(山中委員②418頁) その場合、「ソウ云フ判定ヲドウ云フ機会ニ、何ノ為ニヤルカト云フコトガハッキリシナイ」(末弘②420頁) その点を小委員会で詰めることとして、本条を決定。

○「使用者ト云フ言葉」について、社内人夫を供給する請負事業者も本条の使用者に当るか、供給を受ける者が現実に使用しているので使用者の片方は雇傭者であるが、これ(供給する者)も広義の使用者に入るかに関し、「私個人ノ考ヘデハ入ッテ居ルノデ 二段ニ考ヘテ居リマス。」「使用者デスネ。」「供給シテ居ルコトヲ商賣ニシテ居ル点デハ……」。(桂・末弘②580頁)

政府提出法案 「第十一條 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他【之ニ對シ】不利益【ナル取扱】ヲ与フル【為ス】コトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ」

第十一條 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ為スコトヲ得ズ  
 使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

〔帝国議会〕 労働組合がクローズドショップ協定の締結を要求できるかに関しては、法律に規定することなく、その問題は「現實ノ其ノ場合ノ問題ニ任シテ置ク」考えである（衆議院労組法委議事録第一回23頁）。

〔解題〕 法第33条1項は本条違反に対して罰則（6ヵ月以下の禁固または500円以下の罰金）を設け、同条2項で本条（11条）違反の罪は労働委員会の請求を待って論ずと規定し、本条違反の罪の成否に関し労働委員会の先議権を認めている。

本条は「組合労働者の雇傭保護」とのタイトルで、「労働者の団結権を保障する中心規定である。」と指摘された（末弘・解説44頁）。

請負事業者が本条の「使用者」に当たるかに関し、前出末弘の「二段ニ考ヘテ」いるとは、現実に使用している発注事業者と供給事業者とがともに本条の「使用者」に当たるとの意味と解される。すなわち、供給事業者の場合は人夫を「雇用」した上で発注事業者の下に供給しているか否かを問題にせず、本条の使用者に当たると解しているものと解される。

労働組合に「加入すること」を雇用条件とするクローズドショップは、表面上本条違反にはならないが、労働者の団結の自由を制限するものとして問題となることは大いにある（労働者が、他の労働組合に加入しているような場合）とされ、「本法は、初めからこの問題に対する解答を回避している訳であるが、当該組合の実質が特にその労働者にとって不利益なものでない限り、此程度の制限を加へることは団結権保障の精神から考へて必ずしも之を禁止する必要はないやうに考へられる。」と指摘された（末弘・解説46頁）。

本条は、施行後の昭和21年9月21日労働関係調整法（昭和21年法律25号）の成立を機に改正され、

「使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員ナルコト、労働組合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ労働組合ノ正当ナル行為ヲ為シタルコトノ故ヲ以テ其ノ労働者ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ為スコトヲ得ズ」との規定に改められた。

労働関係調整法（昭和21年9月27日公布、同年10月13日施行）は、その第40条に「使用者は、この法律による労働爭議の調整を為す場合において、労働者がなした発言又は労働者が爭議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることができない。但し、労働委員会の同意があつたときは、この限りでない」と定め、違反に対する罰則規定（41条）を設けた。

本条は、昭和27年10月労組法改正に際し、規定内容を整備した上で現行労組法7条4号に移され、罰則規定（41条）は削除された（労働省労働法規課『労働組合法・労働関係調整法（初版）』〔労務行政研究所、昭和34年〕347頁以下。昭和21年労調法は、戦後行政史250頁以下に収録）。（東大注釈附録67頁には、上記労調法40条の「但書」が記載されていない。戦後行政史254頁には但書部分が入っている。）

#### (4) 争議行為を理由とする損害賠償請求の禁止

第1次草案(第11条) 「雇傭者ハ同盟罷業其ノ他ノ争議行為ニヨリ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若シクハ役員ニ対シテノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ〔改行〕但シ争議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテ為シレタル時ハコノ限りニ在ラズ」

〔末弘説明〕 労働組合も、法人格の有無を問わず、不法行為責任を負う。法人であれば民法44条(平成18年法50号改正前・編注)を準用する。労働組合が法人格を有するための要件等は第16条に定めている。取引は一般に不法行為に当たらない。「争議権ト云フノハ労働者ガ団結ヲシテ雇傭者トーツノ取引ヲ為ス其ノ手段ナノデアリ……、取引スルコトヲ正當ト為ス即チ不法行為デハナイ。「此ノ問題ハ『イギリス』デモ『アメリカ』デモ大キナ損害賠償ヲ取ラレタト云フ重大ナ事件ガアリマスノデ、……取ラセルベキデハナカラウト云フコトデス致シマシタ」。すなわち、損害賠償を請求できないことを規定した。(②284頁)

ただし、労働協約で「調停条項ガアル、或ハ平和義務ガアルト云ハレテ居ルヤウナ場合」に、これに違反して行われた争議行為は違法性がでてくる(本草案24条)。本条のただし書は、第24条違反の「制裁規定ノ積モリデ置イタ」。(②284頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案および答申案とも字句修正のみ(雇傭者を使用者に修正ほか)。

○本条本文について 争議行為の脱線を防止する規定が必要である。(篠原②422頁) 例えば、暴力行為があれば個人の責任のほか、本草案第16条により法人(組合)の責任が問われる。刑法に違反することをやれば当然罰せられる。本条は、「アイツコチラノ云フ値ニ賛成シナイカラ売ルマイト云ツタ結果損スルト同ジヤウニ、商売上ノコトデス。ソレヲ此処デハ同盟罷業トカ争議行為ト云ツテ居ル」。(末弘②423頁)

○争議行為は労働者が始めるものであるが、事業者の側の責任でも起こる。要するに、労資関係のなかで起こり得る。争議行為がなくなることを念願して労働協約に調停仲裁条項を設けた場合、本条但書によればその結果が出る前の争議行為は理由のいかんを問わず損害賠償責任を生ずる。設けなければ正当なものであるかぎり責任を負うことはない。したがって、労働組合はそのような条項を入れないことになって、かえって法の趣旨に反する結果にならないか。(西尾②424頁・431頁)

○その問題は草案第24条のところで議論すべき問題である。(桂②426頁)

○目前の問題として西尾発言のようなことは確かにあり得る。しかし、他方苟も仲裁調停条項を決めた以上、その手続を踏まないで行う争議行為がいくらかでも起こるのは困る。ただ、仲裁調停手続に付した場合に結末を付けることは強制されないため、手続をぐずぐずと長引かせ、その間にストライキを切り崩すことも起こり得る。その場合にはストライキに入っても仕方がない。「第24条ハ其ノ程度ト思ヒマス。……損害賠償ノ訴デモ起セバ裁判所ノ問題ニナリ……裁判所ガ余ニ不当ナ取扱ヒデモスレバ将来此ノ規定ヲ変ヘナケレバナラヌ」。しかし、本条但書は「差当リハ此ノ俛」で、仲裁調停に「付シタラ終リマデ待タナケレバナラナイト云フ意味デハナイト云フ風ニ読ンデ戴ケバ宜イ」。(末弘②425～426頁・431～432頁) 第24条でさらに審議し、本条は原案どおりと決定。

○草案24条違反(協約に定めた調停仲裁の手続中に争議行為を行うこと)には刑罰的制裁は設けない。(末弘②527頁)

○本条但書は、「甚ダ酷ニ過ギル……例ヘバ何百万円ト云フ損害賠償ヲ要求サレル場合ガアル、サウ云フ使用者側ノ損害賠償ニ応ズルコトニナルト、一回ノ違反デ労働組合ガ根コソギ……破産スル場合ガアル」。(西尾、松岡②582頁以下)

本意見は採決の結果否決された。

政府提出法案 「第十二條 使用者ハ同盟罷業ソノ他爭議行為ニヨリ【シテ正當ナルモノニ因リ】損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若シクハ役員ニ對シソノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ 但シ爭議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテナサレタルトキハ此ノ限りニアラズ」

**第十二條 使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行為ニシテ正當ナルモノニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ**

〔帝国議會〕 ストライキをするが如き行動を以て、合法的とする根拠がどこにあるかとの質問があり、労働者が平等の立場に於て使用者と契約を結ぶには「ドウシテモ団結ノ力」をもってしなければ不可能であり、労働者に団結権、罷業権を与えるということは「社会政策ノ上カラ見マシテモ、又民主主義政治ノ理念カラ見マシテモ適當デアル」故である(官報衆議院議事録第十号162頁〔厚生大臣〕)。本条は、「念ノ為ニ置イタ規定デアリ……爭議行為ガ正當ダト認メタ以上、正當ナル行為ニ因ッテ何人モ損害賠償ヲ要求サレル理由ハナイ」、しかし「特ニ労働組合ヲ擁護スル立場カラ、分リ切ッタコトヲ念ノ為ニ書イタモノ」である。未組織労働者が臨時にストライキを行った場合のように、労働組合でないものも、「同盟罷業ソノ他爭議行為シテ正當ナルモノ」と認められるときは同様の保護を受ける(貴族院特別委速記録第一号4頁)。

「同情罷業」については、第2条の「労働条件ノ維持改善ト云フコトカラ 遠イコトヲ以テ非常ニ廣範圍ノ同情罷業ニ陥ルト云フ場合ハ、是ハ諸般ノ状況上違法トナル場合ガアリ得ルダラウ」(衆議院労組法委議事録第二回24頁)。

同盟罷業に参加しない労働者に対しては、休業手当を支払うという労働協約の条項ができる場合が多いであろう。そのような場合にはその協約にしたがって休業手当の支払義務が使用者に生ずる(衆議院労組法委議事録第三回36頁)。

(本答弁は、労働協約の適用外にある非組合員の賃金請求権の保護に関する質問に対し行われた。したがって、そのような場合に関し労働協約の取決めがなされる場合が「多イ」ということには疑問の余地が残り、質疑との間にズレがみられる。当時、労働基準法は制定されていない)。

〔解題〕 政府提出法案において、爭議行為のうち民事免責は「正當ナルモノ」に認められるものであることが確認的に規定文言に加えられたことは注目に値する。本条の但書(前出)は、労務法制審議委員会の3つの草案および答申案の段階で存在していたが削除された。同但書の規定した第24条は、労働委員会の調停または仲裁にかける旨の労働協約のいわゆる平和条項違反の爭議行為を禁止する旨の定めをいう(20年労組法では第25条に移動)。但書部分を削除した理由について、末弘は政府がそうしたと述べる一方で、本条違反の爭議行為は「故なく協約に違反し、信義誠実の義務に背反するものといはねばならない……しかし上述の如き、立法上の経緯から考へると、尚本条の適用あるものと考へるのが差し当たり妥当の解釈であると思ふ。」と指摘している(末弘・解説48頁)。

成立後の20年労組法第25条違反の争議行為に関しては、当該「争議行為は協約違反として債務不履行を構成するが、第12条について説明した通り之を理由として損害賠償を請求し得ない。」(同書78頁)と指摘されている。「立法上の経緯」とは、第1次、第2次、第3次草案および答申案をとおして民事免責の対象外とすることに一貫していたが、政府提出法案において敢えて削除されたことを指しているのであろう。「尚本条の適用あるものと考え」るとは、そのような争議行為も一応本条の「争議行為」として民事免責の対象になるとの意味であろう。しかし、その争議行為が本条の「正当ナルモノ」に当たるとは明言されていない。

#### (5) 共済福利事業基金の流用

第1次草案(第12条) 「労働組合ノ役員ハ共済修養ソノ他福利事業ノタメニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ 但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限りニアラズ」

〔末弘説明〕 本条は、主として政治運動をするのは労働組合と認めがたいが、必ずしも労働組合は政治運動をしてはいけないとはできない。共済修養、福利事業の基金を設けている場合に、役員が濫りにこれを政治目的のために流用することをいけないとするものである。但書は、組合員の決議でやるときは基金たる性質を失った金になるから差支えないとの趣旨である。

福利事業基金を政治運動に流用することに関し、本条本文の原則の根本精神が、但書に定める総会の決議によって没却されてしまわないかとの懸念がある。しかし、総会で決議した基金を総会の決議で他の目的に使用することは認めなければならない。「規約ヲ決メテモ規約ヲ変ヘラレル」ということであり、どうもこの但書を付けざるを得ない。しかし、福利事業の基金には雇傭主の寄付も含まれ、組合員もその目的だから金を出したということもあり得るので、政治的目的に限らないが、「他ノ目的ニ流用スル」ための総会の決議を特別多数決議とすることも考えられる。(末弘②286頁・310頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案および答申案とも修正なし。

○組合基金を政治運動に流用することは非常に弊害がある。それ故、本条に第2項を設けて「其ノ資金ヲ定款ニ定ムル目的外ニ使用スルコトヲ得ズ」と規定して貰いたい。(岡崎②436頁)

○労働組合には民法43条(平成18年法50号改正前・編注)が準用される(後出第1次草案第16条)ので、規約に反する総会決議を行えないことはそのような規定を新設するまでもなく当然である。「規約ニ違反スルヤウナコトヲ多数決ヲ決メテヤレルト云フ趣旨デハナイ」。(末弘②437～438頁。この説明を受けて岡崎修正提案を撤回)

○大きな組合が共済基金を選挙運動に流用するような馬鹿なことはこれまでも全然なかった。こういう問題は労働組合それ自体の判断を相当信用して欲しい。(松岡②441～442頁)

○本条に違反した役員に対し制裁を規定すべきであるとの意見があったが、一般刑法の背任、横領でやるということで本法に特別規定を設ける必要はないこととした。(末弘②527頁)

政府提出法案 「労働組合ノ役員ハ共済修養【事業】ノ【其】ノ他福利事業ノタメニ【為】

特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ 但シ組合員【セントスルトキハ】總會ノ決議ヲ經タルトキハ此ノ限リニアラズ【ベシ】

**第十三条 労働組合ハ共済事業其ノ他福利事業ノ為特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ**

〔帝国議会〕 「従属ノ目的トシテ或ル程度ノ政治運動ヲ認メルトシタ以上、總會ノ決議ニ依ッテ労働組合基金ヲ之ニ流用スルコトヲハ禁止スル理論ガナイ」（官報衆議院議事録第十号156頁、衆議院労組法委議事録第一回17頁）、「政治ニ関係スルコトヲ一切労働組合ニ禁止スルコトハ實情ニ適シナイ、又ソレヲ或ル程度認メテモ害ハナイ、斯様ニ考へて居ルノデアリマス」、「労働組合が従属的ナ政治運動ヲナス場合ニ、其ノ福祉ニ用ヒントスル基金ヲ、總會ノ決議ヲ以テ政治資金ニ流用スルコトハ、之ヲ認メタ譯デアリマス」（衆議院労組法委議事録第三回51頁〔厚生大臣〕）、「總會ノ決議ヲ經ル場合ニ於イテハ、福利事業ノ基金ヲモ政治運動ニ流用スルコトガ出來ル……趣旨」である（貴族院特別委速記録一号2頁〔同上〕）。

**(6) 労働組合の解散**

**(ア) 解散事由**

第1次草案（第13条） 「労働組合ハ左ノ事由ニヨリテ解散ス

- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二 破産
- 三 組合員四分ノ三以上ノ多数ニヨル總會決議
- 四 解散命令

〔末弘説明〕 法人にも解散ということはあるので、法人かどうかを問わない意味で本条を法人格取得に関する規定（15条）の前に置いて、解散事由を定めた。4号が問題になる。（②286頁）

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案および答申案において修正なし。

○2号の「破産」は労働組合には予定しないのでよいので削除の修正案を提案する。（三輪②462頁） 法人だけにしか実際には問題にならないが、色々事業をし取引の相手もでき債権者もいるので、労働組合は破産しても解散しないというのはおかしい。（末弘②462頁）

○第3号「總會決議」による解散に関し、資金の流用に関する總會決議（第1次草案第12条）の場合も含めて、全組合員か、出席組合員か、総代会の決議でよいか。（三輪②463頁）旧法案には総代会の決議もあったが、第13条の決議は組合名簿にある全組合員の4分の3である（ただし、連合体の場合は総代会の何分の一にするかを規約で決めればよい）。第1次草案第12条の場合は、たとえば基金を廃止するときは4分の3で、そのほかは総社員の何分の一という具合に決議事項の種類に依って規約で定めることになる。（末弘②463～464頁）。

○第4号の「解散命令」（政府提出法案において第5号）については次条（14条）の解散命令と関係づけた。（末弘②528頁）

政府提出法案 「第十四条 労働組合ハ左ノ事由ニヨリテ解散ス

- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二 破産

- 三 組合員【又ハ構成團體ノ】四分ノ三以上ノ多数ニヨル【依】ル總會【ノ】決議  
 四 第十四条ノ規定ニ依ル解散命令【第六條ノ規定ニ依ル決定】  
 【五 第十五条ノ規定ニ依ル解散ノ處分】

第十四条 労働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生  
 二 破産  
 三 組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多数ニ依ル總會ノ決議  
 四 第六條ノ規定ニ依ル決定  
 五 第十五条ノ規定ニ依ル解散ノ處分

〔解題〕 政府提出法案において、労働組合の解散事由に「第六條ノ規定ニ依ル決定」が加えられた。すなわち、労働組合設立の届出（法第5条）のあったものに対し、当該労働組合が法第2条の労働組合に該当しない場合（および該当せざるに至ったとき）に労働委員会の決議に基づいて行政官庁がその旨の決定をした場合を指している。

（イ） 解散命令の要件・手続等

第1次草案（第14条） 「労働組合ノ行為安寧秩序ヲ濫リタルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニヨリテソノ解散ヲ命ズ

前項ノ事件ハ組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ刑事事件ニ準ジテ之ヲ処理ス」

〔末弘説明〕 嘗ての法案では地方長官の命令で解散させることができた。このことは当時問題となった。「併シサレバト云テ労働組合ノ目的ニ反スルコトヲスル労働組合ヲ見テ居ナケレバナラヌト云フコトハ国家ノ見地カラ見テイケナイ」。本条は、裁判所が「裁判ヲシテ決スル」。訴訟手続の係属中は解散の効力は生じない。その手続は刑事事件に準じて行うとしておき、司法省刑事部で適当な形に思う。解散命令は労働組合に対する死刑に当るので慎重にやるべきことであり、このように規定した。（②286頁以下）

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案では裁判所は「解散ヲ命ズ」を「解散ヲ命ズルコトヲ得」と修正し、第3次草案は「安寧秩序ヲ紊リ」の前に「法令ニ違反シ」を補い、安寧秩序は法令違反をとまなうものであると、その意味を多少具体的に規定することした。また、解散命令の手続に関し「刑事事件ニ準ジ」を「命令ヲ以テ定ム」とする修正が行われた。答申案には、「法令ニ違反シ」の前に「屢々」を補い解散命令の要件を加重した。

○「解散ヲ命ズ」とは、治安警察法で規定しているように「事実トシテ抹殺スル」ことか、それとも「法律上ノ資格ヲ抹殺スル」ことか。（高橋厚生勤労局長②444頁） 「安寧秩序ヲ紊ルノダカラ」前者である。法人は清算手続をさせ、法人でない組合は事務所などを止めさせる。その積もりでなければここに置いておく意味がない。ただし、治安警察法を止めてしまえば別問題になる。これについては米国側の意見がある。（末弘②445～446頁）

○連合軍の意見 連合軍の申入れによれば、「解散命令」を詳しく「労働組合ガ累次安寧秩序ヲ紊リタルコトニ対シ労働委員会ノ要求ニ基キ裁判所ガ発シタル解散命令」と規定し、検事ではなく労働委員会が裁判所に要求するようにすることであった。（鮎沢②446～447頁） GHQは、単に「安寧秩序」だと漠然としているので、「フリュエントリーニ法令ニ違反シ、其ノ結果安寧秩序ヲ害スルヤウナ場合」、すなわち原因として「法令ニ屢々違

反スル其ノ結果、安寧秩序ヲ害スル、ソシテ風ニ云ハレタ」ように思う。「屢々ヤツタカラト云フヤウニ重イ条件ニシテ宜シイノジヤナイカト思ヒマシタ」。通常の法文の構成では先に(第13条に)解散命令と書き、つぎの条文で原因、手続を書くことになるが、「アチラノ人ハサウデハ」ないようである。(末弘②447~448頁)

○本条2項の「イニシアティブ」を誰がとるかについて施行令に手続規定を置く。(末弘②449頁) 2項は、刑事事件に準じてやるのではなく、商法第58条にもあり(会社の解散命令、同法第126条で会社の本店所在地の裁判所、商事部があるところは同部が管轄する)、これと同様に民事事件(非訟事件)として処理するよう修正を提案する。(司法省民事局長代理②449頁・451頁)

○安寧秩序の問題を他の団体と違う取扱いをして労務委員会に委ねるのは変である。労働者側委員(松岡、西尾)から怒られるかも知れないが、それを地方の労務委員会に任せ放しでよいのか。労働組合の肩を持っている積もりであるがそこまでは一寸……。 (桂②453頁・456頁)

○地方の労務委員会の扱いが不当なときは中央労務委員会がある。(松岡②457頁) 私見もその積もりである。労務委員会の官制に段階的なものを作る必要がある。原案を刑事事件に準ずる手続としたのは、非訟事件では抜打ち的になるので、3審制を適用し弁護士もつけて3度やれるように慎重を期すためであった。(末弘②457頁・459頁)

○解散命令の要件である「安寧秩序ヲ紊」と言えるためには具体的行為が立証される必要があり、命令の具体的な条件がはっきりしたときに、労働委員会の申立てがあれば、裁判所が解散を命令することにするのが宜しい。その手続は今の非訟事件の手続のままで良いかどうかを含めて司法省に考えて戴く。解散命令に従わない場合のことは後に罰則のところでも取り上げる。(末弘②528頁)

○「法令ニ違反シ」を入れてさらに厳格にしたのは連合軍側の意見に従ったものである。(末弘②581頁)

政府提出法案「労働組合屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ裁判所ハ検事【労働委員会】ノ申立ニ基ヅキ【依リ裁判所ハ労働組合】ソノ解散ヲ命ズルコトヲ得前項ノ【場合ニ於ケル】手続ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」

**第十五條 労働組合屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員会ノ申立ニ依リ裁判所ハ労働組合ノ解散ヲ為スコトヲ得**

**前項ノ場合ニ於ケル手續ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム**

〔帝国議会〕 本条1項の「安寧秩序ヲ紊ル」とは、「廣ク人心ヲ惑乱シ、經濟、社會、國家ノ秩序ヲ混亂ニ陥レルガ如キ場合ヲ指ス」。それが「法律ニ違反シテ居ルコトヲ條件ト致シ居ル」ものである(官報衆議院議事録第十号159頁〔厚生大臣〕、衆議院労組法委議事録第一回17頁〔政府委員〕)。「屢」とは、法令違反にかかることばであり「少クモ二回以上法令ニ違反スル……斯ウ云フ意味」である。治安警察法はすでに廃止されており、最後の認定権は裁判所にある。しかも、その前提として労働委員会の申立てがあるというように、「最後ノ結論ハ非常ニ公正ナモノニナル」(衆議院労組法委議事録第一回17~18頁〔政府委員〕、衆議院労組法委議事録第三回51頁〔厚生大臣〕〔政府委員〕)。本条による解散手続は、「條件ニ於イテモ、又手續ニ於イテ相当制限シテ、嚴重ニシテ置ク必要ガアル」(貴族院特別委速



記録第一号2頁)。

「安寧秩序ヲ紊ツタ個人ノ責任ト、安寧秩序ヲ紊ツタ組合ノ責任ト云フモノト、別ニ考ヘテ居ル譯デアリ……相当慎重ナ手續ヲ執ラナケレバ、労働組合トシテノ解散ヲ命ジナイト云フノガ」本規定の精神である(衆議院労組法委議事録第三回51頁)。

最近、治安警察法が撤廃され、結社に解散を命令するということは、それが政治的なものであると日本の現在の法律には存在しない。労働組合のみ本条により解散を命令されることになっている。そのため、第1に安寧秩序を屢々紊るとき、第2に労働委員会の申立てがあるとき、第3に地方長官ではなく裁判所(司法機関)が解散を命令するという慎重な手続になっている(衆議院労組法委議事録第三回51頁)。

〔労働組合法施行令〕 1項の裁判所は、労働組合の主たる事務所所在地の地方裁判所とする(令10条)、申立は地方労働委員会の決議により会長がする(令11条)。裁判所は、申立てを検事に通知する(令12条)。裁判所は、審問期日を定め労働組合代表者を呼出し、検事および地方労働委員会へ通知する(令13条)。労働組合代表者は出頭義務等を負う(令14条)。審問は公開原則であり(令15条)、検事および地方労働委員会は審問に立ち合い、意見を述べることができる(令16条)。裁判は、解散処分につき理由を付した決定を以てなす。解散命令理由として示すべき事項は、①違反行為が労働組合の組合員または構成団体の多数による決議に基づきなされたこと、②規約により権限を有する代表者その他役員の場合によりなされたこと、または③これらの者により組合の為になされたものなることである(令17条)。労働組合の代表者等は、解散処分決定に対し即時抗告をなすことができ、即時抗告は執行停止の効力を有する(令18条)。

〔解題〕 本条の「安寧秩序」とは、治安警察法の掲げた警察的取締の根拠であり、本条の「安寧秩序ヲ紊リタルトキ」もその延長上にある法的概念とされている。治安警察法は、本総会の翌々日の11月21日廃止された。なお、治安維持法はその少し前の同年10月15日廃止された。

労働組合に対し解散を命令する際に示すべき具体的理由を施行令17条に規定するように、また法律の範囲内で手続を定めるべき令同条に上記①、②および③の解散命令理由を示すように強く指示したのは、GHQ労働課長である。本条の規定する労働組合に対する解散命令を実質的にできない(させない)ようにする意図に基づく。末弘博士が施行令に実体的解散要件を定めることは筋違いとして難色を示した応答に関して、当時のGHQ労働課長の生々しい証言がある<sup>10</sup>。

なお、労働委員会は労使公益三者構成であるが、解散決議に参画する委員を中立委員に限定してないという特徴がある。

## (7) 労働組合の法人格

第1次草案(第15条) 「労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニオイテ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

一 第五条第一号乃至第三号第七号ニ掲ゲタル事項

<sup>10</sup> セオドア・コーエン『日本の占領革命(上)』(TBSブリタニカ、1983年)327～330頁に詳しい。

## 二 役員ノ氏名及ビ住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲナスコトヲ要ス、登記前ニアリテハ変更ヲモツテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ」

〔末弘説明〕 嘗ての社会局案と同様に、法人になりたいものはならせるということである。法人となることを強制するのでもなく、法人となることを認めないとするものでもない。労働組合の行う取引の安全のためには、届出(4条)とは別に、登記をして法人となることを認める必要がある。法人の種類としては営利法人ではなく、「公益法人ニ準ズベキモノ」として、民法の法人規定が適用される(16条参照)。イギリス、フランスのように法人になった場合にどのような財産を持てるかについて詳細な規定を置くことは、日本の場合には問題にならない。厳格に制限する必要もない。(②288頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案とも修正なし。

○2項違反に制裁をつけるかどうかは罰則のところであらう。(末弘②526頁)

**20年労組法 「第十六条 労働組合ハ【其ノ】規約中ニ法人タルコトヲ定メ主タル事務所ノ所在地ニオイ【於】テ左ノ事項ヲ登記スル【ヲ為ス】ニヨ【因】リテ法人格ヲ取得【タルモノト】ス**

一 第五条第一号乃至第三号及第七条ニ掲ゲタル事項

二 役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間【以】内ニ其ノ登記ヲナスコトヲ要ス【本法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム】

登記前ニアリテハ変更【労働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之】ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ」

**第十六条 労働組合ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ因リテ法人タルモノトス**

本法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
労働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

〔労働組合法施行令〕 目的、事業、解散事由を定めたときはその事由その他の登記事項(令20条)、労働組合が主たる事務所を移転した場合の移転登記等(令21条)、登記事項の変更の登記(令22条)、清算結了の登記(令23条)、管轄登記所および登記所に労働組合登記簿を備えること(令24条)、以上の登記をなすべき者および登記の手續(令25~28条)、登記の公告(令29条)、労働組合の登記に対し非訟事件手続法を準用すること(令30条)などが規定された。

〔解題〕 登記は、法人たる労働組合の重要事項を一般第三者に公示してその利益を保護することを目的とするものであって、行政官庁に対する届出とはまったく別個の事柄である。労働組合は登記をなすことによって法人格を取得する。すなわち、登記完了と同時に当然に法人格を取得する(末弘・解説58頁)。

## (8) 法人格を有する労働組合の権利能力等

第1次草案(第16条) 「民法第四十三条第四十四条第五十条第五十二条乃至第五十五条

及び五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至八十三条ノ規定ヲ準用ス」

〔末弘説明〕 民法第43条は、法人は法令または定款で定めた目的の範囲内でどんな権利でも義務でも持てること（法人の権利能力）、第44条は前言した不法行為責任に関すること、第50条は法律上の住所に関すること、第52～55条および第57条は公益法人の理事は法人を代表して第三者と取引をする法人の各種の行為能力に関する規定である。

本条2項は労働組合が解散したときの清算の問題であり、公益法人の清算に関する民法第72～83条を準用する。

労働組合の商行為に関し、民法第43条を準用する結果、定款（組合規約）の範囲で行為能力を有することになるが、商行為はできない。しかし、非営利の公益法人であるといつて全く商行為（例えば、雑誌の販売）をなし得ないということはない。

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案および答申案とも修正なし。

20年労組法 「**第十七条 民法第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条乃至第五十五【五十九】條及五十七條規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス**

**法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至第八十三条【並非訟事件手続法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條第一項、百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之】ノ規定ヲ準用ス**」

**第十七条 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條並非訟事件手続法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條第一項、百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス**

〔解題〕 労働組合は、法人格をもつ場合には公益法人である社団法人に近い性質をもつ。本来ならば、労働組合の本質を考えて特別の規定を置かなければならないところ、従来の立法慣例にしたがって民法の準用によって形式上事を簡単に片付けたものであると指摘された（末弘・解説59頁）。

なお、本条により法人たる労働組合に準用されている法人の設立・管理・解散に関する民法の規定は平成18年法律50号により38条から84条までの規定が削除され、労働組合法（昭和24法174号）に第12～13条の14の規定が置かれその適用を受けている。

### （9）法人格を有する労働組合に対する免税

第1次草案（第17条） 「労働組合ニハ所得税營業税登録税ヲヨビ不動産取得税ヲ賦課セズ」

〔末弘説明〕 労働組合は公益法人に準すべきものであり、免税法人である「産業組合法」上の組合よりお金に縁のない団体であり、賦課しない方が宜しい。（②289頁）

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案修正なし。第3次草案において「法人たる労働組合」に対して、「産業組合ニ準ジ適當ナル免税ノ恩典ヲ与フルコトヲ得」と規定文言が大幅に改められ、答申案に引き継がれた。

○第2次草案の本条は、労働組合は普通の営利事業と違って扱うという「根本の気持位で決メテ置ク」。〔末弘②467頁〕

○第3次草案の本条は、大蔵省と折衝したところ、「矢鱈ト労働組合ト称シテ」届出さえすれば免税されるのも困るという話であり、至極尤もと考えるので法人たる労働組合に対してのみ認めることにした。小さい労働組合の場合には（課税対象になるような事業を行うことは）あり得ないであろう。（末弘②529～530頁）

政府提出法案 「第十八條 法人タル労働組合ニハ産業組合ニ準ジ【命令ノ定ムル所ニ依リ】適当ナル免税ノ特典ヲ与フルコトヲ得【所得税及法人税ヲ課セズ】」

#### 第十八條 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

〔労働組合法施行令〕 法人たる労働組合の所得のうち「収益を目的とする事業により生じた」もの以外のものについて所得税を免税することとし、課税される場合もあることが定められた（令31条）。

〔解題〕 本条は労働組合が非営利的性質を有することを理由として免税の対象にしたものと指摘された（末弘・解説62頁）。法附則第4項に、法人登録税を課さないと規定された。

### 3 労働協約

#### (1) 労働協約の当事者・効力・届出

第1次草案（第19条） 「労働協約ハ当事者双方ヨリソノ全文ヲ地方長官ニ届出ヅルコトニヨリテソノ効力ヲ生ズ」

〔末弘説明〕 地方長官への届出は、労働協約の内容、存否に関する紛議を避ける意味である。「効力ヲ生ズ」といっておけば、届出は必要ないけれども、出さなければ「後デ物ヲ云ハヌゾト云フコトデ出シテ来ルダラウ」。(②291頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案修正なし。第3次草案により効力発生要件について地方長官への届出から「書面作成」へと大きな転換が行われた。官の関与はかくして労働協約の効力発性の要件から外された。(②530頁)

他方、協約の成否に関し「将来に問題を起こさないこと」との趣旨で協約当事者の地方長官への届出を義務づける定めが別途置かれることになった。

○連合軍司令部より、1項を「労働協約ハ当事者双方ノ調印ニ依リテ其ノ効力ヲ生ズ」とし、労働協約の効力と届出義務とを分離し、その上で2項を「調印ヲ経タル協約ハ総テ調印後一週間以内ニ地方長官ニ届出ルコトヲ要ス」と修正すべきであるとの指示を受けた。（鮎沢②470頁）

○原案は、「届出テ効力ヲ生ズルト云フコトニシテ、将来ニ問題ヲ起コサヌコト」を目的にしたので、連合軍の指示とは多少建前が違う。届出をしない場合をどうするかについて科料に処するのか問題が残る。しかし連合軍の人は素人なのでそういうことを言っているのである。（末弘②471頁）

○雇傭者（使用者の意）団体との協約もあり得るのか、入るようにして戴きたい。（桂②492頁） それは入る。（末弘②492頁）

○鮎沢委員の意見により、第3次草案には効力発生要件は書面作成のみとし、届出義務は効力要件と別であるように書いた。（末弘②530頁）

政府提出法案 「第十九条 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ニ労働条件【其ノ他】

ニ關スル労働協約ハソノ書面作成ニ因【依】リ【之ヲ為スニ因リ】テ其ノ効カヲ生ズ  
労働協約ノ當事者ハ前記ノ労働協約ヲ【其ノ締結ノ日ヨリ】一週間以内ニ地方長官【行政  
官廳】ニ届出ズベシ」

第十九条 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ労働条件其ノ他ニ關スル労働協約ハ書面ニ  
依リ之ヲ為スニ因リテ其ノ効カヲ生ズ  
労働協約ノ當事者ハ労働協約ヲ其ノ締結ノ日ヨリ一週間以内ニ行政官廳ニ届出ヅベ  
シ

〔帝国議會〕 労働者の企業参加を認めるかどうかの点は、法律でこれを強要することは今日の实情に沿わないものがあり、当事者の合意によって定めることは「全ク自由」である（衆議院労組法委議事録第一回5頁、同第二回14頁〔厚生大臣〕）。最低賃金の統制令に違反する労働協約の定めは、当然の解釈として無効になる。労働協約で定める賃金の引き上げが国策としての物価政策に反するような場合には、本法案32条に「労働委員會ハ……行政官廳ニ建議スルコトヲ得」と規定してあるが、これ等規定の活用によって善処したい（同15頁・16頁〔政府委員〕）。

使用者の人事権に関しては、「労働協約ノ定メ方如何」で、労働組合の意見を徴することはできる。そういう「自由ハ認メテアル」（衆議院労組法委議事録第三回43頁〔厚生大臣〕）。

〔労働組合法施行令〕 労働協約の地方長官への届出は、当該所在地を管轄する勤労署長を経て行い、その際には特別の事由がある場の外、当事者双方の連名をもって行うことされた（令32条・47条）。

〔解題〕 第2次草案審議の段階では届出のない労働協約の効力に関する論議は交わされていない。効力の発生要件（書面作成）と地方長官への届出義務とを分ける考え方がとられたのは、上に述べているように第3次草案においてである（協約当事者の署名または記名押印の要件は規定されていない）。もっとも、「効力発生時期に関し協約を以て別段の定めを為したるときは此限にあらざること勿論である」（末弘・解説69頁）。答申案、政府提出案ともに労働協約の届出義務違反につき50円以下の過料の制裁を定めている（37条2項）。

## （2） 労働協約の期間

第1次草案（第20条） 「労働協約ハソノ有効期限ヲ定ムルヲ要ス ソノ期間ハ三年ヲ超エルコトヲ禁ズ」

〔末弘説明〕 労働協約の効力の存否に関し紛議の生ずるのを避ける趣旨である。余り先々まで縛り付けるような規定は却って紛争の原因になるので3年でも長すぎるという意見もあった。しかし、最長を3年に制限して労働協約の効力はその期間内存在するものとした。（②291頁）

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案とも修正なし。（②530頁）

○労働協約を締結した当時と条件が変わり、「堪ヘラレナイ状態ニナリマシテモ、中々変ヘラレナイト云フコトガ起ッテ来ハシナイカ……モット短クシタラ宜イジャナイカ」。（三輪②587頁） 「余り短イノデハ……産業平和ハ長ク続カナイ……使用者側デハ余り短イノハ困る」（末弘②588頁）、「個々ノ労働協約ニ付テハ三年ナント云フ長イ協約ハ私ハ見タコトガゴザイマセヌ……資本家側モ無智ニ乗ジテ三年間賃金ヲ動かサナイヤウナ契約ヲ

スルコトハ、今日ハ余リ例ヲ見ナイ……實際上余リ懸念ハナイヤウニ存ジマス」。 (松岡②588頁)

政府提出法案 「**第二十條**〔有効期間の定め〕 **労働協約【ニ】ハソノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス** ソノ期間ハ三年ヲ超ユル【有効期間ヲ定ムル】コトヲ得ズ」

**第二十條 労働協約ニハ三年ヲ超ユル有効期間ヲ定ムルコトヲ得ズ**

〔解題〕 労働協約の期間に関して、帝国議会の質疑はなかったようである。協約内容と経済その他社会事情との間には極めて微妙な関係があり、社会事情の変動に拘わらず長い間強いて在来の効力を存続せしめようとするると反って労働関係の円満を害することになり易いから、これを最長3年としたと指摘されている。また、期間を定めない協約は当事者の協議によって解約されるまで効力を有し、当事者一方の解約申入れのみでは失効しない。一方の解約申入れに対し、他方がそれに応じない場合には結局争議となり実力によって決せられるほかない。外国の立法例には当事者一方が一定期間の猶予をもって解約の申入れをなし、その期間経過によって失効するものとしているものがあるけれども、本法はこの例に依らなかつた。そこで、当事者がもし希望するならば、解約申入れによる失効方法を予め協約中に規定すべきであると指摘されている(末弘・解説70頁)。ちなみに、24年改正労組法15条3項前段の規定(昭和27年法288号改正前の第2項)が置かれたのは、そのような指摘があったことを考慮したためであろう。

(3) **協約遵守義務**

第1次草案(第18条) 「労働組合ト雇傭者又ハ雇傭者団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定ソノ他労資関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ両当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ」

〔末弘説明〕 協定事項の実現を図る義務に違反した場合にどうなるかという法律的疑問が起きる。反すればストライキに入る。法律に「反シテハイカヌ」(規定の「……平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ」ということ)と書いておけば、調停其の他にもって行く。道義的義務というものも法律もその後ろからこれに力を付けているのであるから、義務に反した場合にどうなるかを書かなくても宜しい。(この箇所の意味は十分に明らかとは言えないが、債務不履行による損害賠償義務を負うことを前提にし、且つそのことまで書く必要はなく、労組法は「後カラカヲ付ケテ居ル」のであるという趣旨に理解できる。)日本のように労働組合が弱いところでは、イギリスの場合のように当事者の力関係に放っておくわけには行かない。(②290頁)

○工場代理人も「事実経営ノ衝ニ當ツテイル人」として協約の一方当事者になり得る。「高級社員」は「会社ヲ代表スル権利ノ有無」による。(末弘②307頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案とも修正なし。

○字句の修正があるが、実質上変わっていない。(末弘②530頁)

政府提出法案 「**第二十一條** 労働組合ト使用者又ハ其ノ団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定ソノ他労使関係ノ調整ニ関スル【労働】協約締結セラレタルトキハ両当事者互ニ誠意ヲ以テ【之ヲ遵守シ】協定事項ノ実現ヲ図リ【労働】能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ【ベキモノトス】」

**第二十一條 労働協約締結セラレタルトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協カスベキモノトス**

〔解題〕 本条に関し、帝国議会の質疑はなかった。本条は、当事者が互いに道義的に誠意を以て協約を遵守し、「労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協カスベキ」ことを要請するに過ぎない。いわば本法の規定する労働協約制度の根本精神を規定したものである。しかしさらばと言って法律的にまったく無意味な規定ではなく、これが自ら争議行為の正当性（1条2項・12条）を決定する重要な一の根拠となることを看過してはならないと指摘されている（末弘・解説71頁）。

**（４） 労働協約の規準の効力**

第1次草案（第21条） 「協約ヲ以テ労働条件ソノ他労働者ノ待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハソノ規準ハ協約ノ適用ヲ受クル労働者及ビ雇傭者ニ対シテト同様ノ効力ヲ有ス、規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアル時ハソノ定メタル基準（マ）亦同ジ

前項ノ規準ニ違反スル労働協約ハ（マ）無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニヨリテ当然補充セラル」

〔末弘説明〕 日本の実例と外国の実例を参考にした。賃金や退職金などの「労働条件ニ関スル規則ミタイナモノヲ……規準ト名付ケ」て、労働者および雇傭者に対して法律と同様の効力を与える。すなわち、「法例第二条」の「慣習法」として「法律ト同様ノ効力ヲ有スル」ものとした。それを2項に付けて、「前項ノ規準ニ違反スル労働協約（マ）ハ無効」であり、無効になった部分はその「規準ノ定メニ依ッテ当然ニ補充サレル」とした。

1項後段の定めは、労使双方で委員会を拵えて、その委員会に依らしめるということが行われている。そのため、そこで定めた規準についても法律と同一の効力を有することとした。その一番大きいのは海員、海事協同会という実例である。（②292～293頁）

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案は、第1項前段「労働者及ビ雇傭者ニ対シテト同様ノ効力」を「労働者及ビ雇傭者ニ対シテ法律ト同一ノ効力」と修正し、「規準」を「基準」に改めた。第3次草案は「法律ト同一ノ効力」を「法的拘束力」に修正した。また、同項後段の「規準決定ノ為設置セラレタル機関」の前に「当該労働協約ノ規定ニ依リ」を挿入し、労働組合以外に労働条件の規準決定の機関が存在するような誤解の生じないように改めた<sup>11</sup>。

○連合軍指示 1項後段の「規準決定ノ為」の前に「協約ノ規定ニ依リ」を挿入すること。協約において「労働条件ソノ他労働者ノ待遇ニ関スル」規準決定のための機関を定めた場合であることを明確にする趣旨である。（鮎沢委員②471頁） 協約当事者が入らない規準決定の機関が作られるものと思つたらしい。「成程サウ読メマス……ホンノ注意ダス」。（末弘②471頁）

○紡績会社で一つの協約が出来、その後統制会全体として一つの協約が出来た場合に、紡績会社の協約の規準が有利なときは統制会全体の協約の規準によって変更されないと考えてよいか。（松岡②485頁） 「無論其ノ積リデアリマス。……或ハ書ク方ガ宜シイカモ

<sup>11</sup> 第2項の「労働協約」について、資料労働運動史20・21年755頁は「労働契約」として収録している。

知レマセヌ」。(末弘②486頁)

○第2次草案の本条1項の「法律ト同一ノ効力ヲ有ス」に関し、前日の小委員会に出席した関係官庁から「イカツイ感じ」との指摘あり、「法的拘束力を有ス」の文字を当てた。1項後段は第4回総会の鮎沢学経委員の指摘にしたがい、「労働協約ノ規定ニ依ッテ出来タ機関」であることを明確にした。趣旨は原案と変更していない。(末弘②530頁)

政府提出法案 「第二十二條〔規準の効力〕 労働協約ヲ以テ【ニ定ムル労働条件其ノ他】ノ労働者ノ待遇ニ関スルテ法的拘束力ヲ有ス【規準（當該労働協約ノ規定ニ依リ規準決定ノ為設置セラレタル機関ノア【存ス】ル時ハ其ノ定メタル規準）亦同ジ【ヲ含ム】）ニ違反スル労働契約ノ部分ハ無効ト【ス此ノ場合ニ於テ】シソノ【無効ト】ナリタル部分ハ規準ノ定メニヨリテ当然補充セラル【ムル所ニ依ル、労働契約ニ定ナキ部分ニ付亦同ジ】」

第二十二條 労働協約ニ定ムル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ関スル規準（當該労働協約ノ規定ニ依リ規準決定ノ為設置セラレタル機関ノ存スル時ハ其ノ定メタル規準ヲ含ム以下同ジ）ニ違反スル労働契約ノ部分ハ無効トス此ノ場合ニ於テ無効ト為リタル部分ハ規準ノ定ムル所ニ依ル、労働契約ニ定ナキ部分ニ付亦同ジ

〔帝国議会〕 労働者が直接経営に参加しない場合でも、労働者の代表者と使用者側の幹部とが「工場委員会」のような委員会を設け質問応答するような、「使用者ノ側ノ者ト、労働者ノ側ノ者トガ相寄ッテ色々相談スルト云フコトハ、洵ニ望マシイコトト存ジマス、本邦ニ於テモ労働組合ノ盛ンデアリマシタ頃ニハ、サウ云フ風ナ事例モ多々アッタヤウニ存ジマス」、本条の括弧書きの中の「當該労働協約ノ規定ニ依リ規準決定ノ為設置セラレタル機関」もそのようなもののあることを希望し、あった場合に本条の規定するとおりになる趣旨である（衆議院労組法委議事録第三回44頁〔労政局長〕）。

〔解題〕 本条の括弧書き部分は、「労使当事者双方を代表する者に依って構成される委員会の類を設置し、之をしてかかる規準を定めしめることである」（末弘・解説72頁）。

## （5） 労働協約の拡張的効力

### （ア） 工場単位の拡張的効力

第1次草案（第23条） 「一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタル時ハ其ノ他ノ労働者モ又当然協約ニヨリテ拘束セラル」

〔末弘説明〕 戦争中の自治統制で大多数が賛成してもアウトサイダーが出てきてまるといふことで、このことが統制法以来問題になっている。一工場一事業場の場合で、労働協約が本条の要件を充たすときは、アウトサイダー（組合未加入者）も協約に違反できない。したがって、雇主側も其の限りで扱わなければならぬことになる。(②293～294頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案には内容に係る修正なし。第3次草案において非組合員（アウトサイダー）に関し「其ノ他ノ同種ノ労働者」との文言が挿入された。答申案がこの修正を引き継いだ。

○連合軍指示 「一ノ工場事業場」を、「一ノ工場、鉱山業其ノ他事業場」とすること。しかし、原案のままで差支えないと思う。(鮎沢②473頁) 「向フニハ事業場ト云フ巧イ言葉ガナイ」。(末弘②473頁)



○「一ツノ工場ノ中デモ色々ナ役種 (マ) ガアルノデ、今問題ニナツタ種類ノ労働者ノ為ノ協約デアルノガ他ノ者ニ及ンデハオカシト云フ細カイ意見ヲサレル方ガアリマシタノデ、適用ヲ受クルニ至ツタ者ト同種ノ労働者ニ當然及ブノダト」した。書かなくても当然と思っていたがそういう注意があったので書いた。(末弘②531頁)

政府提出法案 「第二十三條 〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ【常時】使用セラルル【同種ノ】労働者ノ四分ノ三以上ガ【ノ數ノ労働者】ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ【當該事業場ニ使用セラルル】其ノ他ノ同種ノ労働者【ニ關シテ】モ亦當然當該労働協約ニヨリ拘束セラル【ノ適用アルモノトス】」

第二十三條 一ノ工場事業場ニ常時使用セラルル同種ノ労働者ノ四分ノ三以上ノ數ノ労働者ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ當該事業場ニ使用セラルル他ノ同種ノ労働者ニ關シテモ當該労働協約ノ適用アルモノトス

〔帝国議會〕 本条に関し、帝国議會の質疑はなかった。もともと、一ノ工場事業場の4分の3以上の数の労働者を組織する労働組合が争議行為をし、未組織少数の労働者が労務を提供しえなかった場合の賃金請求権に関するやりとりがあり、政府はそのような場合に関し、多数組合は「罷業ノ決議ニ加ハラナカッタ者ニ付テハ休業手當ヲ出シテ休マセルト云フ労働協約ノ條項ガ出来ル場合ガ多イト思フ」といった興味深い応答をしている(衆議院労組法委議事録第三回36頁〔厚生大臣〕)。

〔解題〕 労働協約の工場事業場単位の拡張適用に関する本条の原型(第1次、第2次草案)には、拡張適用の対象になる労働者については「常時使用」の要件および「同種ノ労働者」の要件は眼中に置かれていなかった。すなわち、協約適用労働者と「其ノ他ノ労働者」とが「同種の労働者」でなければならないことはこの段階においては要件とされていない。第3次草案および答申案に至って、拡張適用の対象になる労働者について「同種ノ労働者」の要件が規定された。すなわち、協約適用労働者と一般的拘束力を受ける労働者との同種性がはじめて明文化された。協約制度の一つの転機がこの時点にある。工場事業場にはいろいろと「役種」の異なる労働者がおり、或る「役種」の労働者を対象にする協約規準については、数量的要件(4分の3以上)のみでアウトサイダーの他の「役種」の労働者に拡張適用することには問題があるとの意見を考慮したものである。そのような協約規準であることが当該労働協約に明記されていない場合に関しては格別の検討がなされていない。末弘は、「同種ノ労働者」であることは書かなくても当然のことと述べている。政府提出法案において、「常時使用セラルル同種ノ労働者」という要件が規定された。

なお、末弘説明は「一工場一事業場の場合で、労働協約が本条の要件を充たすときは、アウトサイダー(組合未加入者)も協約に違反できない。」と述べているが、労働協約の定める労働条件の規準に「統制力」を付与し、アウトサイダーの存在によって労働協約の規準に下方圧力が加わり、ひいて労働者の団結権、団体交渉権を保障することの経済機能が骨抜きになることを防ぐとの趣旨と理解することができよう。

#### (イ) 地域単位の拡張的効力

第二十三條 〔地域的ノ一般的拘束力〕

第1次草案(第23條) 「一地域ニヲケル同種ノ産業若シクハ職業ニ従事スル労働者ノ大

部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官(其ノ地域ガ二府県以上ニ亘ルトキハ主務大臣)ハ協約当事者双方又ハ一方ノ申立ニ基キ若クハ職権ヲモッテソノ協約ノ拘束力ヲソノ他ノ労働者全部ニ及ボス旨ノ決定ヲ為スコトヲ得地方長官又ハ主務大臣右ノ決定ヲナスニ付テハ労働委員会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス 決定ハ公告スルニ依リテソノ効力ヲ生ズ」

〔末弘説明〕 たとえば、東京都(一地域)における「同種ノ産業若シクハ職業」(たとえば、鉄工業)に従事する労働者の「大部分」としたのは、測定が困難と考えられるためである。地域的拡張適用は、事業場単位の場合と異なり、協約当事者の双方または一方の申立もしくは職権に基づいて労働委員会が決議し、地方長官または主務大臣が決定することになる。(②295頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案では「協約当事者双方又ハ一方ノ申立ニ基キ若クハ職種ヲモッテソノ協約ノ拘束力ヲ……」の部分削除し、地方長官(または主務大臣)が労働委員会の決議をまって拡張適用の決定をなすべきことに改めた。第3次草案では再度「協約当事者双方又ハ一方ノ申立」の要件を復活させ、労働委員会がその旨の決議をした場合に地方長官等において拡張適用の決定をなしうるものとした。なお、労働委員会の決議において当該協約中拡張適用が「不適当な事項」を修正することができるとの条項を加えた。

○連合軍指示 本条の「主務大臣」を「厚生大臣」とすること。(鮎沢②472頁)

○主務大臣の件は、現在、船員は厚生大臣ではない。日本の官制其の他ではみんな主務大臣となっているから、是は一本で行くべきである。(末弘②472頁)

○既存の工場で協約基準より好い労働条件を定めている所にまで拘束力を及ぼすことは、その工場の労働者に却って不利益になるという連合軍の注意がある。しかし、労働協約というものは不正競争を除き、いわば凸凹をなくすることを目的にするものである。「ドンナニ高クテモ残スト云フコトデハ、第一他ノ業者ガ承知シナイ」。そこで、当該地域に協約の効力を及ぼすか否かは労働委員が「実質ヲヨク調べテ」ある程度修正をすることにより、連合軍側の心遣いも容れる。労働委員会にそれだけの力を与えることにしたら宜しかろう。(末弘②531~532頁)

政府提出法案 「第二十四条 一【ノ】地域ニヨケル【於テ従業スル】同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ【協約当事者ノ双方又ハ一方ノ申立ニ基キ労働委員会ノ決議ニ依リ】地方長官(其ノ地域ガ二都道府県ニ亘ルトキハ厚生大臣)【行政官廳】ハ【当該地域ニ於テ従業スル他ノ同種ノ労働者及其ノ使用者モ当該労働協約(第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム)ノ協約当事者ノ双方若シクハ一方ノ申立ニヨリ又ハ職権ヲ以テ其ノ協約ノ拘束力ヲソノ他ノ労働者全部及ビ其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲ為スコトヲ得【適用ヲ受クベキコトノ決定ヲ為スコトヲ得協約当事者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同ジ】

地方長官又ハ主務大臣右ノ決定ヲ為スニ付テハ労働委員会ノ決議ニ依【ヨ】ルコトヲ要ス

労働委員会前項ノ規定【決議】ヲナ【為】スニツキ【付】当該労働協約ノ定ニ不適当ナル事項【定】アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニヨ【依】リテ其ノ効力ヲ生ズ【之ヲ為ス】」

第二十四条 一ノ地域ニ於テ従業スル同種ノ労働者ノ大部分ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ協約当事者ノ双方又ハ一方ノ申立ニ基キ労働委員会ノ決議ニ依リ行政官廳ハ當該地域ニ於テ従業スル他ノ同種ノ労働者及其ノ使用者モ當該労働協約（第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム）ノ適用ヲ受クベキコトノ決定ヲ為スコトヲ得協約当事者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同ジ

労働委員会前項ノ決議ヲ為スニ付當該労働協約ニ不適當ナル定アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告ニ依リテ之ヲ為ス

〔帝国議会〕 本条の適用の実際においては、「一ノ工場事業場」の場合に準じ、「一ノ地域ニ於テ従業スル同種ノ労働者ノ大部分」とは、「一ノ地域」の同種の労働者の「四分の三以上ト云フ数字ヲ掴んで問題ヲ決シタイ」と考えている（特別委員会速記録3頁）。

〔労働組合法施行令〕 本条1項の行政官庁は都道府県知事とし、当該地域が2以上の都道府県にわたる場合は厚生大臣とする（令34条）。本条により「他の同種の労働者」に関し労働協約の適用があることになった場合、使用者はこのことを遅滞なく関係労働者に周知しなければならない（令33条）。

〔解題〕 協約適用労働者の「同種」性は、答申案では、「職業又は産業」の同種性であり、この点は学説も同様に考えていた節がある。すなわち、「本条は、一地域内に多数の同種の工場事業場がある場合を予想し、『一ノ地域ニ於テ従業スル同種ノ労働者ノ大部分ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキ……』協約の効力を他の同種ノ労働者及び之を使用する使用者に及ぼすこと」を規定したと指摘されている（末弘・解説77頁）。

## （6）平和義務

第1次草案（第24条） 「労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ付スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ付スルコトナク同盟罷業ソノ他ノ争議行為ヲ為スコトヲ得ズ」

〔末弘説明〕 協約に紛争の調停または仲裁を定めているときに、その条項を無視して争議行為をしてはいけないということである。（②296頁）

〔第2次草案・3次草案審議〕 第3次案で「争議行為」のほか、使用者の行う「作業所閉鎖」が加えられた。

○連合軍指示 全部削除し労務委員会の仕事になるので、そこに第28条として設けるべきである。（鮎沢②473頁）

○連合軍指示 「同盟罷業其ノ他ノ争議行為」は「片手落ダイケナイ」ので「同盟罷業、封鎖、其ノ他罷業行為ヲ為スコトヲ得ズ」とすること。（鮎沢②473頁）

○約款の有無にかかわらず、突如争議行為を起すが如きことを認めるべきではない。（三村・竹中②474頁・475頁）

○原案者としては、本条は約款が存在する場合を規定したものであり、約款がないときは何時でも争議行為ができるという風には考えていない。約款がない場合に、法律の中で争議行為を予防することまでは触れられない、争議行為に関する一般的な問題は、附帯決議第4項の問題として予防するように警告を発すれば宜しい。（末弘②475頁・477頁）

○使用者側の争議行為として「作業所閉鎖」（ロックアウト）を容れた。（末弘②532頁）

政府提出法案 「第二十五条 [平和条項違反の争議行為] 労働協約中ニ協定事項ニ関スル【当該労働協約ニ關シ】紛争ヲ【アル場合】調停又ハ仲裁ニ付【付】スル旨【コト】ノ約款【定】アルトキハ調停又ハ仲裁ニ付スルコトナク【成ラザル場合ノ外】同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ争議行為ヲ為スコトヲ得ズ」

第二十五条 労働協約ニ当該労働協約ニ關シ紛争アル場合調停又ハ仲裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調停又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ争議行為ヲ為スコトヲ得ズ

〔帝国議会〕 労働協約は、闘争に依らずして円満平和的に労使関係を調整することを本来の使命としており、仲裁約款についても拘束力を持たせることが当然の趣意である(官報衆議院議事録第十号159頁〔厚生大臣〕)。調停または仲裁が成功したか否かは「ハッキリ何人ニモ分カルヤウニナツテ居リ」、事業主が自由に判断すべきものではない(貴族院特別委速記録第一号2頁〔厚生大臣〕)。

〔解題〕 労働協約は労働関係を極力平和裏に調整処理することを目的とする制度であるから、協約中に「協約ニ關シ紛争」を生じたときは、これを「調停又ハ仲裁ニ付スル」旨の約款を定めたときは、法律として極力その趣旨に従って争議行為の発生を防止するに力むべきであるのが当然である。本条はこのような趣旨に立って、調停または仲裁が成り立たないと決定するまでは「争議行為ヲ為スコトヲ得ズ」と規定したとの指摘がある(末弘・解説77頁)。

#### 4 労働委員会

##### (1) 労働委員会の目的・構成・種類・編成手続等

第1次草案(第26条) 「労働組合ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為雇傭者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及中立ノ第三者同数ヨリ成ル労務委員会ヲ設ク

雇傭者ヲ代表スル雇傭者団体ノ推薦ニ基キ(マ)労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キテ之ヲ委嘱ス

労務委員会ハ中央及地方及ビ地区ノ三種トシ、特別ノ必要ナルトキハ臨時ノ委員会ヲ設ケルコトヲ得」

〔末弘説明〕 戦前の労働争議調停法に基づき地方長官の下に置かれた調停委員会の仕事に加え、労務委員会を類似の仕事に大いに利用したらどうか。今後労働争議調停法とは別のものでできれば、又それに乗り換えるにしても、本条の規定する三者同数の委員から成る労務委員会が必要である。人数その他は勅令で決める。労使委員はそれぞれ団体なり組合なりの推薦でなければならない。「オ上カラ天下リデ決メタノデハ何ニモナラナイ」。労務委員会は常設であり、厚生大臣のところの中央、都道府県の長官のところの地方、地区というのは「勤労署」であり、この三種としている。たとえば、海員のところに争議が起り、常設の委員では不向きだという場合は臨時の委員会を設けてもよい。(②296頁以下)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案はほぼ修正なし。第3次草案において、「労務委員会」を「労働委員会」に名称変更し、労働委員会の事務の守備範囲を拡げることを意図し、「労働組合ニ関スル事務」から「労資関係ニ関スル事務」に修正した。4項を新設し、

労働委員会の委員は「公務ニ従事スル職員トス」と規定し、5項で新たに労働委員会に関する事項は命令で定めるとの規定を加えた。答申案も同草案を基本的に受け継いでいる。

○連合軍の指示 中央、地方、地区とは「ナショナル・プレフェクチャー・アンド・ローカル」と理解され、地方は府県別であろうが、地区は場合により色々ある。要するに、「スリー・グレイズ」(三段階)になるようであるから、整理委員会で検討すること。また、労務委員会に関する具体的なことを「矢鱈ニ勅令に任セナイデ、立法スル」ようにとの指示をうけた。(鮎沢②480頁)

○労務委員会よりもっと良い名称はないか。産業審議会はどうか小委員会で考慮願いたい。(藤林②487頁)

○第1項の「労務委員会」を「労働委員会」に名称変更する。労働委員会のする仕事は「労働組合ニ関スル事務」に限らないことを考慮し「労資関係」(レーバー・リレーション)に関する「事務ノ円滑ナル運営ニ資スル」と修正する。3項は、中央(厚生大臣所管)、地方(地方長官所管)には必ず置くが、地区に必ず設けることになると「人選、其ノ他デモ困ル」ことがあり、船員に関することは一般の労働委員会では拙い。そういう特殊の事柄に関しては特別の必要がある場合に設けることができるようにした。5項に関しては、実質的なことは法律で決めるべきであるという連合軍側の意見があった。その意見を考慮し、労働委員会に関しては手続以外のことも本法に規定を設けた事項以外は施行令、施行規則で定めることができるようにする。そのための条文を置いた。(末弘②533頁)

○第三者委員は厚生大臣が労使委員の「推薦」ではなく、「同意」を得て委嘱するとすべきである。(西尾②598頁、松岡②599頁、鮎沢②600頁) この意見に賛同し、答申案で条文修正した。(末弘②600頁)

政府提出法案 「第二十六條 [労働委員会] 労使関係ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為使用者ヲ代表スル者【、】労働者ヲ代表スル者及第三者各同数ヨリ成ル労働委員会ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ事業主【使用者ヲ】代表【スル者】及労働者【ヲ】代表【スル者】ノ同意ヲ得テ【行政官廳】之ヲ委嘱ス【ベキモノトス】

労働委員会ハ中央【労働委員会】及【地方労働委員会】ニ付設ケ【トス】、特別ノ必要アルトキハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別ノ【労働】委員会ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及ビ【命令ヲ以テ定ムル】職員刑法ノ適用ニツイテハコレ【之】ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員会ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム」

第二十六條 使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者各同数ヨリ成ル労働委員会ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得テ行政官廳之ヲ委嘱スベキモノトス

労働委員会ハ中央労働委員会及地方労働委員会トス特別ノ必要アルトキハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別労働委員会ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及命令ヲ以テ定ムル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員会ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔帝国議会〕 労働側および資本側の同意を得て委嘱する第三者委員については「世間一般ノ評判カラ見テ立派ナ学識経験アリ、且ツ其ノ判断ガ中庸ヲ得テ居ル如き人」を選ぶつもりである（官報衆議院議事録第十号156頁〔厚生大臣〕）。

本条2項の委嘱に当たり、労働争議が頻発し、労働委員会の構成を瞬時も忽せにできないような場合に推薦なり同意を得られないときは、「誠意手段ヲ儘シタ後ニ」行政官庁の公正な判断により委嘱すべきものとする。3項の特別地区等における労働委員会の設置は、「融通無碍ニ、必要アルトキ」に「勤労署」のある地域を単位に考えている（衆議院労組法委議事録第一回18～19頁）。

〔労働組合法施行令〕 政府は、帝国議会で20年労組法が成立後に開かれた第6回総会に労働組合法施行令要綱を提出した。（②630頁以下、労政局長説明②640頁以下） 同要綱は、20年労組法の「第五章 労働委員会」に係る施行令の規定となっている。その内容を要約すれば以下のようなものである。

なお、20年労組法施行（昭和21年3月1日）から約2年9ヵ月の後、政令384号（昭和23年12月28日公布）により「労働委員会の委員の委嘱の手續及び行政官廳の委員の委嘱に関する権限を明確にし、且つ、委員の任期満了の場合に關して規定する等の必要がある」との理由によって、法26条4項の規定を根拠に、委員の委嘱に関する施行令37条の規定の改正が行われ、37条の2・37条の3・37条の4の規定が設けられた（改正時は、厚生大臣から労働大臣に変更）。

第1、中労委は厚生省に、地労委は都道府県に置き、都道府県の名を冠する（法26条3項第1文、令35条）。中労委は、別に定めるもののほか、2以上の都道府県に係る事務を掌り（令36条）、厚生大臣が必要と認めた場合は、法27条1号・2号・3号の事務を中労委または指定の都道府県に掌らせることができる（令36条）。

第2、労委の労使委員および第三者委員（法26条2項）は中労委にあつては21人（各側7人）以内で厚生大臣が委嘱し、地労委にあつては15人以内（各側5人）で地方長官が委嘱する（令37条1項・37条の2第1項）。委嘱に当たっては、厚生大臣（上記改正後は労働大臣）又は地方長官は、使用者を代表する者または労働者を代表する者に対し使用者団体または労働組合に推薦を求め、その中より委嘱する（中労委の委員につき37条2項、地労委の委員につき37条の2第2項）。第三者委員の委嘱に際しては使用者を代表する者および労働者を代表する者に委嘱しようとする者の委員の候補者名簿を提示し、同意の得られた者の中より委嘱する（令37条3項・37条の2第3項）。以上の委員の外、労働大臣又は地方長官は臨時委員を委嘱することもできる（令37条の3）。

第3、厚生大臣（上記改正後は労働大臣）および地方長官は使用者団体または労働組合の推薦または同意（法26条2項）を得ることができないなどやむを得ない事由がある場合は、職権により委員を委嘱することができる（施行令37条の4）。「指導者的地位ニ在ル使用者又ハ労働運動者ト認メラルル者ノ推薦又ハ同意ニ依リ」委員を委嘱する。

第4、特別労働委員会を設置する場合（法26条3項第2文）については、その名称、設置の場所、委員の定員等は厚生大臣がこれを定める（施行令37条の3・38条）。

第5、委員の任期は、推薦または同意の取消しその他やむを得ない事由がない限り、原則とし、留任を妨げないこととする（施行令39条）。

第6、労働委員会に委員長（会長の事。以下同じ）を置き、委員長は会務を総理す。委員長は労働委員会を招集し、出席者の過半数をもって決する（施行令40条・41条）。

第7、中労委および地労委に事務局長、幹事長および書記官たる職員を以て組織する事務局を置く（法26条4項）。関係官吏は委員長の許可を得て会議に出席することができる（令42条・43条・44条）<sup>12</sup>。

〔解題〕 本条は、労使関係に関する特別の行政機関として労働委員会を置くことを定めた。これにより労働行政を従前の警察行政から切り離し、かつ労使関係に関し専門的識見を有する労使各側を代表する者およびそれら代表者の同意を得て委嘱される第三者といった民間人を登用し、その職責に当たらせる専門的機関としたことにおいて、二重の意味で日本の労働行政の時代的転換をしたと評することができよう。労働委員会の任務は次条（27条）に規定されている。

労働委員会について、労務法制審議委員会の主としてどの委員の、どのようなアイデアで民間人の三者で構成する委員会とされたのであろうか。その伏線は、末弘意見書（Ⅱ 2（2）（オ）参照）で明らかにされた2つの構想である。その1は、「特に労働条件の悪い種類の産業の労働者のために、産業別地方別に企業者側、労働者側と政府の者が一緒になって『賃金委員会』というシステム」を設ける提案である（二者構成の賃金委員会構想）。その2は、「組合に関する平素の事務を警察から分離し、そこに企業主側労働者側の代表を『勤労署』のような部署に加え、労働争議の調停仲裁を扱わせる」提案である（二者構成の参与機関構想）。

この提案に対して、労働委員会を三者構成の常設の機関として設ける提案は、末弘意見書が提出された第2回総会の審議の場で行われた鮎沢委員発言が直接の契機になったように推認される。史料記録からその発言部分の一端をここに書き留めておく意味はある。

「労働行政ハ従来警察行政デアッタ、是ハ此ノ際徹底的ニ改メテ戴キタイ」、「ソレハドウシタラ宜イカ」、「労働条件、或ハ産業秩序維持ニ於ケル諸条件ト云フモノハ、可ナリ広汎ナ新国家機構ノ下ニ行ハレルコトニ致シタイ……ソレハ茲デ思付キノヤウナ恰好デ申上げマスガ、中央ニ全国的ノ労働委員ト云フモノヲ設ケテ、ソレヲ各三名位ト致シマスカ、労働組合側ノ代表者ト使用者側ノ代表者トガ大キナ権限ヲ持ッテ、労働ニ関スル争議ノ問題ハ其処ニ於テ調整スル。其処ガ最終審トシテ行フコトニ致シマス。各地方ニモ同様ナ組織ガアリ、又各産業組織別ニ、各工場、鉱山等ニモアルト云フ形ニスル。」

この後、さらに「『アメリカ』ニ於テ広く行ハレテ居ル所デアリマスケレドモ、弁護士、

<sup>12</sup> 労政局長は、その趣旨をつぎのように述べた。法に定めた「職員」の内容をここに書いた。その任命は、労委の委員長の同意を得て厚生大臣（労働大臣）または地方長官がする。職員の会議への出席は、行政官庁と労委とは密接に相提携すべき関係にあるからである。両者の関係を「ウマク行く」ように、中労委の場合は厚生省（労働省）の労政局長が事務局長を兼任し、地労委の場合は内政部長の下にある労政課長が事務局長に就任することが考えられる。中労委と厚生省（労働省）との「結び付キヲドウスルカ」が問題である。事務局長は官の資格では大臣の指導を受け、労委の事務局長としてはその方の指揮を受ける、そのようにして両方の調節然るべくやっけて行く方が良いと考えている。（②702頁）

教会ノ牧師、大学ノ教授、大学ノ総長ト云フヤウナ人ヤ、或ハ言論界ニ於テ有名ナ人々ガ其ノ委員長ニ推サレテ、ソレカラ……」と中立委員を労働委員会の委員長に充てることなどの意見を展開し、大争議の場合に労働委員会の委員長が当事者から意見聴取をする権限、委員に対する報酬支払い、調整等の手続の公開原則、労使各側からそれぞれ労使代表者を選出する方法などに及んで意見が述べられている。(鮎沢②206～208頁)<sup>13</sup>

この意見が述べられた後の第3回総会において上記のように労使・中立の委員による三者構成とする労務委員会(その後、労働委員会)を設置する第1次草案が示された。いずれにしても、労働委員会の事務を規定した次条において明らかなように、労働委員会の主要な事務は労働争議の調整であり、米国のワグナー法においてすでに確立していた不当労働行為に対する行政救済の構想は労務法制審議委員会の審議においては政府の側からも委員の間からもまったく表面化していない。

## (2) 労働委員会の権限

第1次草案(第27条) 「労務委員会ハ第三条第七条第二十三条ニ規定スルノ外左ノ事務ヲ行フ

- 一、労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ予防
- 三、労働争議ノ仲裁並調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

〔末弘説明〕 この法律で労務委員会の決議によるとする規定は3カ条(3条2項・労働組合と認めるべきか否かに関する決議、7条・組合規約の変更に関する決議、23条・労働協約の地域的拡張の決議)がある。本条の1～4号はそれ以外の事務である。4号は30条(地方長官に対し、労働条件が特に不良の産業または職業について改善を建議すること等)と関連する。(②298頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案に修正なし。第3次草案で「労働争議ニ関スル統計ノ作成其ノ他」が事務に加えられ、答申案に引き継がれた。

○連合軍の指示 第1、労務委員会の仕事に「争議ニ関スル周期的統計調査ノ蒐集及作成」をいれること、第2、次の規定を追加するようにとのことであった。すなわち、「軍国主義又ハ侵略行為ニ活躍セル代表的人物ハ労働組合ノ役員又ハ労務委員会ノ委員トシテ選挙サルルコトヲ得ズ

<sup>13</sup> 鮎沢巖氏は、日本労働協会編『戦後の労働立法と労働運動(上)』(日本労働協会、1960年)において、その経緯に触れ、氏が20年労働組合法の規定中に常設的な三者構成の労働委員会を設けることを提案したと述べられ、「それが二回目の労働組合法案(労務法制審議委員会の第五回総会に提出された原案)の中にはっきり盛り込まれて、……出てくるんです。」と回顧されている(14頁。なお、122頁参照)。氏が提案をされた構想が「第五回総会に提出された原案」、すなわち第3次草案および答申案に盛り込まれたことは明らかであるが、その機縁になった同氏の発言は本文に示したように、すでに第1次草案が起草される以前の第2回総会で行われている。20年労組法成立から15年後の回顧であるから、経緯に多少の食い違いが生ずるのはやむを得ないであろう。いずれにしても、氏の本文に掲げた発言は誠に貴重なものであったと言わなければならない。



一 職業的軍人タリシモノ

二 何時タリト問ハズ一九三七(昭和十二)年以来帝国主義及ビ侵略行為ヲ助長スルコトヲ目的トセル機関ニ責任アル重要地位ヲ占メ居リタル者」。(鮎沢②482頁)

○第1の指示は非常に良い意見だと思う。(末弘②483頁)

○第2の指示は、そういう者の任命について「基準ノヤウナモノ」が定まれば結構ではないか。その程度のことは考慮されて然るべきである。(松岡②488頁) 附帯決議に入れるべきである。(西尾②491頁)

○労働者代表、雇傭者代表以外の第三者の任命の方法をどうするか。(西尾②491頁) それに関して法律で書いたらどうか位の積もりである。(末弘②492頁)

○1項は連合軍の意見を反映した。第14条の労働組合の解散命令が「検事ノ請求」ではなく、「労働委員会ノ申立」に変更された関係で「労働事情ノ調査」を残した。(末弘②536頁)

政府提出法案 「第二十七条 労働委員会ハ第三【六】條、第七【八】條、第十四【十五】條【、】第二十三【二十四條及第三十三】條ニ規定スル事項【モノ】ノ外左ノ事務ヲ掌ル

一、労働争議ニ関スル統計ノ作成<sub>シ</sub>【其】ノ他労働事情ノ調査

二、團體交渉ノ斡旋<sub>シ</sub>【其】ノ他労働争議ノ豫防

三、労働争議ノ【調停及】仲裁及調停

四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

【労働委員会ハ労働条件ノ改善ニ關シ關係行政官廳ニ建議スルコトヲ得】

第二十七条 労働委員会ハ第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條ニ規定スルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 労働争議ニ関スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査

二 團體交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ豫防

三 労働争議ノ調停及仲裁

労働委員会ハ労働条件ノ改善ニ關シ關係行政官廳ニ建議スルコトヲ得

〔帝国議会〕 目下、労働争議調停法の改正を考えているが、差当たり考慮すべき点として、公共事業の争議行為に関しては、現行の労働争議調停法を改め、労働委員会を常設的機関として設立する。その事務は、①争議の事前調停の制度化、②強制調停の範囲の拡大、③必要により争議行為の禁止または中止命令をなし得ること、④労働委員会の争議調停に関し場合により決定拘束力を付与すること等である(官報衆議院議事録第十号166頁、衆議院労組法委議事録第一回18頁)。

公共事業のみならず、公益事業(交通事業、水道、瓦斯を例示)に従事する者の組織する労働組合の行う争議行為に関しては、労働争議調停法改正に際し、一定の制限を設ける方向で検討を行いたい(衆議院労組法委議事録第三回44頁〔労政局長〕)。船員も「公共ノ安全ニ對シテ重大ナ責任ヲ持ッテ居ルモノ」である(同54頁)。

本条の定める労働委員会の「大イナル権限ノ行使ヲ適正ナラシメンガ為」、委員会に調査機関その他の、相当有力で能率の良い事務局を置く考えである(衆議院労組法委議事録第一回19頁)。

労働委員会の与えた調停案による合意が成立しなかった場合に関しては本法に規定は

ない。罷業対策上欠ける点があるとの指摘はその通りである。本法は調停に関しまだまだ規定に足りない点が多々存するので、現行労働争議調停法を改正し、その欠点を補いたいと考えている。また、非常に限られた場合において争議行為禁止命令を出せるような規定を置くことも調停法改正の際に考えたい（衆議院労組法委議事録第一回25頁）。

〔解題〕 第1次、第2次、第3次草案および答申案（1項4号）をとおして労働委員会の事務に「労働条件ノ改善ニ関スル建議」（政府提出法案2項）が規定されていることが注目される（政府提出法案32条参照）。

労働委員会の事務局の役割に関しては、「事務局としては発生した個々の争議につき其都度実情を調査するのみならず、平素から管内の労働事情を調査して置いて、委員会に資料を提供する任務を負ふ譯である。殊に今後は従来如く特高警察の手を通して争議の実情其他労働事情を調査するやうなことが出来なくなるから、委員会並に事務局に特有な使用者並労働者との人的関係を此点を利用して欠陥を補ふことに努める必要がある。」と指摘されている（末弘・解説85頁）。

2項の「労働条件ノ改善ニ関シ關係行政官廳ニ建議スルコト」は第32条の規定によって行われる。

### （3）労働委員会の議事

第1次草案（第28条） 「労務委員会公益上必要アリト認ムルトキハ又ハ關係者ノ同意アルトキハ議事ヲ公開スルコトヲ得」

〔末弘説明〕 公益上必要があるとき、または関係者が同意するときに、紛争を公開し紛争を一般に知らせることで、輿論がこれを解決する一つの力になることは、外国のこの種の制度に連関して察せられる。（②298頁）

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案は修正なし。第3次草案は公開要件にかかる「関係者ノ同意」を「関係者双方ノ請求」に変えた。答申案はこれをそのまま引き継いだ。「議事」を公開するというのもどうかというので「会議」とした。（末弘②535頁）

○連合軍指示 「関係者ノ同意」は、「関係者相互ノ同意」と書くこと。（鮎沢②482頁）

政府提出法案 「第二十八條 〔会議〕 労働委員会【ハ】公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者双方ノ請求アルトキハ會議ヲ公開スルコトヲ得」

第二十八條 労働委員会ハ公益上必要アリト認ムルトキハ又ハ關係者ノ請求アルトキハ會議ヲ公開スルコトヲ得

### （4）労働委員会の強制力

第1次草案（第29条） 「労務委員会前条ノ規定スル事務ヲ行フ為必要アルトキハ雇傭者並ソノ団体及労働組合ソノ他ノ關係者ニ対シ其（マ）ノ出頭ヲ求メ労働事情ノ調査ニ必要ナル帳簿ソノ他書類提出ヲ求メ又ハ關係ノ工場事業場ヲ臨検スルコトヲ得」

〔末弘説明〕 「極メテ重要ナ規定」である。労務委員会は27条の調査、斡旋、仲裁調停をする。これまでの労働争議調停法の下では厚生省が委員会を設け、地方長官の所に置かれたが、法律上は呼び出す権利も資料を出させる権限もなかった。本条は、労務委員会が労働事情の調査を行うために必要な権限を有することを認めたものである。委員会の守

秘義務を規定すべきであるとの意見も役所から出てくるであろうが、寧ろ必要ないものと考えて規定していない。(②299頁)

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次、第3次草案および答申案とも基本的な事項に係る修正なし。

○労働委員会の仕事の一つである「労働事情ノ調査」ということだけではないという意味で、第26条(政府提出法案の27条)の規定する事務という書き方をした。臨検は委員会自らが行わない場合に委員のほか職員もできるようにした。(末弘②536頁)

政府提出法案 「第二十九條 〔強制権限〕 労働委員會第二十六條ノ規定スル義務(ママ) 【其ノ事】 務ヲ行フ為必要アルトキハ使用者又ハソノ團體又ハ【、】 労働組合ソ 【其】 ノ他ノ關係者ニ對シ其ノ出頭ヲ求メ【、報告ヲ徴シ】 若シクハ必要ナル帳簿ソノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハ其ノ委員若シクハ【第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル】 職員【(以下職員ト稱ス)】ヲシテ關係ノ工場事業場ヲ【ニ】 臨検【シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得】

第二十九條 労働委員會其ノ事務ヲ行フ為必要アルトキハ使用者又ハソノ團體、労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ出頭ヲ求メ、報告ヲ徴シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求メ又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員(以下職員ト稱ス)ヲシテ關係工場事業場ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

〔解題〕 本条に定める労働委員会の強制力に関し、「出頭を求められる者は委員会その『事務ヲ行フ為必要』と認むる一切の關係者であるから、会社の社長重役は素より、官吏の労働関係に関しては使用者たる大臣その他行政長官も出頭を求められることがあり得る」と指摘されている(末弘・解説89頁)。本条の「検査ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者」に対しては500円以下の罰金刑が科される(第35条)。

#### (5) 労働委員会委員等の秘密保持義務

第3次草案で新設(第29条) 「労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハソノ職務遂行ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ」

〔末弘説明〕 労働委員会に第28条のような重要な権限を与える以上、委員および職員は秘密を守らなければならないからである。違反に対しては制裁の規定がある。(②536頁)

政府提出法案「第三十條 〔秘密を守る義務〕 労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハソノ職務遂行ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ」

第三十條 労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハソノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

〔解題〕 違反者に対し1,000円以下の罰金刑が科される(34条)。

#### (6) 労働委員会の関与した協定の効力

第1次草案(第25条) 「本章ノ規定ハ労働組合ノ介入ナキ労働爭議解決ノ協定ニ之ヲ準

用ス」<sup>14</sup>

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案修正なし。第3次草案において本条は第30条に移動し、「労働組合ノ介入ナキ労働争議ノ予防解決ノ協定ニシテ労働委員会ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス」と規定文言が改められた。

○労働組合の介入しない争議の予防、解決のために労働委員会が介在して協定ができた場合は、それを届出させて、労働協約と同一の効力を認める。「之ニ依ッテ労働委員会ノ仕事ヲ此ノ方面ニ伸シ、強メルト云フコトガ其ノ結果出テ来ルコトニナリマス。」(末弘②537頁)

政府提出法案 「第三十一条 第三章ノ規定ハ労働委員会ノ關與シタル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス」

**第三十一条 第三章ノ規定ハ労働委員会ノ關與シタル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス**

〔解題〕 「……労働者ノ待遇ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノ」とは、未組織労働者が争議団をなして使用者と締結したものをいうが、そのような協定に当たった争議団代表が真に争議労働者全部を代表する権限を有するや否やが疑わしく後に紛争の種を残す虞があり得る。そこで、かかる協定に労働委員会が関与し、これによって右の代表関係等につき法律上欠陥のないことを確かめた上でなければ、労働協約と同様の効力を有しないこととしたと指摘されている(末弘・解説90頁)。

### (7) 労働条件改善の建議およびその効力

第1次草案(第30条) 「一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ不良ナルトキハ労務委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ摘示ヲ受ケタル場合ニツイテ必要アルト認ムルトキハ関係ノ雇傭者又ハ雇傭団体ニ対シ労働条件ニ關スル一定ノ基準ヲ指示スルコトヲ得

雇傭者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナクコレヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

前項ノ指示ハ関係雇傭者及労働者ニ対シ労働協約ト同様ノ効力ヲ有ス

前項ノ規定ハ労務委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用スル」

〔末弘説明〕 労働組合はそんなにすぐに凡ゆる方面にできるとも考えられない。内職労働など労働条件が特に不良なものがでてくる。労務委員会はそういうものを発見した場合に、実情を調査して、具体的な案を作成して地方長官に建議をする。地方長官は労働条件について一定の規準(マ)なるものを労務委員会の具体案に基づいて作り、雇主、或いは其の団体に指示することができるようにする。これと同様の制度は戦前に行われており、議会にも「労働条件ノ改善ニ關スル協定ヲ強化スル件」とかいう(マ)法律を出しかけたことがある。地方長官の指示は労働協約と同じ効力をもつ。二府県以上に亘るときは主務大臣が指示をすることになる。(②300頁以下)

<sup>14</sup> 本条の「本章ノ規定」とは、「第三章 労働協約」の規定をいう。

〔第2次草案・3次草案審議〕 第2次草案において第2項の「摘示ヲ受ケタルトキ」を「建議ヲ受ケタルトキ」に修正し、第3次草案（本条を第31条に移動）および答申案とも、1項の「不良ナルトキ」を「適正ナラザルトキ」に、「労務委員会」を「労働委員会」に、「雇傭者」を「使用者」に字句修正したほかは内容に係る修正なし。

○本条2項の地方長官は、労働委員会の建議と異なる規準を指示することができるか、(桂②593頁) 理屈を言えば地方長官は建議を修正する権限を有するが、労働委員会が実情を調査し、「官私共ニ異存ノナイモノ」が建議されるようにするのが宜しい。(末弘②594頁)

○本条は「ウエイジボード、トレイドボード……ノ考ヘ方ヲ持ッテキタ」。イギリスが最も完備しており、関係産業の使用者側、側と官庁の者が構成する委員会で実情を調べてやっている。(末弘②596頁)

政府提出法案 「第三十二条 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件【其ノ他ノ待遇】特ニ適切ナラザル時【トキ】ハ労働委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具體案ヲ作成シテ地方長官【行政官廳】ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケ【アリ】タル場合ニライ【於】テ【行政官廳】必要アリト認ムルトキハ關係ノ使用者又ハ其ノ圖体ニ對シ労働条件【其ノ他ノ待遇】ニ関スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

【第二項ノ規定ニ依リ】前項ノ指示【アリタル規準】ハ關係使用者及關係労働者ニ對シ【付】労働協約ト同一ノ効カヲ有ス

前項ノ規定ハ労働委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十二条 一定ノ労働者ノ労働条件其ノ他ノ待遇特ニ適切ナラザルトキハ労働委員会ハソノ実情ヲ調査シ改善ノ具體案ヲ作成シテ行政官廳ニ建議スルコトヲ得

前項ノ建議アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ關係使用者ニ對シ労働条件其ノ他ノ待遇ニ関スル規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依リ指示アリタル規準ハ關係使用者及關係労働者ニ付労働協約ト同一ノ効カヲ有ス

〔解題〕 政府提出法案において「一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者」を単に「一定の労働者」に修正した理由は不明である。この修正は、本条の意義を不分明にしたという意味で適切でなかったと評しえよう。本条は24年改正労組法の制定前に削除されている。20年労組法施行後に制定された労働基準法（昭和22年法49号）に最低賃金に関する規定が設けられたことによるものであろう。

本条に関しては、日本においても「昭和十年前後諸府県に於て警察官吏の斡旋に依り特に労働条件劣悪なる産業に於ける使用者の同業組合をして労働条件改善に関する協定を為さしめた事例があり、内務省社会局もその労働条件改善上有益なるを認めて、之を法制化せんとしたことがある。此場合の協定には労働者が参加しておらず、従って単に使用者相互間の労働者を犠牲とする不当なる競争の防止を目的とする協定に依って労働条件の劣悪状態を救治せんとしたに過ぎないけれども、兎も角我国にも当時既にかかる制度の必要が実際に感ぜられてみたことを実証するものとして注目に値する事実である。本条は、此等

の先例を考慮し、『一定の労働者』即ち或種類の産業に従事する労働者一般に付き、労働委員会に本条のような任務を課し、労働委員会に「労働者の為に『ツレード・ボード』の機能を営ましめることとした」。労働委員会は、「常時事務局を督励して管下の『労働事情ノ調査』を為さしめ、此種機能の対象たるべき労働状態の発見に努力し、以て適時に対策を講じ得るやう絶えず考慮を拂つてゐる必要がある。」と指摘されている(末弘・解説92頁)。

## 5 罰 則

### 第五章 罰則

本章の規定は第3次草案で新設された。

〔末弘説明〕 本章は、2つに分かれている。すなわち、刑法の刑罰と行政上の制裁で過料である。過料は手続を命じている規定に違反した場合に科するもの(本章では36条)でほとんど問題はない。以下、刑罰(政府提出法案33~37条)について一括して説明する。(②604頁以下)

政府提出法案33条(同11条違反について) 組合員であることを理由とする解雇その他不利益取扱いおよび黄犬契約を禁止している規定違反に対する制裁であり、「最モ軽イノガコノ程度」と考え、また罰金だけでは何でもないという人もいるので禁固刑を定めた。しかし、司法省では「ドウ云フ條件ガ正確ニ備ハルト罰スルカ……ハッキリシナイデ困ル」という意見がでるであろう。「我々ノ目的ハ……寧ロ違反ナキコトヲ期スル意味デ、此ノ程度ノ制裁ヲ加ヘタラドウカ」。(②606頁)

政府提出法案34条(同30条違反について) 労働委員会が会議を公開した場合は別として、委員または職員が職務上知り得た秘密を漏らした場合に関する制裁規定である。(②607頁)

政府提出法案35条(同29条違反について) 労働委員会に強制権限を与える規定を設ける以上は、これを拒否した者に対し制裁を加えなければならないが、罰金だけにしては。(②606頁)

政府提出法案36条は、違反した使用者が法人の場合の刑罰の適用を定めたものである。この種の規定は経済統制令などに沢山でてる。制裁としては罰金より仕方がない。(②607頁)

このほか、労働組合が裁判所の解散命令(14条)に従わない場合に関しては、この法律としては「解散ト云フ法律上ノ死刑ニ相当スルコトヲ命ジタノデ、後ノ事実上ノ集団ノ問題ニハ此処デハ触レナイ」ことにした。(②608頁)

政府提出法案 「第三十三条 第十【十一】条ノ規定ニ【ノ】違反シ【アリ】タル者【場合ニ於テ】ハ【其ノ行為ヲ為シタル者ハ】六月以下ノ禁固又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス【前項ノ罪ハ労働委員会ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ】」

<p>第三十三条 第十一条ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ禁固又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス 前項ノ罪ハ労働委員会ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ</p>
---

第三十四條 第三十条ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ処ス

政府提出法案 「第三十五條 正当ノ事由ナクシテ第二十八【二十九】条ノ規定ニヨリ 【違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ若ハ帳簿】 出頭若シクハ書類ノ提出ヲナ【為】 サズ又ハ臨検 【同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ為サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル検査】ヲ拒ミ【、】妨ゲ若ハ忌避シタル者、【ハ】五百圓以下ノ罰金ニ処ス」

第三十五條 二十九条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ為サズ又ハ同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ為サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ処ス

政府提出法案「第三十六條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十二条又ハ前条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハ 【其】ノ法人又ハ人、【ハ】自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ 【其】ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二条及ビ前条前段ノ規定、【ハ】使用【其ノ】者ガ法人ナルトキハ理事、取締役 【其】ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ【之ヲ】適用ス【但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ】

第三十六條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前条前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

政府提出法案 「第三十七條 【左ノ場合ニ於テハ】労働組合ノ代表者若シク【又】ハ清算人又ハ使用者ハ左ノ場合ニ於テハ【ヲ】五十圓以下ノ過料ニ處ス

一、第四【五】條【又ハ】、第六條若シクハ第十九條第二項（第三十【三十一】條ノ規定ニヨリ【於】テ準用セラル【ス】ル場合ヲ含ム）【ノ規定】ニ定ムル【違反シ】届出ヲ為スコトヲ怠リ【サズ】又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二、第八【九】條ニ定ムル組合員【ノ規定ニ違反シ】名簿ノ備付ヲ為スコトヲ怠リタル【サザル】トキ

三、第十五條第二項又ハ第十六條ノ規定ニヨリ準用セラルル民法第七十七條ニ定ムル【本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル】登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

四、第十六【十七】條ノ規定ニヨリ【於】テ準用セラル【ス】ル民法第【七十九條又ハ】八十二【八十一】條ノ場合ニツイテ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ【規定ニ違反シ公告ヲ為サズ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ】

五、第十六【十七】條ノ規定ニヨリ【於】テ準用セラル【ス】ル民法第八十一条ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタ【サザ】ルトキ

六、第十六【十七】條ノ規定ニヨリ【於】テ準用セラル【ス】ル民法第七十九【八十二】條又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ニ公告ヲ為シ【非訟事件手続法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨げ】タルトキ

七、第三十一条第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲナスコトヲ怠リタルトキ

【第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ為サズハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ労働組合以外ノ労働協約ノ當事者（當事者團體ナルトキハ其ノ代表者トス）ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス】

【使用者ハ第三十二条三項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス】

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條又ハ第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二 第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付ヲ為サザルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

四 第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ八十一條ノ規定ニ違反シ公告ヲ為サズ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

五 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十一条ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ為サザルトキ

六 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十二条又ハ非訟事件手続法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨げタルトキ

第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ労働組合以外ノ労働協約ノ當事者（當事者團體ナルトキハ其ノ代表者トス）ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

使用者ハ第三十二条三項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

#### 附則

本法施行ノ日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五條第一項ノ規定ニ準ジ届出ヲ為スベシ

登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號「産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會、労働組合」ニ、「産業組合法」ヲ「産業組合法、労働組合法」ニ改ム

#### 附帯決議

##### 第1次草案

一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設ケルコト

二、政府ハ本法施行ト同時ニ労働行政機構ヲ整備拡充シ、労働省ヲ設置スルト同時ニ中央



地方ニ亘ッテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ、末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシム

三、経済復興審議会ヲ設置シ労働組合ノ代表ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明ラカニスルコト

四、労働争議調停法ヲ廃止シ、新タニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ、一面争議ヲ予防スルト共ニ他面迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト

五、中央労務委員会ニ労資協会及労働科学研究所ヲ所属セシメ労働ニ関スル科学調査ヲナサシムルコト

### 第2次草案

一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設ケルコト

二、政府ハ本法施行ト同時ニ労働行政機構ヲ整備拡充シ、労働省ヲ設置スルト【。】同時ニ中央地方ニ亘ッ【リ】テ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ、末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシム【ルコト】

三、経済復興審議会ヲ設置シ労働組合ノ代表ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明ラカニスルコト

四、労働争議調停法ヲ廃止シ、新タニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ、一面【労働】争議ヲ予防スルト共ニ他面迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト

五、中央労務委員会ニ労資協【調】会及労働科学研究所ヲ所【附】属セシメ労働ニ関スル科学調査ヲナ【為】サシムルコト

○連合軍指示 i) 上記二について 本法成立当時に労働省を設置することは無理であるから「出来ル限り速ニ」とすること、ii) 上記五について 労研は戦争を幫助したものであり、産報は労働組合を潰したものである。それを労務委員会の附属の機関とするようなことは「断ジテイカン、承認出来ナイ」。そこで、「中央労務委員会ハ必要アル場合ハ現存ノ機関ヲ併合シ、十分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲ其ノ事務局ニ附属セシメ、其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ハシムルコト」と規定すべきである。(鮎沢②494頁)

### 第3次草案

一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設ケルコト

【二、】法第一条ノ精神ニ基キ第二条ニ掲ゲル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付団結権ニ対シテ不当ノ制限ヲ加ヘザルヤウ濫用防止ノ措置ヲトルベキコト

【三、】政府ハ本法施行ト同時ニ労働行政機構ヲ整備拡充シ、【出来得ル限り速ニ】労働省ヲ設置スル【創設シ之ニ労働行政ヲ統一スベキ手続ヲ講ズル】ト同時ニ中央地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ、末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシムルコト

三【四、】経済復興【ヲ】審議会ヲ設置シ【スル等ノ場合ニ於テハ】労働組合ノ代表【者】ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト

四【五、】労働争議調停法ヲ廃止シ、新ニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ、一面労働争議ヲ予防スルト共ニ他面迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト

五【六、】中央労務【労働】委員会【ハ其ノ指令ノ下】ニ協調会及労働科学研究所ヲ附属セ

シメ労働ニ関スル科学的調査ヲ為シシムルコト【行ハシムル為ニ現存ノ機関ヲモ総合シ充  
分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲ其ノ事務局ニ附属セシムルコト】

【七】、労働委員会ノ委員又ハ労働組合ノ役員ノ選任ニ付テハ人選ヲ慎重ニシテ極端ナル軍  
国主義者ソノ他本法制定ノ精神ニ鑑ミテ不適當ナルモノヲ除外スルヤウ特別ノ配慮ヲ為  
スコト

〔末弘説明〕 一について 憲法に載せるに足るような簡潔な規定を皆さんと考えたい。  
二については、第1条の箇所でも説明した。三については、船の方も労働大臣一本に統一すべ  
きではないかと考えている。四については、その趣旨の会議が設けられるときは労働者の  
代表を外してはいけないということである。五は、変更していない。六については、協調  
会および労働科学研究所に関して第4回総会での連合軍指示に関する鮎沢委員の指摘を参  
酌して書いた。七については、第4回総会の第27条審議の際に鮎沢委員から連合軍指示とし  
て指摘のあった。(参照、鮎沢②486頁) そのままだとたとえ法文でないにしても附帯決議と  
して「稍々デリカシイヲ欠イテ居ル」嫌いがあるので、この程度のものでした。(②538頁)

○附帯決議三について 船員の職場である船舶は広域の移動性および国際性を有して  
いるため、海運産業全般を主管し船主の監督官庁である運輸省が、船員の福利を増進する  
ことも統一してやる方が便利である。(小泉②541頁)

#### 答申法案

- 一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設クルコト
- 二、法第一条ノ精神ニ基キ第二条ニ掲ゲル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付圖結権ニ対シテ不  
當ノ制限ヲ加ヘザルヤウ【様】濫用防止ノ措置ヲトルベキコト
- 三、政府ハ【ガ】労働行政機構ヲ整備拡充シ、出来得ル限り速ニ労働省ヲ創設シ之ニ労働  
【勤労】行政ヲ統一スベキ手続ヲ講ゾルト同時ニ中央地方ニ亙リテ一切ノ労働行政事務  
ヲ警察行政ヨリ分離シ末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシム【ルコト】
- 四、経済復興ヲ審議スル等ノ場合ニ於【オイ】テハ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広ク勞  
働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 五、労働争議調停法ヲ廃止シ【、】新タニ労資【労使】関係ノ調整ヲ目的トシテ争議ヲ予防  
スルト共ニ迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 六、中央労働委員会ハ其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ワシム【メ】ル為【タ  
メ】ニ現存ノ機関ヲモ総合シ充【十】分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲ其【ソ】  
ノ事務局ニ附属セシム【メ】ルコト
- 七、労働委員会ノ委員又ハ【、】労働組合ノ役員ノ選任ニ付【ツイ】テハ人選ヲ慎重ニシテ  
極端ナル軍国主義者ソノ他本法制定ノ精神ニ鑑ミテ不適當ナルモノヲ除外スルヤ【ヨ】  
ウ特別ノ配慮ヲ為【ナ】スコト

政府提出法案 附帯決議ナシ

(主要文献)

遠藤公嗣『日本占領と労資関係政策の研究』(東京大学出版会、1989年)

賀來才二郎『労働組合法』(中央労働学園、1949年)

資料労働運動史21年 労働省編・資料労働運動史昭和20-21年(労務行政研究所、1951年)

資料労働運動史24年 同昭和24年(労務行政研究所、昭和27年3月刊)

竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』(日本評論社、1970年)

竹前栄治『戦後労働改革』(東京大学出版会、1982年)

竹前栄治『占領戦後史』(アルク出版企画、1992年)

末弘巖太郎『労働法研究』(日本評論社、1926年10月)

末弘巖太郎『労働組合法解説』(日本評論社、1946年5月)

東京大学労働法研究会『註釋労働組合法』(有斐閣、1949年1月)

東京大学労働法研究会『注釈労働組合法上巻』(有斐閣、1980年12月)、同『下巻』(有斐閣、1982年12月)

労働行政史1巻 労働省編『労働行政史第1巻』(労働法令協会、昭和36年)

戦後労働行政史 労働省編「労働行政史・戦後の労働行政」(労働法令協会、昭和44年)

労働行政史3巻 労働省編(労働法令協会、昭和57年)